

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第四号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十七番（高橋美智子君） きょうはお天気もよく本当に美しい空で、市勢の発展のためにきょうも一日、別府市民の税金に恥じないように頑張っています。

一昨日より、議会の市長答弁を聞いておまして、いろんな意見の中で、市長が本当に率直に真摯に対応している姿を見まして、やはり新しい市政になったなというふうに感じました。この市長の公約どおりの市民の皆さんの声に耳をよく傾けて、今まで私たち、いろんな方たちの団体の声も、今までは、前市長はお会いをしない人とか、二万余名の署名を持ってきても会おうとしなかったような方たち、その人たちが賛否両論、いろんなことが市政の中であろうと思えますけれども、本当にこの人たちのためにも耳を傾けて、公平に聞いていただいたということについては、大変皆さんも本当に感謝していますし、本当に新しい市政に大きな期待を持っておるところです。こういう意味で、みんなが別府市を何とかしようと一緒に頑張っていこうという機運が高まっているということをお知らせしたいと思います。

それで、市長も、私は前の市長のことを考えてみまして、初心を忘るべからずということとをぜひお願いしたいというふうに思っております。

一昨日から語られている木造の浜田温泉については、一期目の議員さんたちには、議会での経過を知っていただくために、このことについて歴史や問題点をあわせて説明させていただきたいと思っております。

それから、議案質疑のときに池田市議の質問に、市長は、苦渋の選択で、できるだけ早い時期に復元したいという思いを語っていただき、私は、それは一応市長の苦しい中での評価をしたということは評価いたしますけれども、ただ、この浜田温泉の推移を正しく認識されているのか疑問に思っております。最後に市長にコメントも求めますので、よろしくお願いたします。

浜田温泉の歴史と経過から説明いたします。

木造の浜田温泉、これは昭和十年、亀川町、朝日村、石垣村、別府市と合併した大温泉都市別府の誕生を祝して改築された記念碑的な温泉建築物です。設計は、池田三比古という人で、竹瓦温泉を設計した村上利作さんを指導し育てた別府の建築史に残る建築家です。この浜田温泉は、文化財的な要素があるのかと言う方もおられますけれども、これは今日も別府八湯として亀川のシンボルでもあり、別府誕生のシンボルでもあると思っております。これは見られた方はもうわかると思うのですが、建物の特徴は、宝形造の銅板ぶきの大屋

根に三角形の千鳥破風の小屋根がつき、その下に唐破風の堂々とした屋根が重なる華麗な社寺風のもので、見て本当にこれは珍しい、希少価値のあるものだと思います。

一九九四年に大分県、国の近代化遺産の総合調査がありましたその報告に、竹瓦温泉とともに保存対象としてリストアップされ、大切な文化財であると強調されているところでもあります。

そんな浜田温泉も老朽化が激しくなりまして、いつまで持つのか、大分大の井上教授が耐久度測定調査を行って、平成十二年十一月に中間報告ができ、その調査に基づきまして、建てかえの方針が出たわけです。その建てかえの方針が、コンクリート建てということに提案されたわけです。それで私たちは、なぜこれがコンクリートなのかということで、いろいろと調べまして、このことについて、まず私たちは疑問を持ったわけでありまして。そのときに、あと、その中間報告書の中を三枚を抜いてというか、それは議案質疑のときに池田議員が言われたことであります。こういうようなことをして、結局は木造で改築するコストとか木造で新築するコストよりもコンクリが高いにもかかわらずコンクリですという結果と、それから、この井上教授が言っているのに、これを確かめるためにですけれども、最後にまとめとして、「木造建築とすることが亀川では望ましい」という意見を述べられているわけですね。そして、鉄筋コンクリートづくりは、新築する場合のこととかも、それから木造建築にすることが好ましいというふうに意見を述べて、木造建築を中心とした町並みに鉄筋コンクリートの建物はそぐわず、町並み景観の上からも不相当と判断される、ということにもかかわらず、こういうコンクリをつくった。そして、このコンクリは海岸近くに新築する場合には、基礎地盤が軟弱であり、大きく基礎工事に多額のコストがかかるとか、それから海岸近くには潮風による塩分のために鉄筋の早期腐食が考えられるとか、そういうことを言われているわけです。この報告を抜いて、二百万も調査を出した、この調査の本質を生かさず、私たち一部の議員の声も聞かずこのコンクリの建設をしたということは、大変に残念です。

しかし、これは考えてみれば後から出てきた、後でわかったということもありますけれども、そのときに私もいろんな議会の中で質問をして、浜田温泉をなぜ鉄筋にするのかという質問に対して、行政はどういうふうに答えているかということ、四つほど答えています。耐久性と維持管理のしやすさで、木造にまさるといふふうに言っています。しかし、これはいろんな専門家の方たちに、私たちはたくさんいろんな方と話をすることで、耐久性については木造の方が長く持つこともある、木造の方がかえっていいということ、それから耐震性というか、今からの地震対策とかそういうものに対しても木造がよいというお話でした。

それから、二番目の高齢者や障害者の使いやすいバリアフリーの施設にするということでもあります。同じバリアフリーの施設は木造でもバリアフリーができるわけでもありますか

ら、木造の方が柔らかくて、そういう意味では自然環境にも適するのではないかと思います。

それから三番目に、工事中も入浴できるから、すぐそこにそのまま残っていて鉄筋コンクリートの温泉をつくりたいということでしたが、これは近くに温泉がたくさんあって、特にこの近くの人たちは余りたくさん使用されてないわけです。三分の一ぐらい、または四分の一ぐらいの方たちが近くの人たちです。

このことと、それから四番目に、自治会がコンクリを望んでいるということを言っているわけですがけれども、これは本当にやっぱり私は自治会のためにも検証しておく方がいいと思うのです。自治会がコンクリを望んでいると、はっきりは言っていないわけですね。これは、自治会が別府市にいいようにと、別府市の方針でどうぞというふうな言い方をしているわけです。

それから、このコンクリを望んでいるということについては、利用する人からすれば、本当にこのコンクリを望んでいるかということを知ることがなければいけないのですが、私たちはこれを調査いたしました、学生さんと。そのほとんどの方は、利用者はコンクリを嫌がっているというか、むしろそれは木造の方がいいというふうについて答えている人が多かったです。それから、木造で修理するのは、もう議会の中で私は何回もしたわけですが、修復するのは無理で、仮に可能でも費用がかさむからとか、井上市長におきましては、私の九月の一般質問に関しても、「木造では、鉄筋コンクリートに比べ倍以上の費用がかかる」という答弁をしているわけです。

結果的にはこういうことで、私たちの意見は通らずにコンクリになりました。それで、それを何とかとめようということで、九月二十六日に臨時議会を請求して、一つは市営温泉の位置づけをやはり、別府市は何かばたばたと市営温泉に変えてしまったわけですが、市営温泉に変更するための条例改正をしようとしたわけですが、その中で浜田温泉を温泉文化遺産としての位置づけをして、市営温泉に変更するための条例改正を十月三日に予定していたわけでありました。しかし、このときに議会までの行政の方の時間が足りない、準備が足りないということと、建設工事が始まったのでその意味がなくなったということで、これは取り下げることになりました。ここで、本当といえば文化財という議論のチャンスがあったわけでありました。だけれども、こういうことももう取り下げられて、本当にこの議論が、話ができなかったということでありました。

それでもこの中に、あきらめずに浜田温泉の修復保存を望む四人の女性を中心とした「浜田温泉館を温泉文化遺産として使って守る会」という人たちの請願書が出ました。そして、これは浜田温泉を国の登録文化財にするための調査実施する請願書ということで提出をしました。これは全会一致で通ったわけでありました。ですから、議決されているのです、これは。それで、これからいろんな調査会が始まるわけですが、この議会で議決され

たということは、大変な重みであると思います。

それで、質問に入りたいと思いますけれども、この議決されたことを受けて、名前が大変長いのですが、「歴史的建造物の保全などに関する調査委員会」というのが立ち上がりました。この委員会の設立に至った経緯と目的を教えてほしい。そして、だれがこの中心となっていたのか、その質問をいたします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

平成十三年十二月議会におきまして、旧浜田温泉の取り扱いにつきまして、市議会においていろいろ議論される中、当時の助役が、市内にある歴史的建造物の保全についての市の基本的な考え方等について意見を伺うために調査委員会を設置し、その中で浜田温泉の問題も取り上げたい旨の答弁をしましたことから、平成十四年三月一日に「歴史的建造物の保存等に関する調査委員会」を設置しました。

目的としましては、別府市にとって歴史的・文化的に価値が高い代表的建築物の保全等のあり方について総合的な調査・研究を行うものであります。

○十七番（高橋美智子君） この設立は、議会のこの議決を受けてこういうことをしたということですが、そして、これを見ますと、第一回目が三月一日、二回目が六月二日、三回目が九月二十七日、四回目が十五年二月七日。そして、この中間報告を見て、私たちはこの中身を知りたくて、公開にしてくださいとかいろいろ言いましたけれども、非公開でやるということで推移いたしました。そして、この中間報告が出て初めているんなことがわかったわけでありますが、選挙中というか、これは四月二十二日ですね。皆さんも考えてみていただきたいと思うのですが、四月二十七日に選挙がございました。その選挙中のばたばたしたときに、中間報告が四月二十二日に提出されているわけでありまして。だから、これがそのまま、前の方たちがおられたらそのまま推移していたのではないかと思うのですけれども、こういう「保全する会」を要綱までつくって、それは四月二十四日付の要綱をつくって、もう変えられないようにばたばたとやったこととございます。それで、計画は、私は予想外だったと思うのですが、結局そのほとんど中心と、先ほど言われた方たちが、中心となっていた人たちが、ほとんどもうここにいないわけでありまして。ですから、この人たちに聞きたくても今は聞けないという状態であります。

それで、議長にお許しを願いたいと思っておりますのですが、今まで私が言ったことで前にいた関係者、それから今の任にある方たちも、本当にこのことについて、私が今言ったことが間違いであるかどうか、そのこともあわせて、もし間違いがあれば訂正をしていただきたい。そして、あなたたちの行政の間違いがあるならば、やはりそれをきちんと正していただきたいというふうに思っております。議長、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（清成宣明君） 行政が継続である以上、過去にさかのぼってそういうことを私の名前でもってすることは、いかがなものであるかということの判断については、今ここで

すぐにはお受けができないのではなかろうかという気がしますので、後ほど検討してお返事を差し上げます。

○十七番（高橋美智子君） それで先に。私が過去のことをいろいろ言っても、確かにいない人のことを言っても仕方がないと思いますけれども、この行政が継続をしたという、私は、やはりこれは軌道修正が新しく市長になってできたのではないかと思っているわけです。なぜしなかったのかなということをおもいました。

この委員会について今説明があったように、私たちは、文化財としてのこれを調査するための委員会をしてくれという議決にかかわらず、文化財を調査する会であったのかどうか、そこをちょっとお尋ねします。現在の担当課に、答えていただきたいと思います。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

最初につくられました「歴史的建造物の保存等に関する委員会」の中で「歴史的建造物の概念」という言葉がございます。その概念の中に、「歴史的建造物とは、歴史的な価値を有し、原則として建築後五十年を経過した建物であること」、二番目に、「技術的な価値が高く、再現することが容易でない建造物であること」、三番目に、「意匠的な価値が高く、造形の規範となっている建造物であること」、四番目に、「別府観光の発展に継続的に寄与することが見込まれる建造物であること」ということの文言が記載されております。こういう形の部分で、議論がされたと思っております。

○十七番（高橋美智子君） それでは、この歴史的建造物の今言った概念ですね、この請願と合致しているのですか。それだけをちょっとお尋ねします。

○温泉課長（遠島 孜君） 先ほど、歴史的建造物の設置に対して、当時の助役がお答えしたことにつきまして、こういう形の調査委員会が設置されておりますので、その趣旨に合致していると思っております。

○十七番（高橋美智子君） これは建築だけの保全のための委員会なのですね。私は、これは本当に文化財のこととか、あわせてまちづくりの歴史的建造物を真剣に考えて残す、残さないという話があるのではあるかというふうに思って、ずうっと見ました。そうしたら、これは――中間報告は――今言ったように、歴史的建造物ということ、そして市の所有する歴史的建造物に関し保全する歴史的建造物として選定するためです。ですから、これは文化財のものを省いてということでもあります。ですから、私たちがこの請願を出したときに、「文化財」という言葉を除いて、ただの普通の建物として考えて選定をしよう、そういうことであろうと思っております。

それは、その中で「歴史的建造物」。その歴史的建造物の概念は、今言ったように「築後五十年」ですね。これはもう、考えてみてください、浜田温泉も築後五十年で、これは建造物であるわけです。

それから、二番目に「技術的な価値が高く」。この「技術的な価値」は、それは確かに

わかりませんけれども、「再現することが容易でない建造物」。すぐこれは建てかえるということは、やっぱりすぐできないと思います。

それから、三番目に「意匠的な価値が高く、造形の規範となっている建造物である」と書いてありますが、これは、意匠性は私はやはり別府の温泉文化財の建築物として高い、造形の規範とやはりなれるものであろうと思います。それはなぜかというと、近代化遺産の中に県がリストアップされているからであります。

そして、四番目に「別府観光の発展に継続的に寄与することが見込まれている建造物」ですね。これは今の亀川を考えてみてください。別府の観光のために、これがあることで、きっと観光のスポットライトをそのうちに浴びるかもわかりません。そして、これを中心にした、今、まち歩きの人たちが頑張っていて、亀川を何とか過疎化から、まちづくりをしようということで頑張っている。こういう機運の中にこの概念の評価をした委員会が、二年目にできるのですね。

それで、この委員会の要綱を見ますと、二年なのに一年にされたり、それから半分が変わって、五人、五人で十人のうちに半分に分けられて評価委員、評価をしているわけですね。評価の項目を見ましても、大変長くなって時間が足りないぐらいであります。要綱のおかしさが、私はこれを見てはっと気がついたことがあります。例えば要綱のおかしさの「解除」というところに、竹瓦は、登録されたときは解除になるわけですね、例えば文化財とかそういうものにですね。それで何で浜田市長が、浜田温泉と竹瓦の温泉があって、登録文化財は、竹瓦を登録文化財にしたい、そして浜田は外して、浜田は全然言ってないわけですね。それを、この解除するという中にちゃんと入れている。この評価からすれば、浜田も同じ欠点になりますよ。だから欠点になるから、だから先に外したのですね。そういうことも私は、これは本当にちゃんときちっと見た人はもうすぐわかると思うのですけれども。それから、附則に何月何日からの施行も入っていないから、この委員会の任期もうやむやといたら悪いですが、そういう感じがします。

この中間報告と、それから後に早々と「浜田温泉評価報告書」というのを上げて、この点数をつけているわけですね。これが今言ったように、さっき言った概念に当てはまらないで欠点になっているわけです。ですから、市長がこれを見て、こういうせっかく委員会がされたことに対して一応尊重すると、そしてそういうふうに判断をしたのだと私は思っています。

それで、もう一度尋ねますけれども、そういう観点から、今の温泉課がこの原案をつくったのですか。それをちょっともう一回尋ねます。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

保全する歴史的建造物の選定にかかる会議の調査委員会から、保全する歴史的建造物の選定にかかる会議へ移行しまして、要綱の方は、委員と御相談申し上げながら作成させて

いただいた経緯があると思いますけれども、内容につきましては、それぞれ評価一、評価二を、委員会の方々に内容を十分論議していただき、結果として報告書の提出をいただいた次第でございます。

○十七番（高橋美智子君） もうはっきり言わないから、あなたたちが。これは、私は、結局文化財で出したら壊されないから、浜田温泉を、それで登録文化財にしたくないという意向があったと思います。「登録文化財」と普通いうと、何かすごい資格というか、別府市の文化財と比べたときに、「国」と名がついたらとても何かそのことが大きく感じますけれども、この登録文化財というのは、大変こういう歴史的な建造物を大事にしようという国の一つの方針で、柔らかい規制で、五十年たっていて希少性があれば、それが資格があるということなのですね。だから、あの浜田温泉は、もうだれが見ても登録文化財になれないという人はだれもないわけです。ですから、この請願を出したのですよね。だから、文化財としては壊してはならないものなのです。その文化財ということ覆すために、「文化財」ということをとって、もう本当、ややこしい話ですが、歴史的建造物の普通の建物の評価としてまちづくりのためにどうかということ調査したわけですね。そして、それも近代化遺産の中では、今言ったように、県にはリストアップされている。それでもこの評価項目を見たら、びっくりしますのに、近代化遺産の評価項目で評価をしているのですね。そして、これを欠点にしているわけですよ。だから、県の言う評価、近代化遺産を否定しているというか、そういう結果になっているわけですね。そして、この委員会の、人のことでいろいろ言いませんけれども、やはりこれは費用対効果というそういう観点が随分あって、メンバーを見ても、そういう一年目の方たちは、やはりそういうことを十分に考えられてされたのではないかと思います。この文化財ということに対して、なぜ温泉課がかかわるのか、おかしいと思いませんか。

文化財は、浜田温泉の建物が温泉課にあるから、それを歴史的建造物のまちづくりのことを考えて主体に委員会が立ち上がったというふうには言え言えるかもしれませんが、文化財ということは、これは私は管轄が違うと思うのです。これは本来ならば、地方自治法百八十条の八で、「文化に関する行政は、教育委員会が管理執行することになっている」というふうに言われています。当然のことであろうと思います。それで、なぜこの委員会が教育委員会でなかったのか、そこのところをお聞きしたいと思っています。

それで、平成十三年十二月議会で、今言ったようにこの議決をした、採択をされた。ですから、当然ここに独立している教育委員長さんもここに出て、ちゃんと採択を見ているわけでありますから、教育委員会はどうか考えてこの対応をしたのか、これについてお答えください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

採択の重みは、十分認識しております。流れとして、市長事務局の方で対応するとい

うことになりました。

○十七番（高橋美智子君） 文化財であるから、当然教育委員会の仕事だと思うわけですが、これを、請願を受けて……、そうしたら、「市長部局」というふうに言ったのですかね。これが担当するということ。そのところを、もうちょっと詳しく教えてください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

温泉課の方でございます。

○十七番（高橋美智子君） はい、わかりました。この問題が出て、そうでしょうね、課長さんは本当に気の毒だと思います。ですけれども、行政は継続というのですから、これはきちんとやっぱり、前の人に聞くわけにはいかないとも思いますので、今いる人に聞かざるを得ないわけです。それで、この問題が出て、本当は教育委員会がいち早く動かなければいけなかったと私は思っています。それはなぜかというと、条例の中に、今、市の文化財調査委員というのがあるわけですよ。教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に具申するというのがありますので、これを私は、やっぱり教育委員会が、教育長が、この文化財調査委員というのをちゃんと諮問をしなければいけないのではないかと思うのです。その点は教育長、どうでしょうかね。

○教育長（山田俊秀君） 文化財調査委員会にも、このことについては報告もいたしました。私ども教育委員会の中でも検討いたしましたけれども、当時の状況としては、すでにこれは十三年の十二月議会だったと思いますが、いろんな方々からこの問題については御質問も受けました。当時の課長から答弁いたしましたけれども、そのことについてもいろいろ話がありましたけれども、私どもとしては、独自にこの問題を、登録を進める状況には、その後できないのではないかなという判断をしたわけでございます。

○十七番（高橋美智子君） すでにこの委員会ができていたから、もう教育委員会は引いたと、そういうことですね。でも私は、これは議会の中身を見れば、文化財の登録文化財を設置する機関を請願しているのですよね。だから、本来は教育委員会が文化財調査委員会というのを開いてこれを話し合うべきだった、そういうふうに私は思います。しかし、私は、これはもういない方たち、ほとんどいない方たちですから、やはりこれはトップと、助役とそれからそれに大変堪能な方というか、そういうことに詳しい方が原案をつくって、これをもう一気にとにかく壊すという方向の先に結論があって、とにかく強引にでも進めていこうという意図があったのではないかと思っています。ですから、教育委員会も、いわばこの会をするので、もうあなたたちはせんでもいいとは、言ったかどうかわかりませんが、そういうようなところはあったのではないかと私は思うのですが、教育長はそういう中で相談があったのか。または、この請願を受けてしなければいけないから立ち

起こそうとしたのか。そこら辺のところをちょっと教えてほしいのですが。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

当時、この話し合いについては、市長部局とも私自身御相談いたしました。その中でどうするかということで、最終的にこの会を市長部局の方でつくるというふうに決定したというふうに記憶いたしております。

○十七番（高橋美智子君） そうしたら、これが壊される、解体するというような話になっていますが、それから復元になるかもわかりませんし、ただ私は、この行政のあり方がやはり自分たちのきちとした責務というか責任を、あるところが強引にねじ曲げてやったということについて、どうも怒りを覚えるのですね。それで、やはりそのときに本当に対応することができなかったのか。それから、その周りにいた人たちは、いろんなことがわかっているわけですけれども、行政は継続という形ですうっとその路線をつないでいった。そういう間違いは、やはり私は正すべきではないかと思うのです。でないと、また新しく市長が変わっても、行政手法が変わらなければ同じことなのですよね。同じまた間違いを私は起こす心配があるということをお願いしたいのです。（「教育委員会に帰っておるよ、温泉課から帰っておるよ」と呼ぶ者あり）

それで、教育長ですね。教育委員会というのは独立しているわけですから、これについて仕事の責務をきちんと明確にして、これをやはりきちんとやらなければ。現在これをやるうにも一応解体、復元を含めながらのあれですが、壊そうとしている。そうするとき文化財登録はできるのですか。できないでしょう。そうしたときに、あなたたちはどういうお考えなのか。何もなし、それは自分たちの責任ではなかったから知らないというふうにお考えなのか。

私は、生涯教育課に前に、担当の方たちがしょっちゅう変わってしまいましたので、そのたびに言ってきたのです。だけれども、はっきり言って中身は、これはもう私はやはりプライベートなことがありますから言えないけれども、なかなか対応できにくい、できづらいというか、そういう状態のようでした。それで、そのときこそ本当は教育委員会が一丸となってやらなければいけなかったことではないかと思うのですが、その責務をやはり私は放棄したと、そういうふうに思っています。そして、だから結果的にはこの浜田温泉館がこういう形での結果になったというふうに思うのですが、教育長、そこら辺はどう思いますか、これがなくなるということについて。

○教育長（山田俊秀君） 私といたしましては、文化財の保護法とか文化財の保護条例の規定というのがありますが、その規定にのっとって文化財の保護行政というのを進めていかなければならないというふうに考えております。

○十七番（高橋美智子君） 今、教育長は何か、言うのが私も何かあれです、なかなか言いづらいのですけれども、教育委員会としては文化財をちゃんと推進をしなければいけな

いという義務があるのですよね、これは。それだから地方自治法にも、今言った第一百八十条の八でこういうふうに書いているわけですから、それから保護条例の中にも、文化財以外のものもちゃんと推進しなければいけないということ、それから、これは保護条例のところですけども、文化財だけではないのですよ、文化財以外の文化財と思われるものもこれを推進しなければいけないのですよ。ですから、これでこのまま別府がこういう観点がないから、高等温泉にしても近代化遺産の大事なものがだんだん消えていっているのではないですか。今考えてみれば、赤銅御殿も残しておけばよかったなどが、いろいろまちづくりに役立つものがどんどん消えてしまいました。これは私は、やっぱり文化行政の貧しさがあるというふうに思っていますけれども、このことについて教育長は本当は一番痛みを感じなければいけないのではないかと思うのですけれども、また、それは教育長でなく、担当課の生涯課とも思われるのですが、それについてもう一度お尋ねしますけれども、今のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○教育長（山田俊秀君） 十七番議員さんがおっしゃる古いものを大切にしていくというのは、私自身もそれは十分認識いたしております。ただその中で、いろんな絡みの中で私どもでできる範囲については、それも精いっぱいやっていかなければならないと思いますが、文化財というのは、一つはやっぱり歴史とか文化、昔の過去のものを振り返りながら、また未来へとつないでいかなければならないということもありますし、そういう意味では、今後文化財の活用については、文化財の活用といいますか、法律にのっとってその保存と活用については、十分これまでのことも十分念頭に置きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○十七番（高橋美智子君） 今、前ではそういうことを聞くのは酷だというお話がありました。私もそうだと思って聞いております。それだけ市長部局の権限が強かったということで、こういう間違いは、今後もうさせないでほしいと思うのです。そういう意味でもやはりきちっと私はとらえないと、こういうふうなゆがみにゆがんだというか、私は、初めボタンのかけ違いかなというふうに思ったのです。文化財調査委員会で請願を出したのに、歴史的建造物になっている。中身がどうもおかしい。それは、文化財を認めたくないために、その建物を壊すために文化財の位置づけはできない。そして、それをでも壊したい。それには委員会で何とか体裁をつくらなければいけない。それは歴史的建造物という、まちの、これは本当によく考えた要綱でもあると思いますけれども、これはつくった以上はやっぱり生かすべきであろうと思います。しかし、こういうことを皆さんの部課にも大変迷惑をかけて、その担当者は大変であったろうと思います。それと、この委員会に出た方たちは、一体本当に一番迷惑をかけたのではないかと思います。

私は、この会議録を見させていただいて、一回目と二回目、特にもう三回目はちょっと、後からは何かわかりませんけれども、ほとんどこの委員会の中の人たちの発言は建設的に、

前向きに本当にいい意見をいっぱい言っていました。それで、これが本当にまちづくりに生かして、この本来の目的であれば、きっといいこの委員会になっていただろうなと思います。だけれども、結果は今言われたように、この議会の議決を無視していいのかなという最後に問題が残って、今でも残っています。

それともう一つは、県がリストアップした、また国がリストアップした文化財、近代化文化遺産の位置づけをされたものを、この委員会で否決をしたというか、欠点であったということは、これはやはり訂正をすべきではなかったかというふうに私は思っています。それで、私は、市長もいろいろ苦慮しているんなことを考えたであろうと思いますので、

最後に私は、この修復保存のことも何かできないように考えているようすけれども、今までの調査を大分大の井上教授、それから財団法人のところも調査をしております、二件。それで、これでもいろんな解体のあり方とかがあるみたいでありますので、できないとは言っていないわけですね。ですから、そういうようなこともあわせて、いろんな専門家にもやはり工事の中でいろいろ意見を聞く必要があるかと思えます。

それと、この一番最後までこだわった地域の人たちの意見ということをおっしゃっていましたがけれども、地域の人たちを本当に、いろんな関係者に足を運んで聞いたのでしょうかね。地域の代表の方の意見は、多分聞いたと思うのですけれども、私は、一軒一軒聞いて回りました。危険だからと業者は言っている。しかし、危険だからその手当てをしなればいけないわけですよ。ところが、その手当てをある一方にはしているけれども、こっち側には全然しておらぬとか、それから言ったときしか来てない。ノミが発生したときに消毒をしに行ったとかそれぐらいで、もうといたいというか、確かにコンクリの壁なんか落ちていたわけすけれども、これについては何か措置をすればいいわけすけれども、そういう簡単なことも一つもしてない。そして、皆さんの意見を、その周りの人たちの意見を、どういうふうに迷惑をかけているかということについても聞いてもないのですよね。こういう人たちの私は話を聞きながら、本当に行政はひどいなと思えましたね。本当にすまないなと思えました。

長い間、この人たちはやはり木造の浜田温泉を建てかえろというようなことも、二つも建てかえるということは、財政が大変なのでそんなことは言えん、よう言えんと。でも、みんな愛着を持って、これがあつたらいいなと思っている。しかし、いろんないきさつの中で、代表する会が、話が決まったので、やはりこれを反対しては、自分では反対できない、そういうような本当の気持ちを話していただきました。ですから、私はやはりこういう意見もね。それから、「亀カメ倶楽部」という市民の人たちも頑張っているんな方の意見も聞いていますけれども、その人たちの意見も十分に聞いてみてください。

この浜田温泉は、亀川地域であるけれども、別府市民のものだと私は思っています。そして、特に亀川地域のまちづくりの活性化に役立つと思えますし、亀川の過疎化にもやは

り、これは特に活性剤となると思います。別府の個性は、私は、世界に冠たる温泉のまちということで、別府には「二十一世紀に残したい日本の風景」で二番目になった「湯けむり」が上がっていますけれども、「湯けむり」はあくまで、もちろんこれは本当にそう皆さんから言われるように残したい風景でありますけれども、これは地球の自然のエネルギーの象徴であります。そこには温泉の文化、人間の営みがあって、その線上にあるものを、こういう建物を失えば何が残るかとは私は問いたいのです。温泉の文化を大切にしないで、このまちは何を求めるのか。初めに結論ありきでこのような行政になったことについて、私は、市長の判断も確かに苦渋であったか知れませんが、特にそういうことも含めて市長の、最後にちょっとコメントをいただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） ありがとうございます。浜田温泉に対する思い、文化財に対する思い、全く私は同じでございます。

昨日も、議案質疑で池田議員からいろんな過去の事態なり経緯をお聞かせをいただき、初めてわかった部分もありますし、ただ私が、過去にさかのぼってその時点がどうだったという立場にはありません。前市長も、やはり亀川地区のことを考え、浜田温泉のことを考え、そういう形で議会と相談をして決定してきた事象でありましょうし、私が、過去のことをとやかく言うことは、この立場にありませんが、今また、高橋議員からも過去の文化財としての議決の問題、さらには登録をなぜしなかったのかといった問題等々の問題が出されました。ただ私が、長という立場で判断する材料をいただいた時点、スタートの時点は、もうすでに前に新しい鉄筋の新浜田温泉が建築をされて、駐車場用地として現在の浜田温泉を取り壊してほしいという、そういう状況の中で受け継いだことは事実でございます。そこから苦渋の選択が始まったということは間違いありませんし、しかし、何とかこの浜田温泉に対する思いは、私は、これは歴史的な価値、大分県教育委員会が近代的遺産として位置づけていることもしっかり認識をいたしております。これまでなぜ国の登録文化財にしていなかったのかなという思いもあります。

そういう思いの中から、また竹瓦温泉もやっていないということにも気がつきました。今、竹瓦温泉は国の有形登録文化財として、もう手続きを済ませました。近々これは認定されるだろうという思いでありますし、これからの文化財に対する思いは、私はしっかりと残して保存をして、解体ではなくて残していく、そういう姿勢は貫いていきたいという思いを、これは自分の今の正直な思いでございます。

ただ、そういうスタートの中から、壊してゼロにしてしまうということがしのびないということから、復元をしたい、その思いで設計費を今回計上させていただきました。さきの議案質問でも、設計図がむだになるのではないかと、設計図だけつくって、後に復元をしなかったらむだになるぞと、そのことも厳しく指摘をいただいたところでございます。私は、復元する以上は、復元の設計図を皆さんにお願いする以上は、必ず、きのう明らかに

させていただきましたが、亀川地域にということも限定させていただきました。このことも行き過ぎだという指摘もあります。しかし、思いは、これが浜田温泉のそのままの形を海門寺さらには不老泉、そこに持っていくことができるかな。その地域はその地域の歴史があります。そのことを考えたときには、亀川発展策として亀川地域のどこかに、現地も含めてですよ、現地も含めてどこかに亀川住民を中心に市民の皆さんが、ここなら亀川地域の振興・発展のためにいいのではないかという、そういう総意をいただいたときには、私はぜひ亀川地域に実現したいという思いを、きのうは発言をさせていただいたということをお理解いただきたい。

ただ、この思いがいつになるのか、実現がどうなるのか。これは、市民、議会の意見を十分聞きながら判断をしたいという思いでございます。そういう経過でございますので、今回の、解体先にありきではないという思いを言って怒られましたが、結論的には解体するのではないかと怒られましたが、これは解体が先にあるのではない。復元のために設計図を残していただきたい。そして今、地域住民の皆さんの要望であります駐車場として取り壊しをさせていただきたいという思いの予算でございますので、その辺を十分御理解をいただきまして、今後の文化遺産に対する思いといたしますか、私は一言つけ加えたいと思っておりますが、文化財は、一つには歴史、文化などの正しい理解のために文化財というのは欠くことができないものである。二つ目には、将来の文化の向上・発展の礎、基礎をなすものである。過去を知り、未来を考えるとときに基本的なものであることを認識して、文化財の保存と活用について努めていきたい、このことが私の基本姿勢でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○十七番（高橋美智子君） これ以上は、もう言いません。

次に、時間がありませんので、三十人規模学級について質問いたします。

今、県議会で――長野議員も質問しましたけれども――県で来年度より、小学校一年生より三十人規模学級の実現を図るということを発表されました。別府市は特に、本当、浜田市長が長年のこれ、運動をずっとされていまして、別府市独自でもやりたいというこの熱意がありまして、教育委員会にも、私たちは県での交渉をしましたがけれども、そのときに、別府市はこういう熱意を持っているのに、ほかのところの市町村との格差があってはならないから頑張りたいというふうな、教育次長でしたか、話もありました。そして今、一生懸命やっているのだということでありました。ですから、本当に市長のこの熱い思いが確かに実現をしたというふうに思っています。それは教育委員会も、本当に別府市の教育委員会もよく頑張ったと思っております。それから市のPTA連合会それから校長会、それから組合、それから各種団体、いろんな方たちも頑張っていて、これが実現できたということで本当に私はうれしく、子供たちにかわってみんなにお礼を言いたいという気持ちであります。（「別府市議会も頑張った」と呼ぶ者あり）ええ、別府市議会も頑張ります。

した。

それで、この長い運動をしてきたことについて、浜田市長も本当は頑張ったということを知りたいのですけれども、時間がありませんので、もう差し控えますが、県で後は数の調整というか、整合性の作業に入ると思うのですけれども、長野議員が聞いたように、県で今、そういう不平等・不公正があってはならないのでということで調整中とは聞いておりますけれども、もしも別府市が、ほとんどわずかな数だと思っておりますが、こういうようなことが、二十人を下限とするということが言われているわけですが、これについて何か考えているようなことは、こういう場合に不平等が生じたときに考えているようなことがありましたら、お願いいたします。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

今、議員さんの御指摘の点は、例えば三十九人一年生がいる、一学級しかない場合に、これを二つに分ければ二十人と十九人になります。県が今示しています――報道でしか示しておりませんが――二十を下限とするという場合に、片方が十九になりますから、一学級しかない場合にはそのままということも懸念されます。

それで、こちらの方としましては、内々県の教職員第一課の方に、こういう場合はどうなるのかということをお願いいたしましたら、不公平感が出ないように今県でも考えていると。それ以上具体的なことは一切明らかにはしていただけませんし、まだ要綱等も定まっておりますので、こちらは何とも言えません。

仮にそういう二十人を下限ということで不公平が生ずるようなことがありましたら、今、別府市で生き生きプラン事業というのをやっておりまして、人数の多い一年生の学級に非常勤講師を配置するという事業であります。この制度を十分に活用して、できるだけ不公平感がないように対応してまいりたいと思います。まだ県が明らかではありませんので、もうこれ以上お答えはできないかと思っております。

○十七番（高橋美智子君） わかりました。それでは、またこれから先のことを教えてください。

それでは、次の最後の、南部のまちづくりの南小学校跡地活用についてを、質問いたします。

浜野議員が質問されたように、南部活性のためには、南小学校跡地の活用の仕方によって、まちは観光のスポットになるような要素を私も持っていると思います。時間がありませんので、私たちは、神戸の北野工房という北野小学校跡地を視察いたしました。大変お金もかからず本当にいい、特に別府のまちではこういうふうのリニューアルというか、そしていろいろな人たちが、したいと思う人がその中に入ってまちの活性化、または商店なんかの人たちの、今までお客さんが来ない中で頑張っている人たちなんかは、こういう中でしたりすると、また本当にいい結果を生むのではないかなと思えました。特に体験型の工

房のまちづくりが大変盛況でありました。

別府市は、修学旅行で今体験型のいろいろなツアーを組んでいますね。そして社会見学なども、本当にこれは活用できるのではないかなと思いました。それで、この別府は、技術的にも竹工芸やツゲ細工とかいろいろな文化のものが有りますので、この中に一つの文化会館的なものも入れ込んで、特にまち歩きなんかするのは、歴史のある中浜地蔵尊なんかは、大阪の御堂筋よりもずっと歴史がありますし、本当にこれは有名にすれば、私はずっとまだ名を上げられるものだと思っていますし、岩男邸なんかも個人のものですけれども、それから児童館、カトリック教会とか、近代化遺産のまち歩きにも大変いい取り組みになるのではないかと。それから、三世代の人たちが家族ぐるみでも来れるというようなことをヒントをいただいておりますので、私は、検討委員会ですね、跡地に早急に立ち上げるようお願いをして、終わります。

○二十六番（原 克実君） では、質問事項に沿って質問をしていきたいと思いますが、最後の方が一部入れかわると思いますけれども、その点はあらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

まず、私は一番最初に、安心・安全のまちづくりということで今回は質問をさせていただきます。

その一項目が交通安全対策について、それから防犯、防災について、悪徳商法、ヤミ金融についてということで、質問方法をたくさん欲張って書いてありますが、前後関係がありますので、もうこの項目については一括して質問をさせていただきたい、このように思ひます。

まず一番最初に、交通安全対策ということですが、今、さまざま社会情勢を取り巻く中で、交通安全を中心に防犯、防火それから悪徳商法、ヤミ金融、これはどれをとっても現在の社会世相といひますか、社会の状況を反映しているような問題点がさまざま起こってきております。この交通安全対策についてもそうですけれども、別府市も大体本来だったら交通事故ゼロというのを目指すのが、これが当然なのです。四、五年前ですか、年末すれすれまで交通事故ゼロを目指しながら、とうとう年末に交通事故が起きて死亡者が出たという年もありました。ところが、最近の別府市の交通事情を見ますと、交通事故の件数そのものも若干ふえておりますけれども、平成十四年、十五年とも死亡事故が大変ふえております。現状、別府市の交通事故の状況がわかりましたら、教えていただきたいのと、今後、交通安全対策についてどのような考え方をもっているのか、お知らせいただきたいと思ひます。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

別府市の交通事故件数でございますが、本年度につきましては、交通事故件数が八百七十三件、これは十二月一日現在でございます。昨年が八百一件でございますので、七十二

件の増加でございます。また死亡者数でございますが、本年度は残念ながら二けたの十人というふうになっております。昨年度は六人でございますので、ことしは四人多いということでございます。また、負傷者の数につきましては、本年度は千百六十三人でございます。昨年は千四十五人でございますので、負傷者につきましても百十八名多い状況でございます。

また、ことしの死亡事故に限定をして考えますと、非常に例年にない特徴がございます。これは、十名のうちの七名が歩行者というふうになっております。そして、そのうちの三名が六十五歳以上の高齢者が占めております。また、ことしのこの死亡事故の中で特異な例として、先日、新聞紙上にも出ましたけれども、北浜交差点におきますいわゆる三名の観光客の方がお亡くなりになった事故がございます。こういう特異な例もございます。また、いま一つは、高速道路におきまして、三歳の男の子が、車がスリップした際に車外に放り出されて対向車にひかれて死亡したというふうな事故も、ことし起きております。

そういったことで、私どもも交通安全協会、また警察等も常日ごろから協議をしておりますが、特に本年、先ほど申しましたが、北浜の観光客の死亡事故につきましては、非常に危機感を持っております。この事故の翌日に早速、私ども北浜の旅館振興会の方に出向きまして組合長さんにお会いしまして、今後の対応等を協議させていただきました。また、あれは十二月三日ですか、現地で国土交通省また別府警察署等の事故の立ち会いがございます。そういう中にも私どもはちょっと出席をさせていただきまして、現場でその事故が構造的に問題がなかったのか、道路上の問題はなかったのか、そういう観点からも検証をいたしております。また、国土交通省におきましては、特に北浜の交差点につきましては、地下道の入り口に電光のネオンサインといいますか、そういうものの設置、また道路の中央にポールが立っておりますが、そのポールを、上にT字型の構造にしたり、また、これからはその北浜の交差点の照明をより明るいものに取りかえたり、そういう改造もするというふうに聞いております。一部は、もうすでに終わっております。

また、ソフトの面でございますが、先ほど申しましたように、別府市が中心になりまして、早速いろんな団体にお集まりいただきまして、このソフトの面でPR・啓発の仕方とか、そういうものにつきましても協議を現在重ねております。

そういうことで、日ごろにない、ことしのそういう特異な事故の例が多うございますので、その対応を現在は進めております。また例年やっておりますが、年末年始の交通安全運動につきましては、今月の十五日より来月の三日までを予定しております。この期間中につきましても、鋭意そういう取り組みを強力に進めていきたいというふうに思っております。

○二十六番（原 克実君） 今、課長の方から説明をいただきましたけれども、別府市の交通事故を見ますと、平成に入って最悪の状態ですね。私も記憶の中では、死亡者が二け

たになったというのは、ことしが初めてではないかなと思います。確かに交通安全というのは、それぞれのやはり市民の意識、観光客の意識、ドライバーのマナー、さまざまな要素があって事故が起きたり起きなかったりするわけですけれども、こういう状況を見たときに、北浜交差点でも観光客が三名も交通事故に遭って死亡した。果たして観光都市でありながら、安心して安全なまちなのかなと私は思います。それを考えたときに、別府市としても、ただ交通安全協会それから警察という立場だけではなくて、もう別府市非常宣言を課すぐらいの気持ちで交通事故に取り組む必要が私はあるのではないかと、このように思います。これは、一つはやはり十二万五千市民の意識の高揚もありますが、やはり千二百人からおりますから約1%ですか、千二百人ある市職員の意識も私は変わってくると思います。そして、関係するところは高齢者福祉それから教育委員会、こういうところと連携をしてこの悲惨な交通事故を最小限度に食いとめる手段はないのか。これは私は講ずるべきだと、このように思いますが、教育委員会としてはどのような立場で、どのような交通安全に対する指導を行っているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

教育委員会といたしましては、各学校では交通安全一斉行動日に教職員、保護者、児童・生徒の代表が参加した啓発活動、そして通学路の点検を定期的、不定期的に実施しておりますし、危険箇所については関係機関への改善の要望を強く行っているところであります。

また今回、幼稚園児が死亡するという悲惨な事故がございましたが、学校では、別府警察署と交通安全協会の職員を講師でお願いしまして、実際に運動場に車を乗り入れ、車は急にとまれないこと、車には死角があること、そういうことも実際体験することで、体験型の交通安全教室を開催したりしております。

また、私の手元でございますが、これは交通安全資材を警察からいただきまして、これを市内の全学校に配布して、危険なところにこれを張りつけたりするようにということもしております。

今後も、交通事故ゼロを目指して、カラー舗装等も含めまして、関係機関の協力を仰ぎながら各学校で交通安全教室が充実するよう強く指導してまいりたいと思っております。

○二十六番（原 克実君） 教育委員会もしっかり交通事故抑制について取り組んでおるといことは、認識をさせていただきました。ただ、施設の整備をすれば交通事故が防げるということではありませんし、日常の教育、それから放課後、家庭においてもそういう意識の高揚がないと、なかなか交通事故というのは減りません。ですから、小さいときから交通安全に対する意識、これをやはり子供さんにも教えていくことが一番大事ではないかと思えます。

それから、やはり問題は、別府は高齢者が一番多うございます。先ほども課長から説明

がありましたけれども、十名の死亡事故の中で高齢者が多いのと、それと歩行中に事故に遭ったということが非常に多い。これは歩行者のマナーもありますけれども、運転者のやはり意識、運転に対する注意力、これが欠けたがために偶然起こった事故だと、このように思います。その中から見ますと、やはり子供さんをこの交通事故から守るためには、先ほど、高速自動車道で放り出されて亡くなった三歳の子供さんもおりますし、北小学校の子供さんも交通事故に巻き込まれて亡くなった方もおります。

一番大事なものは、やっぱり交通意識を高めるためには、子供さんもさりながら、父兄の方がどのような交通意識を持って日ごろから生活をしているかということが大事なのですね。その中には私はいろんな要素があると思いますけれども、一つはシートベルトを運転者が必ず締めておるかということ、それからチャイルドシートが、これは六歳未満の子供さんにはチャイルドシートを取り付ける義務を課せられております。これは平成十二年度からですかね。この着用率が非常に今悪い。それからもう一つは、余り普及をしてしまった携帯電話ですね。これはもう交通をするためのマナーとして、携帯電話には非常に問題がある。時々見ますけれども、たばこをくわえて、携帯電話を持って、どっちの手でハンドルを持っておるか分からないような人がおるのですね。しかも、顔は上を向いているのですね。(笑声) こういう方もおまして、これはいろんな交通道德、それから交通ルールというものがあると思うのですが、国もこの法律の一部改正をしながら、こういう携帯電話とかチャイルドシートとかシートベルトの着用率を高めようとしているのですけれども、別府市としてはチャイルドシート、これは別府市も平成十一年度から貸し出し制度をやったと思うのですが、今、着用率はどのくらいですか。

○環境安全課長(宮津健一君) お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、着用率は非常に低うございます。私どもの手元にある資料によりますと、大分県の平均が六一%、全国が約五〇%というふうに聞いております。

○二十六番(原 克実君) チャイルドシートの着用の普及を図りながら、現実はまだこの程度なのです。本来は、これは一〇〇%に近い方がいいわけですがけれども、なかなかそこまでは行けない面があると思いますけれども、やはり別府市も、子供さんを交通事故から守る意識があるならば、私は、チャイルドシートの普及はもっともっと力を入れてやるべきではないかなと思います。これは前、私たち公明党が連立与党に入りまして、少子化対策の臨時特例交付金、これが全国で二千三億円、別府市でも二億ちょっと交付金として下がったわけですが、それによってチャイルドシートの貸し出し制度を交通安全協会に委託してやったと思うのですが、これは今どうなっているのか。そして、どのような普及啓発をしたのか、その点をお尋ねします。

○環境安全課長(宮津健一君) お答えをいたします。

このチャイルドシートの貸し出しの始まった当初は、かなり長期での貸し出しというこ

とを主にやっておりました。現在は、主に短期の貸し出しをやっております。短期というのは、例えば別府の方にちょっと帰省をして一週間ぐらい使うのだとか、観光客の方が別府で二、三日過ごすためにお使いになるとか、そういう短期の貸し出しを安全協会の方でやっております。

手元にある直近の統計を見ますと、平成十四年度が百二十九件、それから平成十五年度が、十一月末までが九十件というふうになっております。

○二十六番（原 克実君） このチャイルドシートの件は、私も関心がありましたし、この議会でも提案した一人ですから、警察署に行きまして、交通安全協会の係長さんと事務局長さんと話をいたしました。このチャイルドシートは、今、課長が答弁しましたけれども、大体国が特例交付金の期間を三年間と限定しておりました。それにちなんで別府市ももう補助金制度をそれで中止しておるのですね。それで、交通安全協会といたしまして、もうこれ、このまま事業を継続するということが、例えば人件費の問題とか経費の問題でできないということで、これはもう廃止しておるのですね。そうですね、課長。ただ、帰省客とか観光客のお客様に、チャイルドシートがない場合困るから、別府市を観光するときに着用していただくという交通安全意識の問題の中でベビーシートを五台、チャイルドシートを三台、ジュニアシートを二台、合計十台を残して、あとはリサイクルか、または破棄したということをお聞きしました。これでよろしいですか。

○環境安全課長（宮津健一君） そのとおりでございます。

○二十六番（原 克実君） これは、当初は別府市が恐らく、金額はちょっと私は定かではないのですが、三百九十万、四百万ぐらい、これに費用をかけて、ベビーシート百三十台、チャイルドシート九十五台、ジュニアシート三十台、全部で何台になるかね、百三十台ぐらいになる、いや、違う、二百何十台か、なるのですね。これだけのチャイルドシートをもう三年でリサイクル、またはどこか処分してしまった。警察署に残っておるのは合計十台だけということです。その事務局長さんいわく、「今考えると、もう少し残しておった方がよかったですね」という話をしておりました。せっかく少子化対策そして交通安全の意識を高めるために、チャイルドシートはただつけるだけではなくて、意識の高揚のためにも制度としてはやはり残して、そして観光客も市民の皆さんも意識の高揚を高める中で安全・安心な交通マナーを守っていただくような方法ができることを私は望んでおったのですけれどもね。これがもう余りやられてないということですが、地方自治体によっては、このチャイルドシートの貸し出し制度をさらに市単費でも充実をさせておるところもありますし、少子化対策の一環として、子供さんが生まれたときにチャイルドシートの購入に対して助成金を出しているところもあります。これはなぜかといいますと、先ほども私が台数を言いましたけれども、ベビーシートというのが、一番これは家族にとっては厄介なもの。なぜ厄介かと。生まれて半年か八カ月したら、もうこのベビーシートは使え

なくなるのですね。それで結局あとはチャイルドシートかジュニアシートでないと長く使えない。だからチャイルドシートとかジュニアシートはある程度高額だけれども買うことができても、ベビーシートは必要性があるということを言われております。そういう二万も三万もするチャイルドシートをやはりまだまだ若いお父さん、お母さんたちの経済力から見ると、子育ての中では大変な費用になる。だから、こういうことについて助成金を出している地方自治体もありますし、貸し出し制度を有効に利用して交通安全意識を高めるという方もやっているのですけれども、別府市としては、これは交通安全協会に委託した、三年で特例交付金の期限が切れた、もうこれはやらないという意識で考えてよろしいでしょうか。

○環境安全課長（宮津健一君） 今後につきましてはまた検討いたしますが、現在は、チャイルドシートの着用につきまして、これから力を入れていきたいというふうに思っております。

一つを申しますと、小さいお子さんたちがお集まりになる、例えば子育て支援センターだとか児童館だとか、そういうところに出向きまして、そして、このチャイルドシートというのは、非常に難しいのは、きちんと取りつけをしないとなかなか効果が出ないという点でございます。一番着用率が低い原因の一つは、面倒くさいということが一つの原因になっておりますが、そういったことも含めて、これからは啓発の方にも力を入れていきたいというふうに思っております。

○二十六番（原 克実君） チャイルドシートはよいシートを選ぶということ、正しく使うということ、これが大前提なのですね。ただそれが第一の安全の条件なのですよ。それをただ普及をすることということで、安全対策に力を入れるといっても、事業の継続を打ち切っているかということは、問題があるのではないかと。しかも四百万近い公共的な費用を使って、しかも約三年、平成十四年四月でもう一応これは廃止と言ったらおかしいけれども、今十台を交通安全協会があえてやっているということであって、もう別府市はそれから手を引いているような状況のようにありますけれども、もっともっとこれ、観光アピールするためにも私は台数が必要だと思いますし、このチャイルドシートのことについては、やはり子供を守る地域からの安全対策の発信、これを考えたときは、チャイルドシートは絶対やるべきことだと私は思っておりますが、市の方がやるかやらんか。そこは今後の検討課題だと思いますけれども、こういうこともあります。チャイルドシートは愛情のあかしです。やはり行政も家族も私たちも、やはり子供を交通事故から守ろうという愛情のあかしがなければ、こういう事業は継続できないのですよ。ただ三年間の期限が切れたからもう廃止しよう、そんな簡単なことで、子供さんを交通事故から守る意識が高められるとは思いません。ぜひこの面を通じてもう一回シートベルトそれから携帯電話の問題それからチャイルドシートの問題、交通安全の意識の高揚、これをひとつぜひしていただきたい、こ

のように思います。

では、次に移ります。次は防犯、防災についてですけれども、今、防犯といいますと、非常に社会問題になっております。性犯罪もありますし殺人もありますし、放火もありますし、それから盗難もありますし、さまざまな今犯罪が起きております。それに対するやはり私たち行政としても、市民を安全・安心を守るためにはどういう手だてをしなければいかんかということ、やはり私は今後は大いに考えていく必要があると思います。別府市としては、この防犯、防災について、それから悪徳商法、ヤミ金融について、どのような対策を考えているのか、お知らせいただきたいと思います。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

防犯につきましては、別府市に防犯協会連合会という組織がございます。会長は市長がしておりますが、その連合会を中心にいろんな事業に取り組んでおります。毎月、地域の安全ニュースを発行し、また、広報紙の「潮かぜ」を年三回発行しております。その中で、市民に対して防犯意識の高揚を図っております。

また、防災につきましては、風水害の発生時期の直前でありまして、市報の六月号に毎年掲載をいたしております。また、ケーブルテレビ等でも広報いたしまして、市民に対しまして防災意識の高揚も図っております。

○二十六番（原 克実君） もう一つお伺いします。防災について消防署、どのような対策を考えていますか。

○消防本部予防課長（工藤邦男君） お答えいたします。

消防本部といたしましては、昨年の火災実績などを検討いたしますと、昨年火災件数は四十四件、今年につきましては、きょう現在で二十九件となっております。火災の件数につきましては、減少傾向にあると思われまして、また、このような減少傾向の要因といたしましては自主防災会、各町内百四十六町で形成されておりますけれども、そういう自主防災会の訓練、各会で取り組みをいただいている成果が徐々に出てきているものと思っております。それから、女性団員という方々の協力を得ながらも、火災予防広報それから防火訪問等の効果が出てきているものと思っております。これをさらに推進していきたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） それから、特にヤミ金融それから悪徳商法。これは商工課、それから高齢者福祉が一番大事なところだと思いますが、どのような対策を考えていますか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

近年、催眠商法とか高額な商品をひとり暮らしのお年寄りに買わせる、法定金利である二九・二%を超えた法外な利息を要求するヤミ金融などの悪質商法が、それに関する相談がふえております。現在、商工課におきましては、消費生活相談の窓口を設置しまして、悪質商法に対する相談業務を行っておりますけれども、ことし四月から十一月までに百十

八件の消費生活相談を受けております。

また、消費者の啓発活動の一つとしまして、十二月の市報と一緒に悪質商法の被害に遭わないための悪質商法に関するリーフレットを全世帯に配布したところでございます。

また、消費生活相談業務につきましては、商工課の職員だけでは限界がありますので、県が委嘱しております「暮らしのアドバイザー」の方にも相談業務の協力をお願いいたしております。

また、法的手段に訴えなければ解決しない問題につきましては、社会福祉協議会やニューライフプラザで実施しております法律の無料相談所の紹介をしているような状況でございます。

○二十六番（原 克実君） では、高齢者福祉はどのような形で取り組んでいますか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

「おれおれ詐欺」でございます。全国的に周知、皆さんは知っていると思います。「おれおれ詐欺」を未然に防ごうということで、私ども担当課といたしまして、高齢者に注意を促すという啓発のチラシを作成して、高齢者が多く集まる場所において配布、注意を促しているところでございます。また、老人クラブを初め民生委員による地域のひとり暮らし、高齢者の訪問時に配布していただくよう、また在宅介護支援センターにも配布し、相談協力員に配布していただくように、相談体制の充実を図るよう呼びかけをいたしているところでございます。

浜田市長も、別府市老人クラブ連合会の開催の中で、あいさつの中で「おれおれ詐欺」が巧妙になっていることの旨の注意を促していただくということも述べていただいていることも報告させていただきます。

さらに、大分地方法務局人権擁護課、別府警察署にも一層の相談体制の充実を図るよう呼びかけております。今後も引き続き再発防止のために私ども、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○二十六番（原 克実君） あと、いろんな各関係課がありますが、広報広聴課はどのような考えを持っていますか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

広報広聴課といたしましては、市民の安全な生活を守るというような観点から、被害に遭われた方のアフターケアも大事なことです。それとともに事前の予防策というようなことも啓発をいたしております。具体的に申し上げますと、アフターケア、事後の相談窓口といたしまして、先ほど商工課長が申し上げましたように、法律相談というのを一応各課で持っているわけですが、市の中に相談業務というのがございます。ただ、この法律相談につきましては、議員さんも御存じだと思いますが、申し込み者が多くて一カ月ぐらい待たされているのが現状でございます。そういう観点から、私どもが設けております市民

相談の窓口でも、昨年五十件ほどこういう詐欺商法といいますか、詐欺事件に関するような相談に対応しているような状況でございます。

それから、事前の予防策といたしまして、市報のたしか十二月号だったと思いますが、こういう悪徳商法とか催眠商法に御注意というような予防策を、市民に注意を喚起するというような観点から、市報で掲載して市民の方々に周知徹底を図っている状況でございます。

○二十六番（原 克実君） 今、さまざまな課に意見を聞きました。それなりにそれぞれの課が、やはり市民の暮らし、安全を守るために一生懸命努力されているということに敬意を表したいと思います。

ひとつ消防署にお願いがあるのですが、ひとり暮らしの防火訪問を実施しておりますですね。今、ひとり暮らしの高齢者は五千数百人別府市におるのですが、この防火訪問、これはどのように今やっているのか。そしてまた、ひとり暮らしの方を全部訪問するためにはどのくらいの日数と年数をかけるつもりなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○消防本部予防課長（工藤邦男君） お答えいたします。

消防本部におきましては、現在ひとり暮らしの防火訪問を年計画で行っているところでございます。防火訪問の目的は、日常生活における火気の取り扱い状況、災害発生時における通報要領、避難の方法、初期消火など、こういうものが非常に大切であろうということで、こういうものを目的に防火訪問を行っておりますけれども、また健康状態を把握するという必要でありまして、災害発生時の安否の確認等実施に当たりましては、年間計画で行っているところでありますけれども、行事的に年で行う場合に、議員さんの内容のとおり非常に人員が多うございます。それを全部やるということは非常に困難であるところでありまして、現在のところ、地域をブロック化いたしまして重点的に訪問をいたしているところであります。

実績といたしましては、今年、全国火災予防運動が秋、春ございますけれども、こういう内容を含めまして実施しているところであります。特に女性消防団員それから民生委員、自治委員との連絡をとりながら行っているところでありますけれども、今後、要望にこたえるよう積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○二十六番（原 克実君） これね、私は批判しているわけではないのです。いい制度なのですよ。これは実際言って、先ほど商工課の課長それから高齢者福祉の課長が、いろんなチラシをつくったということを言います。市報に挟んでも、高齢者の方はなかなか見ない。ところが、消防署の方が訪ねていくと、ものすごく喜ぶのですね。そして、よく話を聞くのですね。私は、消防だけに限らず市の職員、高齢者福祉とか介護センターとか、いろいろ介護保険法の中であると思うのですが、できるだけこういうのを一つに網羅してできないか。交通安全それから防火、防災、悪徳商法、ヤミ金融、こういうところを含めて

何か一つ別府市の中でつくり上げたらどうかと、こう思うのですね。これはなぜ言うかといいますと、私は十一月の初めごろ、法律相談をある方が申し込んできましたので、電話をしました。もう社会福祉協議会はいっぱいです。十二月もいっぱい、十一月もいっぱい。十一月の初めごろですよ、もう十二月もいっぱい。ニューライフプラザに申し込みました。ここもいっぱい。なかなか法律相談の受け皿というか、あっても申し込みが多くてなかなか、いざというときに間に合わないということがあります。

それで今、市民相談窓口というのが、先ほど課長が言いましたけれども、退職者OB会を含めてやっておるとお聞きしておりますが、これをさらに充実させる方法があるのではないか。例えばその中に、ヤミ金融でも悪徳商法でもある程度精通した方、高度な知識を持った方を入れることも大事でしょうし、それから法律相談までいかなくても、そこである程度話を聞いて解決ができる手だてもあると思います。例えば司法書士さんとかそういう豊富な経験を持った人、その方が窓口になってある程度相談に乗れば、わざわざ法律相談まで行かなくても、そこで問題が解決するということもあると思うのです。そういう中から見ると、今ずうっと各課の方が述べていただきましたけれども、ある地方自治体では、もうすでに専門の電話を引いて、専門の人を置いて、その市民相談に対応している地方自治体があるのです。ですから、別府市も交換に電話をして、どこに継いでいいかわからない。商工課なのか児童福祉なのか高齢者福祉なのか、たらい回しにされることを考えれば、今、市長がやっています市民相談室、ああいうところを何かうまく利用しながら、「オール安全安心相談室」とか、そういうマップをつくる方法もあると思います。

これ、私はいただきました。どういうチラシかなと思ったら、高齢者福祉が「おれおれ詐欺」のチラシをつくっています。立派なものできておりますけれども、まだ工夫はあり得ると思います。それから、商工課がこういうふうにして「断り上手なトラブル知らず」ということでこういうチラシをつくっている。これもまこと立派なチラシなのですが、これが高齢者は高齢者福祉、そして市民は市民、学校は学校、いろんな部門でばらばらなのです。それを考えると、私は、「オール安全安心マップ」をつくって一つですべてがわかる、解決できるというようなチラシをつくった方が、行財政改革の一環にもなる、これを幾つもつくるよりもなると思うのですが、その点どうですか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

各課においてチラシ等をつくりまして、適宜市報等と同時期に各家庭に配布しているわけですが、それとは別に市報の中で、先ほども申し上げましたが、十二月号の中で「みんなでつくる明るい住みよいまち」というようなことで、テーマは、例えば防犯の意味から住宅侵入とか車上ねらいに注意とか、それから先ほど申し上げました悪徳商法とか催眠商法とか、そういう防犯面の総合的な注意もいたしておりますし、それからまた、これは毎年ではございませんが、行政カレンダーの中に裏表紙にテーマを設けまして、十四年度

では、議員さんがおっしゃいました、確かに相談窓口を各課で設けておりますので、統一的なものはございませんが、市民に少しでも周知徹底していただくという意味から、三十項目にわたる相談業務について、こういう日に相談業務に応じておりますというような広報もいたしているような状況でございます。

ただ今後、そういう専門の窓口をつくることにつきましては、行革組織機構改革等につながるかと思っておりますので、関係課と協議していきたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） これはやっぱり私は、地方自治体の大きな一つの根幹だと思っております。地方自治体の本旨は何かといたら、やはり市民を安全・安心、そして貴重な生命・財産を守っていくということが一番根幹にあると思っております。ですから、やはりこういう防災、防火そして悪徳商法、ヤミ金融から、そして交通安全から守る、これは、やはり私たちは地方自治体の大きな責務だと思っておりますので、そういうものを行革をしながら窓口を一つに絞ることによって、市民が相談をしやすい、そしてたらい回しにならないような制度というのが、私はできると思っております。もうこれを実際やっている地方自治体もありますし、それから今、広報広聴課長が言われました、市報に載せているということもわかります。でも、それはあなたの課の担当がやっているだけであって、私が言っているのは、こういうチラシもまたつくっていますから、これを一つにまとめれば、もういろいろ各課が頭を悩まさんでも、「安全な安心なマップ」を作成すれば、私は一つできると、このように思っておりますので、これは今後の検討課題としてやっていただきたい。

ことしのはやり用語ですかね、一つは「何でだろう」、それから「毒まんじゅう」、それから「マニフェスト」というのがありました。これ、二つはどっちかといえば政治に通じるものです。私たち公明党が、外部から応援する人たちですけれども、構成している「公明党をサポートする会」というのがあります。ここが、場所は東京で申しわけないのですけれども、一万五千人を対象にアンケート調査をした。この中で、今、地方自治体にすぐしてほしいこと、それから、いずれしてほしいこと、これをアンケートをとりました。すぐ実現をしてほしいテーマの第一番に上がったのが、政治家改革ということ。もう政治家自身を改革せねば、社会はよくなるというように言われています。それから二つ目は何を上げたかといいますと防犯対策。やはり今、外国人の犯罪もふえてきておりますし、さまざまな巧妙な手口での犯罪がふえてきております。要するに私たちが住む社会で非常にやはり不安を感じている国民・市民が多いということなのですね。ですから、やはり防犯対策ということが二番に上がったのではないかと。三番目は何かというと、要する景気対策、雇用対策が三番目に上がってきております。これは、やはり国・地方自治体として早急にやってほしいという東京都民の切実な願いがこもっているのです。それを私たち別府に置きかえてみれば、やはり政治家改革ってね、「お主も悪よのう」というのはおらんと思っております、別府には。でも、やっぱり政治改革、市民の意識としてはやはり政治

改革をしてほしいということが上がっていますし、防犯対策、別府市民もやっぱり防犯対策。そして今、観光を含めた景気対策、観光浮揚、こういうことを含めてやっぱり考えていくなれば、商業・雇用対策が一番大事なことではないかと思えます。

では、いずれ実現してほしいテーマの中の第一番に、商店街の活性化というのが上がっています。それから、二番目は何かというと、交通渋滞の解消という、それから三番目が、医療・健康づくりということが上がっています。これはいずれ実現してほしいテーマの一つです。これは東京都の都民を対象としたアンケート要旨ですから、必ずしもこれが別府に当てはまるとは限りませんが、やはり中央も地方もある一面は同じような切実な願いが私は込められるのではないかと思いましたので、ちょっとあえて発表させていただきましたが、防犯対策、これはやっぱりもう避けて通れない。市民が安全・安心なまちに住んでもらうためには、交通安全を中心に防犯、防災それから悪徳商法、ヤミ金融、これを網羅した中で市民の生命そして財産を守る手だてをしていただきたいと思います。市長はどのように考えておられますか、御回答をお願いしたいと思います。

○ 助役（大塚利男君） お答えします。

市民を安心して安全に、そして防犯対策、交通事故対策、いろんな観点から市民を守る意味から御指摘をいただいたところでございます、まことにありがとうございます。これらの取り組みについては、るる御指摘がありました、特に相談窓口の一本化、またチラシの一元化、いろんな面から指摘をいただいたところでございますが、これにつきましては、最終目標は市民の意識の高揚につなげていきたい、そして、市民に万が一のあったときの相談をどうするか、そういったことも徹底していきたいというようなことでございますので、私ども、関係各課、また警察、機関、そういったところを通じまして、どういった取り組みをすれば効率が上がるのか、また高齢者については、消防の活用など、現地訪問なども頻繁にできるような取り組み、そういったことを関係課、関係機関と十分協議いたしまして、今後の取り組みを考えてまいります。本日は、御提案をありがとうございます。

○ 二十六番（原 克実君） 市民を守るためにもこれは大事なことですし、市民の意識の高揚のためにも、ひとつぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

では次に、時間もこればかりにかけてしまいましたので余りありませんが、児童福祉について若干お尋ねをしたいと思います。

児童福祉ですね、私は課長の方に三つお願いをしておりましたけれども、この後、私の同僚議員の市原議員の方から児童手当については質問をいたしますので、これは割愛させていただきます。

二番目に放課後児童クラブ、この件についてお尋ねをしたいと思いますのですが、これは私

はさきの議会でこの件についてはるる課長に提案なりお願いをした件がありますが、その後の経過についてお知らせを願いたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、別府市として現在十五クラブございます。そういう中において別府市の利用料金が非常にばらつきがあるということから、本来なら一元化が望ましいということであったわけでありましたが、市としてもやはり要綱の中で保護者の負担軽減ということを考えまして、要綱の中で上限を定めさせていただきたいということで、七月三十一日に児童クラブの代表者の方々に提案をさせていただきました。その中で、やはり児童クラブ側としてもこれまでの経過それから歴史等を考え、またサービスの低下等があるということから、なかなか話が前に進まなかったというのも現状でございます。私どもが提案をさせたことについては、まず利用料につきましては四千五百円、それからおやつ代千円、それから保険料として五百円という形で、保護者負担を六千円以内をお願いしたいという提案をさせていただいております。各児童クラブの代表者の方々、それから指導員の方々も一生懸命今考えていただいております。私どもに再度妥協案という形ではございますが、要望書の提出を今月四日にいただいたところでございます。

私どもは、市といたしましても、その要望の内容を十分見る中で前向きに検討し、新年度から実施に向けて要綱の改正ということで、再度、近日中にクラブ側と話し合いをしたいということを考えております。そういうことで、来年度からは放課後児童クラブにつきまして、各校区において上限が設定できるものというふうに期待をいたしておるところでございます。

○二十六番（原 克実君） 状況はわかりました。この前の放課後児童クラブの中で、まだ公共施設ではなくて民家を借りて運営をしているというクラブがありました。できるだけ、この前、市長もいい御答弁をいただきましたのですけれども、安全な児童クラブを運営するには、やはり公共施設がいいということをおっしゃっていただきました。その改善方法は何か見出せたのかどうか、その点をお尋ねします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、家賃等を払って運営しているクラブについては、二クラブございます。そのうち一クラブにつきましては、境川校区の放課後児童クラブでございます。現在、民家を借りております。非常に手狭といえますか、部屋も狭い、環境もよくないということで、これまでずっとクラブ側の方からも話をいただいております。学校の施設、非常に現時点での施設使用が非常に今厳しいということから、教育委員会それから学校側と協議する中で、また市長も初めて校庭の中に、敷地の中にクラブを新年度、予算の中で設置をするという指示をいただきましたので、そういう方向で現在事務を進めているところでございます。

○二十六番（原 克実君） わかりました。残り二つ、その中の一つは改善の方向に向か

っておりますが、できるだけ一〇〇%これは公共施設を使うことが望ましいと私も思っておりますし、市長もそのようなお考えだと思しますので、ぜひ改善策をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ。この放課後児童クラブの本来の趣旨はどういうことでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この放課後児童クラブにつきましては、児童福祉法第六条の二第七項で、放課後児童健全育成事業という位置づけがございます。抜粋をして読ませていただきますと、「保護者が、労働等により昼間家庭にいない者に、政令の定める基準に従い、授業の終了後に児童更生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」という位置づけがされております。県の実施要綱、また別府市の実施要綱におきましても、第一条にこの条文の目的が入っているというところがございます。

○二十六番（原 克実君） この改善指導に対して、阿南次長は非常に御苦労されたとは聞いております。本来、やはりこの児童クラブは、その精神にのっとっていくなればということが望ましいか、その観点からやはり本来は立つべきであって、児童クラブの運営そのものから割り出して利用料金を計算する方法ではないと私は思っております。その精神にのっとって今後も健全な児童クラブが運営できますようにひとつ計らっていただきたい、このように思います。

それからもう一つは、エンゼルプランについて。別府市子育て支援計画、これが平成十三年度に策定をして今推移しているのですけれども、この平成十三年度に策定して、最終年度が十七年度ですけれども、中間的に検証して、私は、別府市の児童福祉は非常に向上したと思うのですが、今後、阿南次長、この児童福祉法に基づいて子育て支援をしていくためには、どのようなことが考えられるのか。そして、今後どのような国の方策によってしようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

別府市のエンゼルプランにつきましては、今、議員さんが言われたとおりでございます。十三年度に策定をいたしました。私ども、関係課十一課において別府市全庁体制という形で策定をしたところがございます。そういう中で私ども、それぞれの関係課におきましては、その策定に基づいて実施を推進していくという方向で確認をいたしておりますし、私ども児童家庭課につきましては、十二項目にわたって平成十七年度までの目標値というものをお定めしております。現在、あと二カ年ほどありますが、ほぼ目標値どおりの計画で進んでいるというふうに認識をいたしております。

今後におきましては、平成十七年度から十カ年計画で次世代の育成支援推進対策法というのが施行されます。こういうことから、現在ニーズ調査を行っておりますし、来年度十六年度において十カ年の行動計画を策定するということになっております。現在、先ほど

言いましたニーズ調査に基づきまして、保護者の、また市民の方々の需要を十分取り入れて、全庁体制のもとに、よりよい計画を策定したいというふうに考えているところでございます。

○二十六番（原 克実君） 今の子育て支援事業、これが平成十七年度、あと二年間ありますけれども、ほぼ達成する勢いで努力をしていただいた阿南次長に敬意を表したいと思っております。来年度からは民間委託もできますし、行財政改革の中でも進めながら、よりいい保育行政が運営できるのではないかなと思っております。

ただ今後、少子化社会対策基本法というのが、国が制定されて十年計画で行います。これは、ただ国だけではなくて地方自治体とか企業とか、さまざまな問題にかかって、これが円滑にいくような基本構想になっていると思いますので、さらに子育てをしやすい環境づくり、これが一番私たち地方自治体に課せられた大きな課題ではないかと思っております。これがなければ、この少子・高齢化社会を乗り切れないという形の中から、この基本法ができたと私たちは理解しておりますので、ぜひ引き続き健全な児童福祉に向かって努力をしていただきたい、このように要望しておきます。

あと、一、二分余りましたけれども、ちょっと時間もありません。あとはまた次回に回したいと思っておりますので、以上で終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後零時 零分 休憩

午後一時 零分 再開

○副議長（野口哲男君） 再開いたします。

○三番（市原隆生君） よろしく願いいたします。「三番」と言われますと、ジャイアンツの永久欠番をいただいたようで、大変光栄に思っております。ただ私は、カープファンでございますので、よろしく願いします。

通告の順序に従って、質問をさせていただきます。

初めに、児童手当の拡充についてということで質問をさせていただきます。

十一月十九日に、政府・与党の合意によりまして、来年四月一日から小学三年生修了まで児童手当が引き上げられるようになりました。これは別府市にとりましても、少子化、夫婦一組に対して一・一という大変低い出生率の別府市にとりましても大変いいことだというふうに思っております。私も六月、九月と子育て支援に関する質問をさせていただきましたけれども、今回もこういった児童手当の拡充ということで質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今度四月から、今も御案内しましたように、児童手当が小学三年生修了まで引き上げられるということになりましたけれども、この対象者が全国では六百四十七万人から九百三

十万人になるということでありまして、別府市におきましては、対象者はどのようになりましてでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

児童手当につきましては、さっきも議員さん申されましたように、十一月の十九、二十日の新聞で私ども承知をいたしました。ただ県また国の方よりまだ通知もございませんが、現在六歳まで、それがまた九歳までになるということ、対象児童数につきましては、現在六歳未満で五千八百六十五名、九歳までになりますと九千四名ということで、対象児童数といたしましては三千百三十九名が増加になるという見通しを持っております。

○三番（市原隆生君） その児童手当ですけれども、申し込みをやはりしないと支給されない、このようにもお聞きしておりますけれども、どのような形でお知らせをしていただくのか、また申し込み方法はどのような方法になるのか、教えてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

児童手当につきましては、申請制度ということになっておりまして、申請につきましては、各出張所また私ども児童家庭課の担当課で受け付けをいたします。もしこれが九歳までになるということになった場合の周知方法ということでございますが、前回は平成十二年度に三歳から六歳までという形で拡充をされております。そういうことで市報の掲載それからケーブルテレビ、市民課、各出張所におけるチラシによる配布を考えております。今回の対象児童が小学校一年生から三年生までになるということから、現在の保育所に行っている児童、それから教育委員会の御協力をいただく中で、また学校の協力をいただく中で幼稚園それから小学校一、二年生、こういう児童を通じて配布、お知らせをしたいというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。きのう、たまたま小学校三年生の孫を持つ御婦人、その方とお話する機会があったのですけれども、今回も残念だと。来年度は四年生になるものですから残念でしたというふうに言っていたのですけれども、その方が、その子供さんが小学校に上がる半年前まで大分に住んでおられたのだそうです、その息子さんと結婚されて、息子さん夫婦が大分に住んで、小学校に上がる半年前まで大分に住んでいたのだそうです。若い夫婦で住んでいたものですから、そういった児童手当がもらえるということを全然知らないでずっと来ていたのだと。別府に息子さんの親の近くに引っ越してきて、児童手当をもらえるのだというお話を、やっと申請をして半年だけもらえましたというふうに言っておりました。こういう児童手当がもらえるということがよくわかっている方が周りにいて教えてあげられると、そういった漏れもないかなというふうに思うのですけれども、そういう若い夫婦だけで住んでいるところでそういったものがあるということを知らないところというのは、なかなかそういう申請の漏れがあったりして、せっかくいただけるものも知らないまま過ごしてしまうということもあるかと思うの

ですけれども、そういった漏れのないような対策をぜひともお願いしたいのですけれども、何かいい考えはありますか。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、私ども別府市で支給をしているという対象児童数それから受給者におきましては、対象児童数の約八三%の方に別府市から支給をしているという状況でございます。これは、公務員等はそれぞれ事業所で実際いたしております、当然漏れのないようにということで、私ども市報等にも切りかえ時期を掲載させていただいております。また平成十二年度、先ほど申しました三歳から六歳に改正になったという時点におきましては、前回につきましては六月からという形でありました。その際、九月までに申請をした方については、六月にさかのぼって支給をするという、こういう経過措置がとられたところでございます。今回もこういう改正になれば、またこういう経過措置もとられるということも考えられますし、少しでも多くの方に、対象者には受給をしていただくような形、私ども、また今後啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 三番（市原隆生君） ありがとうございます。

それから、支給額について教えてください。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

支給額につきましては、まだ詳細等について来ておりませんが、第一子、第二子については五千円、第三子以降については一万円と私どもは考えております。

○ 三番（市原隆生君） 第一子、第二子が五千円、第三子が一万円ということでありました。支給対象の方が第三子としまして、第一子、第二子が支給対象になっていない、例えば小学校高学年あるいは中高生という場合に、支給対象の方というのは、一名しかその支給対象になってないということで五千円ということになるのでしょうか。第三子ということで、一万円ということになるのでしょうか。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

第一子、第二子という考え方におきましては、児童手当法第三条によりまして、「児童とは、十八歳に達する日以後、最初の三月三十一日までの間にあるものを言う」ということとございまして、十八歳未満の方が第一子という考え方でございます。極端な例を申し上げますと、第一子の方が二十歳で、第二子の方が十五歳、第三子の方がもし五歳ということになりますと、五歳の方については、実質三子であります、児童手当法上第二子というとらえ方でございます。

○ 三番（市原隆生君） ありがとうございます。次の質問で、「第一子が成人した場合はどうなりますか」ということを聞こうと思ったのですが、先に答えていただきまして、ありがとうございます。

それで、今までこれは、支給の方法なのですけれども、こういった形で支給されるので

しょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

支給方法につきましては、口座振替で口座の方でお支払いをするという形になっております。それとまた、支給につきましては、例年、年三回払いということで六月、十月、翌年のまた二月という支払いになっております。年三回払いでございます。

○三番（市原隆生君） それで、これは先ほどちょっと申し込みのところで質問をし忘れたのですけれども、今度拡充されて、小学校一年生、二年生、三年生まで拡充ということになりましたけれども、今まで例えば未就学児童ということで支給をされている子供に対しても新たに申し込みをしないといけないのかということをお尋ねしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

国また県の方から、まだ詳細についての話は正式にはあっておりませんが、通常であれば新たな申請をするという形になろうかと思えます。

○三番（市原隆生君） 大変よくわかりました。本当に子育て支援の一環として、今回こういった三年生まで拡充ということになりました。私ども公明党としましても、小学校六年生までまずそういった児童手当を拡充していこうということで、今努力しておりますけれども、何とか少子化対策の一つの大きな力とできますように、運営をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で、この項目の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、温泉行政についてということで質問をさせていただきます。

なお、おことわりしておきます。三番の項目の市民憲章についてということで質問をさせていただきますのですけれども、その中の一つで「温泉を大切にしましょう」という項目がありますので、ここを一緒にさせていただきたいというふうに思います。

まず、市民憲章についてなのですけれども、きのうも長野議員の方から紹介がありましたけれども、十一月二十七日に、大分県市議会議長会議員研修ということで、野村稔さんという方の講演がありまして、その中で市民憲章のことをちらっと触れておられたのですけれども、市民憲章をある議会では、議会の始まる第一日目に執行部、議員でみんなで読み合っただけでスタートするのだと。いいことですねというふうに言っておりました。私は、これを提案するものではありませんけれども、やはり市民憲章、市民の方がよく目にされるのは市報で、市報の表紙に印刷されておりますので、市民の方は市報を見られると必ず目にされているというふうに思います。やはりこの市民憲章が、いろいろな行政の中の主導原理になっていくべきではないかなというふうに思っております。そういった中で私の感じたこと、また市民の方からお聞きした内容から、ちょっと質問をさせていただきたいなというふうに思いました。

順番は二番目になるのですけれども、先に「温泉を大切にしましょう」という項目の方から質問をさせていただきます。

市営温泉は、別府のシンボルとしていろいろな方、今回の議会におきましても、いろいろな方が質問をされておりますけれども、別府に住んでおられる市民の方から見まして、やはり市有区営温泉というのが一番身近で、別府の温泉地に住んでいるのだなということを感じることで一番大きなところだというふうに思っております。市有区営温泉は、現在、別府市内には何カ所あるか教えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

現在、六十六カ所になっております。

○三番（市原隆生君） 六十六カ所というふうに今お聞きしましたけれども、その中で老朽化した温泉もあるわけですが、ここ十年ぐらいの間で改築または改修した施設というのは何カ所ぐらい。これは市の補助とかもあるというふうにお聞きしましたけれども、何カ所ぐらいここ十年ぐらいの間であったか、教えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

市有区営温泉につきましては、毎年、前年の五月に組合の皆さんに集まっていたいで総会みたいな形で開いております。それで、九月に翌年の改修について計画があるかどうかということをお聞きして予算計上させていただいているわけですが、大体毎年五件から六件程度の件数になるかと思います。今ちょっと手元に資料を持ってないもので、はっきりした数字はお答えできないのですけれども、大体五、六件の程度で申し込みがっております。

○三番（市原隆生君） 今、課長の方から申し込みというふうにお聞きしたのですけれども、これは大体申し込みがあった分は予算が取れて、工事等に移っていったものだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

皆さんにお集まりいただきまして、それぞれの組合の状況もございます。改築を希望する組合がありましたら、それをまとめて翌年で予算の計上をさせていただいている状況でございます。

○三番（市原隆生君） 今回の議会におきまして、旧浜田温泉のことが大変話題になっておるわけですが、浜田温泉に負けないぐらい古い、老朽化した市有区営温泉もあるというふうに聞いております。そういったところで地元の方が特に多く利用されているわけですが、そこを利用されている方もやはり高齢化またお亡くなりになったりして、以前に比べてだんだん入りに来られる人数も減っているというふうにお聞きしております。そういった中で、なかなか改修・改築といいますが、市から補助があるにせよ、相当の金額というのは組合等で負担をしなければいけないというふうにお聞きしました。そうい

った入りにくる方が減っている中で、そういった改修・改築、お金がかかるということではなかなか踏み切れないでいる方もあるかというふうに思うのですけれども、これはそういった温泉を利用されている方から、私が行っているところは大変古くて、このまま入って行っておって大丈夫なのだろうかという、浜田温泉に負けんぐらい古くて、柱の根元が腐って見えているところがあるということで、このまま使って大丈夫なのだろうかというような声もお聞きするわけなのです。そういった本当に別府市民にとってはやはり一番温泉地を感じる場所である市有区営温泉を、現行の制度もあるかと思えますけれども、これから先、当然年数がたってくると老朽化というのが深刻な問題になってくると思うのですけれども、将来に向けてこういった市有区営温泉を守っていけるような形というのは、制度というのはできないものかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

市有区営温泉につきましては、土地・建物は市の所有になっております。ただ維持・管理・運営につきましては、それぞれの組合の温泉の方をお願いしているわけでございますけれども、現状では貸し付け制度、先ほど議員が申されましたように、貸し付け制度と補助制度をつかって施設の改善をしていただく方法しかないでございますけれども、状況が状況でございますので、比較的経費のかさむ給湯管のお掃除等につきましては、うちの現場もおります。お手伝いできる分については、現状ではお手伝いさせていただいている状況でございますので、その旨は御理解をいただきたいと思えます。

○三番（市原隆生君） 将来に向かって何らかの前向きの改善できるそういった老朽化した、本当に危険家屋というふうに、今度、老朽化ということから進みましたら、危険家屋というふうになってきてからはなかなか、もう使用できなくなるというような状況になってくるかと思えます。今、そこに至る前に何かいい方法がありましたらお願いしたいなというふうに思えます。

続きまして、さきに触れましたけれども、市営温泉につきまして。

これは今も言いましたけれども、別府のシンボルであるというふうに思っております。その温泉の運営自体というのは、やはり市営というふうに名がついておりますので、行政の取り組みそのものがそこにあらわれているのではないかなというふうに思えます。その従業員の方から、これはいい形ではないのですけれども、一緒に働いている人の中で、お客さんに対してこういう言い方をしているのかなというような言葉遣いで言っていた。そういった指導なんかどういふふうになっているのかなという声を聞きました。市営温泉の方の運営というのは、振興センターの方にお任せしているというふうに思うのですけれども、行政としてそういった市営温泉に対する取り組みと申しますか、まるきり任せっ放しということではないというふうに思うのですけれども、こういった対応をしているのか、教えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

行政としましては、管理運営につきまして振興センターをお願いしているわけですが、受付の皆さんにつきましては、観光別府の温泉を代表する方々です。別府市の温泉の顔として頑張りましょうということで、従業員の方々には十三項目から成る一応チラシをお配りしている現状でございます。また、振興センターにつきましても、年数回、文書により職員に啓発をお願いしているような状況でございますけれども、十分でないというお言葉もいただいています。私の方としましては、具体的には受付とか砂かけのマニュアル等をつくって、振興センターに今打診している面もありますけれども、それを積極的に、またより効率的に運用できるように、再度協議を重ねて、お客様に対して対応できるような状態をつくっていきたいと考えております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。

あと、大分前に、私どもの先輩の原議員の方から、昔、アンケート、目安箱というのを置いていたのだけれども、なくなったというふうにお聞きしました。これはどういった理由でなくなったかということ、いろいろなお客様がアンケートを書いてくれるのですけれども、原議員の方から、「どうしてなくしたのですか」というふうに聞いたら、「書いてあることが同じだから、もうなくしました」というふうに答えたというふうに聞いたのですね。書いてあることが同じだということは、それは改善がされてないので同じことをずっと書かれるのに、どうなっているのかなというふうなところまでお聞きしました。

今、アンケートの箱とかいうのは、置いていただいているのでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

つい先日まで、海浜砂湯の方には置いておりました。実際、アンケートを置いて皆さんの御意見をお聞きし対応するのが一つの手かと思われましてけれども、苦情なりまたお気づきの点につきましては、電話とかメールでいただいておりますので、それですぐ対応するような形をとらせていただいておりますので、今後、また状況に応じてアンケートが必要であれば対応させていただきたいと思っております。

○三番（市原隆生君） お客様の方もやはりその時の気分というのもありますから、そこで言われていることがすべてではないというふうに思いますけれども、やはり実際に利用している方がどういう状況なのかということ判断する材料として有効ではないかなというふうに思いますので、検討いただけたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

温泉に関しましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、では、「お客さまをあたたく迎えましょう」ということで、質問をさせていただきます。

この質問を入れさせていただいたのは、実は項目でありまして、市民の方から、市報を

ずっともらっているけれども、表紙に市民憲章が書いてある。その中で「お客さまをあたたく迎えましょう」というふうに書いてありますね。その中である方が、これは場所は石垣の辺の方なのですけれども、横断道路を上ってきて石垣の方に鉄輪温泉と間違えて左折をされたのですね。そこで、「鉄輪温泉はこの辺ですかね」というふうに聞かれて、そこでお話しすることになって、観光名所とかいろいろ聞かれたけれども、もう何も答えられなかったと。市報はいつも見て、市民憲章ということも御存じでした。その中で「お客さまをあたたく迎えましょう」というふうにあるけれども、自分として、せっかく来られた観光客の方にいろんなことを聞かれても何も答えてあげられなかった。やはり「あたたく迎えましょう」という、このお手伝いが何かできるようなそういった情報と申しますか、お知らせというのを何かしてもらえないでしょうかというような意見でありました。その方が言われるには、十号線から横断道路を上ってきてまして、歩道橋がある辺でカーブをしておりますけれども、よくあの辺で、もうそろそろ鉄輪かなという形で曲がって、旧国道ですね、その辺で曲がられる方が結構多いのだというふうに聞きました。考えてみますと、十号線からずっと横断道路を上っていきまして鉄輪温泉まで、あと何キロとか、何メートルとかいう表示もありませんし、観光地として、車で来られた方に対してはちょっと不親切ではないでしょうかという意見でありました。

そういった中で、聞かれたときに何か答えてあげられる。例えばどこに行ったら景色がいい。今度、観光スポットとして展望台ができるわけですがけれども、ここに行くときと申すいい風景が見られますよとか。今回の議会の中で、今まで展望台として大変きれいな場所ということで四、五カ所上がっていましたがけれども、私も全然知らないで、今回の議会で初めて、ああ、ここに行ったらそういった風景が見られるのかという思いもしました。市民の方もやはりなかなかそういった、どこを教えてあげたらいいのかということが全然わからない。例えばの話でありますけれども、市報とか、現在発行されているものの中にもお金をかけないような形で何か一カ所ずつでもお知らせをしてもらえたら、別府に来たのだったらここに行ってみなさいよという形で教えてあげられるものがあれば、そういったものをお知らせしてほしいというような御意見でありましたけれども、何かいい方法はありませんか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

まず、横断道路から上がりまして鉄輪の表示ということ、案内はということでございます。これは国道五百号ということで、この道路を維持管理しているのは大分県でございます。その中で市町村等大きなエリアを表示するためには、案内板は道路管理者であります大分県が設置することになっておりますが、別府八湯など狭い範囲になりますと、別府市とそれから地元等が設置しなくてはならないとなっております。したがって、設置の際に関しましては、設置場所それから表示の内容等は、これは関係各課、建設部になります

けれども、そういったところとまた道路管理者の大分県とも十分協議させていただきたいと思えます。

もう一点につきましては、観光スポットを市民向けにということでございます。市報が行政カレンダーかということでございますが、観光立市の別府市といたしましては、まず十四年度には、行政カレンダーの裏には、一応行政的なマップを掲載しておりますが、今、三番議員さんが言われるように、観光マップとしてのスポットと申しますか、そういう表示がなかなかされてないと。それはやっぱり行政が一つの施設等の掲載というのがなかなか難しい面もありまして、行政関係だけのマップをつくって掲載しておりますが、観光課といたしましては、観光パンフレット等もつくっておりますし、その中でやっぱり観光スポット、先ほど言われました湯けむり展望台も、今回予算計上させていただいておりますし、いろいろなスポット等を、行政カレンダーの方が一年残りますので、その方がよろしいかなと思えますので、これは広報広聴課と十分協議させていただいて早急に、もう年度ですから、三月には協議して行いたいと思っております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。行政カレンダーの裏の行政地図ということで今言っておりました。ありがとうございます。そういったところで載せていただくのは、今いろいろ検討していただいているなということでありがたく思っております。ただ、やはり見る方というのは、字が小さいとなかなか見ないということもあります。きょう課長の方から、カレンダーの裏はどうでしょうかということでお答えをいただきまして、ちょっと私も見てみたのですけれども、ちょっとやっぱり字が、あそこにいろんなものを入れ込むと、なかなか字が小さいのではないかなというふうに思うのですね。そうすると、そういった見る意識のある方でもなかなか見る気持ちにならないというか、私も最近ちょっと眼鏡をかけるようになったのですけれども、小さい字がなかなか見づらくなりました。眼鏡を外すと、行政カレンダーの地図というのは、なかなか焦点が合わなくてちょっと見づらかったです。すべてを載せる必要はないと思うのですけれども、徐々にこういうところもあるというような形で、なるべく大きな字で掲載していただけたらなというふうに思えますので、その辺をお願いしたいというふうに思えます。よろしく願います。

では、続きまして、今のは「お客さまをあたたかく迎えましょう」ということで、関連なのですけれども、私は出身が山口県の岩国市であります。十九歳までそこにいたわけですけれども、その観光といいましたら、御存じの方もあるかもしれません、錦帯橋と岩国城、それから白蛇、もう三点ぐらいしかありません。大変覚えやすいのですけれども、別府の場合は、やっぱりいろんな観光施設があります。やっぱり先ほども言いましたけれども、市民の方がどこを教えてあげていいのかわからないというような状況になっているのではないかなと思えます。そういった中で、私も覚えがありますけれども、地元の郷土

の状況、地理的なこととか産業、どんなことがあるかということをお勉強した、学校の授業の中で勉強した記憶があります。学校の中でのそういった郷土のことを教えていくというようなカリキュラムはどのようなものがあるか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

小学校におきましては、三、四年生の社会科の授業で地域社会の学習に取り組んでおられて、別府市の地形や産業、地域に残る文化財や年中行事、地域の発展に尽くした先人などにつきまして学習しております。また、五年生では伝統工芸について学習をいたしますが、これらの学習の中で世界有数の温泉、また別府の公共施設や福祉施設、油屋熊八翁を初めとした先人の活躍、別府の伝統工芸であります竹工芸産業などを実際に見学したり体験活動をしながら学習を進めております。

また、平成十四年度より始めました総合的な学習の時間では、多くの小・中学校が地域に目を向け、地域から学ぶ教育活動を行っております。例えば子供たちが、それぞれ自分たちの課題を持ち、別府路地裏探検活動を初めとした地域の調査活動、温泉や地獄の調査活動、福祉施設との交流活動、留学生との交流活動、地域の専門家を講師にした物づくり講座、別府公園や川の清掃活動、地域での職場体験活動など、多彩な活動を各学校が計画的に行っているところであります。

このような学習によりまして子供たちは、恵まれた自然や温泉、施設や産業ばかりでなく、そこにいる人の生きざま、温かさ、すばらしさに触れまして、郷土別府への強い郷土愛がはぐくまれていくのではないかなというふうに考えております。

さらに、地域の方々や留学生の皆さんとの交流などから、別府に見えた観光客の皆様への温かい接し方等も、そういう素地も生まれていくのではないかなというふうに考えております。議員さんが御指摘のように、これからもその学校教育の中でお客さんを温かくお迎えられる、そういう郷土愛を育てる工夫を引き続き推進していきたいと思っております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。ちょっとついでにお聞きしたいのですが、地獄めぐりなんかは、中に何カ所か見学するような区はありますか。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

地獄めぐりにつきましては、幼稚園児とか、それから小学校低学年がやっているということで、減免申請等が出てまいります。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。私も子供を連れて一回に一、二カ所、時々回るようにしております。こういったものが近くにあるのだということをお教えてから回るのですが、大変こう……何と言いましたらいいか、地元をやっぱり教えるということには大変いい場所ではないかなというふうに思いましたので、ちょっとつけ加えさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、最後になりました。「美しい町をつくりましょう」ということでの質問をさせていただきます。

ホテル・旅館街、旅館に勤めている方だったのですけれども、お客様がホテルから出てくるときに、ごみがまだ収集されなくて、この時間的なことはちょっと聞かなかったので、ちょっとどうかなと思ったのですけれども、ちょっと今回、この質問を加えさせていただきました。旅館街また観光施設、その周辺で、こういったところのごみの収集の状況を教えてほしいのですが、よろしくをお願いします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

平成十四年四月から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条第一項の規定に基づきまして、観光施設やホテル等から排出される事業系一般廃棄物については、事業者の責任におきまして適正に処理をしていただいております。現在、市が事業系一般廃棄物の収集運搬の許可を与えている民間の業者が収集を行っているケースが多いと認識しております。周辺の家庭から排出されるごみについては、従来どおり、私ども清掃課で収集を行っているのが現状でございます。

○三番（市原隆生君） あと、観光客の多いところでやはりごみが目につく、そういったところがあるというふうに聞いたところがあるのですけれども、こういったところの対策をどのようにしていただけるか、教えてください。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

燃えるごみの収集は、一日に市全体の半分を収集しております。午前二回、午後二回、計四回の収集を実施しております。現在、排出の際には指定ごみ袋を使用しておりますので、排出状況も以前に比べて随分よくなっておりますのではないかと考えております。また、観光地周辺について、また市街地等は、可能な限り朝一回目の収集で処理をするように取り組んでおります。具体的な場所をお教えいただければ、可能な限りそのような処理をしたいと考えております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。これは別府市の封筒にも書かれております「日本一の応接間を目指す別府です」というふうにあります。やはり応接間を目指しているわけですから、応接間のごみはいつも捨ててお待ちをするべきだなというふうに思いました。課長の方で大変努力して取り組みをしていただいていると思いますけれども、さらにこういった方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。最後に、亀川駅周辺の対策についてということで、お尋ねします。

亀川駅周辺の対策についてということで、お聞ひします。亀川の駅裏、駅裏といひましても、ずっと広くありますけれども、駅裏また太陽の家、その奥にずっと市営住宅があるわけですけれども、太陽の家は当然障害者の方が多く住んでおられます。また市営住宅の方もかなり高齢者の方がおられますし、市営住宅の中にも障害者の方が、太陽の家授産生

から今度は社会復帰された方が、そういった市営住宅に住んでおられます。また駅裏の住宅街の中にも障害者の方が、社会復帰されて家を建てて住んでおられる方がかなりおられます。

そういった中で、ずっと以前に亀川駅のホームを通り越えて行き来ができる、駅裏と旧国道の方が行き来ができるという話があって、また駅裏に引っ越してこられた方の中にも、今度こういった駅がよくなるのよと、駅裏からもホームに入れるようになるし、自由に往来ができるようになる。そういったことを聞いて、引っ越してこられた方もあるというふうに聞いております。また、そういった方から、この計画というのはどうなっているのだろうかというようなお話を聞きまして、今回質問をさせていただきたいなというふうに思います。

太陽の家の方というのは、やっぱり車いすの方、結構障害の方が当然多いわけです。さっきも言いましたけれども、市営住宅の中にはそういった高齢者の方がかなりおられますし、そういった交通の便をよくしてあげないといけないような地域であるにもかかわらず、そういった亀川駅の利用がなかなか、JRを利用するためには、表の方に一回回らないとホームの方に入れられないというような状況でありますし、なかなか外出するにしても不便を感じているというような声を聞きました。この辺の進行状況といいますか、これは、計画というのはどういうふうになっているのか、教えてください。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

亀川駅の周辺整備についてでございますが、これにつきましては、平成七年三月に策定されました「別府市人にやさしいまちづくり整備計画」というのがございますが、これに基づいて整備をしております。

ちょっと計画の概略でございますけれども、この計画につきましては、今おっしゃいましたように、亀川駅を中心といたしまして約四十八ヘクタールです。この包含されますところにつきましては、おっしゃいましたように亀川駅それから太陽の家、国立病院、それから市営住宅、その他が含まれておる地域でございます。この計画につきましては私どもは、いろいろ例えば北別府病院線、太陽の家を横切っている市道でございますが、これをバリアフリーにして整備をしたり、それから入江川がありますが、ここは非常に幅は広いのですけれども、ふたがかかってなくて非常に危険だったことのふたかけ、それから市道につきましても、いろんな側溝のふたかけなどに対応しております。

ところで、今おっしゃいましたJRでございますが、私どももこの計画の中では一番大切なポイントというふうに位置づけいたしまして、JRと橋上駅、それから、もし橋上駅ができないときには自由通路、つまり上を渡られないかということで協議をずっと重ね、数年間にわたって協議を重ねておりますが、協議が成り立っておりません。この理由につきましては、さきの議会でも大分申し上げましたのでございますが、協議をしておる段階

で非常にいい考えであるということはJRさんも認めていただくのですが、一番最後の費用負担の問題につきまして、いい計画であるけれども、全部別府市が持ってくれというようなのが、最終の結論でございます。そういう状況でございますので、今その協議が、その段階でストップしておるといような状況でございます。ただ、私どもといたしましては、駅前の広場を買ったJRさんとのおつき合いも新しくできましたので、それらを含めまして、やはりこの計画をずっと前に進めたいということでございます。

それから、私どもの課といたしましては、今度は別府市は観光都市でございますから、観光都市別府のまちづくりをどのようにしたらいいか。そして、その中で特に交通からの切り口といたしまして、昨年の三月に学識経験者とそれから民間団体の代表者、これは大分大学の先生でありますとか、それから民間団体につきましてはJRさん、もちろんJRさんもこの中に入っています、それからバスとかタクシーの関係団体の方によりまして、

「別府市まちづくり交通計画」というのを策定しております。この策定した中で、亀川駅周辺は非常に大切な場所であるということで、最重点整備課題のポイントであるということで、この「まちづくり交通計画」でアウトプットされております。

そういうことでございますので、さっき申しました「人にやさしいまちづくり計画」と、それから別府市の「まちづくり交通計画」によりまして、この亀川駅の再生につきましては、亀川駅周辺につきましては、非常に私ども行政としては重要な位置と位置づけておりますのですが、今そういう状況でございますので、今後とも鋭意取り組みたいというところはありますので、経過でございます。（「同じ答弁ばかり」と呼ぶ者あり）

○三番（市原隆生君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。車いすに乗っている方からお聞きしまして、別府の駅前に買い物等で行きたい。その時に、行く時はJR、表まで回りまして、車いすですっと回りまして、ホームに入りましたら、すぐ電車に乗れます。しかし帰りはと聞きまして、帰りはタクシーで帰ってくるというふうに言っておりました。というのが、帰りのホームというのが、上の渡り廊下というのですか、あれを渡らないとおりにこれない。あそこはJRの職員の方も少ないものですから、抱えてもらえないのだそうです。それで帰りはタクシーで帰ってくるという話も聞きました。一日も早くですね。そういった方がかなり、高齢者または障害のある方がかなりまとまって居住されている区域でもありますし、一日も早い取り組みをお願ひしたいなと思ひておりますけれども、よろしくお願ひします。何かありますでしょうか。

○都市計画課長（松岡真一君） 申し上げましたけれども、非常に重要なポイントであるということは、もうおっしゃるとおりで、私どもも非常に大切にしたいと思っております。そういうことでございますから、今度やはりできるだけ実施できるような方向でやっていきたいなというふうなことも考えております。ただ、別府の観光の玄関口、北の玄関口というふうにも考えておりますので、今後とも鋭意取り組んでいきたいと思ひます。

○三番（市原隆生君） よろしくお願ひします。今、「市長の」というふうに言われていましたけれども、実はこういうふうに、「市長さんが今度変わって、計画が取りやめになったのだろうか」ということも言われました。「浜田市長、そういうことを一言も聞いたことがありませんので、そういったことはあり得ません」とは言いましたけれども、一日も早く。お知らせがないと、そういうことを言う方もあるように思いますので、一日も早く取り組みをお願いいたします。市長、何かこの件につきまして御答弁がありましたら、お願ひします。

○市長（浜田 博君） 亀川地域の振興発展のためには、重要な課題であるというふうには認識いたしておりますし、一日も早く頭出しをしたい。その計画を実施するように、バリアフリー化を含めて頑張っていきたい、このように考えております。よろしく。

○三番（市原隆生君） 一日も早く安心をさせてあげたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○二十七番（内田有彦君） 今から私が質問というよりも、私の考えることを述べながら、大変難局が来るだろうということを予想し、しっかりと対処してほしいということで述べたいと思う。

これは、昨日も日田サテライト進出の断念については、三人の議員から事細かく、特に二十四番議員に至っては、それはもう事細かく中身を言っていますから、今さら私がそういうような中ではないのです。ただ問題は、やはり市長、長としてのやっぱり言ったこと、あるいはすること、それは慎重にしなくては、後から必ずいろんな問題がついてくるということを、ぜひ市長にそのことを、釈迦に説法ではないわけですがけれども、そういう気持ちがあるので、再度このことを言いたいと思うのです。

その前に私は、浜田市長の誕生のとき、市民の目線に立って、そして市民とともに市政をつくろうという、そういう浜田市長の理念に賛同し、市長とともに今から市政に参画しようという一人でありますだけに、今回私が今から質問することについては、本当に胸の痛みを少し覚えながら、しかし、行政行為というものは、例えば善意によって、あるいは感情論と言っては言い過ぎかしらんけれども、そのことによって物事を進めると、後々今度はその負が必ず返ってくるということをやっぱりきちっと胸に置いてほしいと思います。

総論としましては、今回の日田サテライト進出についての市長の思い切った断念ということ、これは別府市民の大方の意見さらには日田市民の意見、いろんなことを総合しながら、私はこのこと自体については勇気ある英断というふうには評価をします。しかし、今から述べることについて十分に留意をして、この問題について再度この議会の中で、例えばいろんな問題が出て責任の所在とか問われないような、そういうことは今からの私は余地

だと思っております。

きのう、本当にびっくりしたようなというか、考えてみれば至極当たり前みたいなことが明らかになったわけですね。それは平成八年七月八日ですから、今からもう七年前の話にさかのぼるわけですがけれども、当時、私どもは、業者が日田に出たいというふうに、そういう考えを持っておったのですけれども、実はそうではなくして、前市長宅で市長を含めた市の関係部課長、さらには当面の溝江建設の会長、同じく責任者が集まって、別府市より溝江建設へサテライト設置の要請をした、そういうことがはっきりしました。私は、これは二十四番議員のいろんなその辺の検証もあったのだらうと思いますけれども、私は、それは順当だなと思います。その後、業者は当然国土交通省への設置申請書類をそろえて、そして最終的にはさらに念押しとして、平成十五年二月二十五日に、別府市が国土交通省に対して、溝江建設のサテライト進出についての同意の判を押したのです。だから、国土交通省は法にのっとり、許可がおりた。もうこの時点で、市は、業者に対してのサテライトをつくることに同意を、同意というのか、確約書というものをやった以上、これは市長として、市の執行部として当然その設置の責任が発生しているのです。その時点で、もちろんそれは、当然市長としては議会に対する同意、それが要るわけですから、それにはかなり莫大な予算が伴う。そこで市長は、自分の責任において当時の議会にそれを提出し、議会は、そのことをいろんな状況を勘案しながら、それを否決したということに経過としてなったのです。そこで市長は、業者に対する責任を果たせなかったことになるわけ。そうすると、当然後何が残るかということ、再議をかけるか、あるいは少し時期を置いて、そしてその正当性を議員や市民に訴えながら、さらに新しい議会で提案するという、これは義務はずっと生じておったのです。

ところが、たまたまことしの四月、統一地方選によって、前市長ではなくてあなたが正式な市長になったということに推移をした。しかし、その中身というものは、前市長であろうと現市長であろうと、団体意思として相手に同意書を与えたのです。これはもう永久的にその責務というものは、市長はあるのです。だから、そういうことから言うならば、あなたが市長になったとき、そのときにやっぱりこのことを察知というのですかね、早急に解決するという気持ちがあるならば、もう一遍議会にかけて議会の信任を問う、その上での措置をするのが、これは私の考えですけれども、恐らく行為としてはそういうようなことをすれば、溝江建設に対する責任の義務というものは、きちっとそこで果たせるわけですから、後は議会が同意しようとなし、否決しようとなし、これはもう法上関係ないことで、例えば長がどんな約束をしようとなし、議会の同意が通らねば、これは予算執行はならぬのですから、そこで団体意思として、これは法的には私は問われることはないと思う。しかし、だからといってそれで終わりという判断にするのか、あるいはさらにそのことをまだ先延ばしして、断念ではなく、あくまでも進出するかというのは、これは今からどんな難しい判断の中で

処理をしなければならんけれども、今回の場合は、市長がいろんなことを想定しながら、そして思い切って本来日田と国土交通省との問題の中を、何というか、別府市が当面の当事者ではないけれども、中に入って、そしてあなたの何というか、優しさというのですか、そういう思いというのですか、同じような観光都市が仲が悪くてはよくない。と同時に、本庁と一市町村との民事訴訟の中で解決するには、まず別府市の方が意思表示をした方がいいというような、そういう当時の判事のサジェスションか何か余りわからんけれども、そういうような文書も実際あなたたちは見たことないけれども、そんなことを風聞に聞いたというような思いから、私はこの英断をした、そういうふうに実は思うのです。

ですから、英断そのものは正しいけれども、しかし、正しいからといって必ずしもよかったな、全部丸くおさまるか。そうはならん。さっき言ったとおり、あなたにはそれだけの逆に責任ができておるわけです。では、溝江さんとはどうなのか。それがやっぱり一番今回、きのうでも二十四番議員が言ったとおり、私は、これはやっぱり難しいだろうなと思いますけれども、市長みずからがいろんなそういう背景にある問題も総合的に判断しながら、これで円満解決できるだろう、できるという自信があるということで私はこういうことになったと思うのですけれども、ここでやはり私どもが心配するのは、さっきも言ったとおり、では溝江さんの方、一番肝心の溝江さんとの方の溝江建設が、例えば何か言ってきたときに、これは、議会は法的には関係ないけれども、長としての責任は必ず問われますし、出てきます。それをどうするのかということが、これが一番私は問題と思うのです。

そこで、きのう、市長からいろんな思いをずっとほかの議員の質問で聞いておりました。それをずうっと聞くと、市長も溝江建設にアポもとらんで行って、その時たぶん相手の人は会ってくれんだろうな、例えば会ってくれたとしても、皮肉を言われるだろうな、「罵詈雑言」という言葉を使いましたけれども、それくらいのことは覚悟して実は行った。ところが、溝江会長の方はとても紳士的で、むしろ自分たちとしては、大変ありがたい、悪者にずっとそのままなままになっているけれども、自分たちとしては、やっぱりそういう社会的な別府市における溝江建設のいろんな事業の進展とか、そんなことを考えて、それはとても立派な会長だったと。ただ、あなたが会長に話をするとき、この問題を取り上げたときに、それは、きょうは一応表敬という格好でとどめておきましょうと。後から、ほかの重役さんからの話があったのでしようけれども、この問題については後から話をしましょうというようなことがあったというふうにきのうは言いました。

二十四番議員のきのうの話によると、実は溝江会長とも会ったのだと、当時の市長とも会ったのだと。当時の市長のあの人は、これはもう別問題にしても、溝江側の話としては、別府市とはけんかまではしたくない、そんな気持ちは全くありませんと。八年間も、「溝江」といったら、もうそれこそ悪い業者というふうな印象をずうっと与えられたまま、自

分たちはずっと我慢しておったけれども、別府市と今さらけんかする気持ちはない。ただし、これには相当な費用がかかっておるといことはあるのですよということ、二十四番議員に言われたというから、これも私は本当と思いますよ。そうなってくると、あとやっぱり予想されるのは、その点に私は尽きると思う。

きのうの市長、助役の答弁を聞いておる限りには、その辺の認識が当然あるというふうに、認識というのですかね、当然起こってくるだろう、しかし、それは起こらんような状態でしていきたいと。まさか、起こったときは起こったときだと。そんなような軽い気持ちでこの問題を処理しているとは思いませんけれども、その辺がどうも余りはっきりしていないというのですかね。今から、では自分たちはどういう行動をとるのか、あるいは明確にさらに何というか、進出断念ということ、国土交通省に別府市から通達したのだから、この件については、もう国土交通省がそれを取り上げたということは、日田にはサテライトはできないという、これはもうできないということ、肝心の設置者の溝江建設を頭越えでそういう行為を別府市がしたわけですから、当然、別府市と設置者との間には、「どうしてくれるのですか」と。これはもう自明の理です、間違いなく。だから、そこら辺をあなた方は認識して、市長は別の意味での英断。これはすばらしいと市民は拍手するけれども、それなら金の問題になると、これはまた別なのですね。拍手をしたけれども、そこまでというのはなあということになるから、ならばどうするかというと、きのう、市長からも言葉が出たように、後は溝江建設について、今から誠心誠意の、誠心誠意と云って、これは言葉だから、何が誠心誠意か。つまり溝江建設の立場に立った行動を今からやっぱり。溝江にしてみたら、それこそもうたたかれっ放しみたい、しかも八年間も放り出されて、いつもかつもこういうところにたなざらしをされて、何かわけわからんような話で、溝江建設というのは余りよくないとか、そんなことを言われながら実は来たのが事実です。その溝江の気持ちをどうやってほぐしていくのか、これがやっぱり最重点だと思いますよ、もちろんお金の問題はありますけれどもね。そこからこの話を突破口にしなくては、ただきのうみたいな答弁では、果たして、溝江さんがそれを聞いておったとき、ああ、その程度かというような、ちょっと私の感じがしたから、今から、もうこれは済んだことですから、今から何をするかというと、損害賠償請求が起こってくる可能性がある、それが折り合わなければ訴訟という話し合いがある。では、だれが払うのかということになる。だから、その辺がないような方法を、それをどうやったらいいか、大変私は大きなお荷物が来たと思いますよ。しかし、それは開けてあなた方が処理をしなくては、それは議会で皆さんが「そうだな」というようなことであれば、それはそれでいいわけですが、少なくとも議会に聞いても、まあ、そこまでは仕方ないかな、あるいは何もなかったらこれが一番いいはずですが、その辺についての、もうこれはきのうからのずっと三人から質問がありましたし、私の後でもまた一般質問で二人出ておりますけれども、

そこがポイントだから、どうもきのうの市長、助役の発言を聞いておると、その辺がやっぱり溝江に対する誠意、溝江の立場に立ってどうするかという、その辺を私は最重要課題としてすべきであるし、どういう方法をとるのかということですね。難しい回答になると思うけれども、お聞きをしたい。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほど質問の中で、経済産業省の方に溝江建設を飛び越えてということでしたが、当日十日は一番に溝江建設に御報告に行き、溝江建設でおわびをして、これから経済産業省の方に行かせていただくということで御理解をいただいた上で、そちらの方に参った次第でございます。

また、溝江建設さんからの方の損害賠償については今のところまだ出ておりませんし、また、その際、お帰りの際に、中島相談役の方からも、この件について話し合いの場というお話も出ております。そういったことで、その話し合いにつきましては、誠心誠意、できれば円満解決を思って臨みたい、そのように考えておるところでございます。

○二十七番（内田有彦君） そうでしょう。あなたは今、常務か専務か来て「この話については改めてしましょう」なんて、言われておるのでしょうが。これは、「先手」という言い方はおかしいかもしれんけれども、要するに、私は言ったでしょう、今は行政、あなたたちは、市長、助役は何をするか。溝江の立場に立って考えてやらなければ悪いのでしょうか。市が一方的ではない、本当の当事者をきちっとした形でないからこういうふうになったので、それは政治判断ですから、それはそれでいいけれども、今度あなた方が、向こうから来るのを待っておるようなことでは、これは話にならんですよ。そこまで言われたのなら、早速そのことについて、あなた方が、別府市の希望というものを、希望というものは御理解くださいと、これが希望と思いますけれどもね。そういうお金は出さん、これは出したって、なかなか難しい問題になるから。そういうことをすぐでもするという、そういう意気込みが、助役、必要ではないのですかね。そういうことを言われました、だから今から行きますと。今から行くというのは、あしたから行けとか、あさってからと、それは早い方がいいわけだから、少なくとも向こうから「ちょっと、別府市さん」と、そのような対応があったのでは、これは話にならんですよ。まず先手を打ちながら行くという。その辺はどうなのですかね。

○助役（大塚利男君） ちょっと私の答弁がはっきりいたしませんので、もう一度。別れる際に、溝江建設の中島相談役と最後に言葉を交わしたのですが、「この件について話し合いの場を持てるでしょうか」と、「いつでもお話に応じますので、そのときは御連絡をお願いします」と、そうってお別れしたのを覚えております。

○二十七番（内田有彦君） 言語明瞭、意味不明という。あのね助役、何か助役の言葉が、私にはちょっとわからんですね。中島専務かな常務がおりてきて、中島さんの方から、

「今から何かあったときは声かけますよ」と、そう言ったのですか。あなたの方から、早速このことについてはお話し合いをしまして、どっちなのですか。

○助役（大塚利男君） お答えします。

何度もわかりにくい答弁で、申しわけございません。別れの際に、中島相談役の方から、「この件について、また話し合える場を持ちたいというような場合があったときはよろしいでしょうか」というお話がありましたので、「いつでもお話に応じますので、御連絡をお願いいたします」、そのように言ってお別れしたのを覚えております。

○二十七番（内田有彦君） 助役に余り苦言は言いにくいだけけれども、それは助役、そこは逆です。相手から言われたらそれを待っておるような、そんな立場ではないでしょう。（「僕が聞いたのは、逆よ」と呼ぶ者あり）まあ、「僕」は横に置いておいてもらって、横に置いておいてもらって、（笑声）それは……（「逆でも何でもいいけれども、ちゃんとやらんとだめだ」と呼ぶ者あり）何か……。要は、例えば相手から言われたから、「待っております」では、これは話の中身が違うのだ、もともと。待っておくような話ではない。言われて、「ありがとうございました」と言って、こっちからやっぱり行って、溝江の立場で、あなたが溝江の、では役員だったら、どう思います、今までの一連の行為。はらわたが煮えたぎっていると思いますよ。しかし、溝江は、溝江というのは私は立派なところだと思いますよ。市長に対してきちっと紳士的な態度で、別府市を敵に回すとか、そんなものではありませんと。きちっとしたことを、別府市に尽くしたいというようなことを、非常に大きな太い腹を会長自体が持っておる。そして、その下には当然やっぱり会社を守ろうという人は、それは言うてきますよ。だから、言われたから、「いつでもお受けします」と助役が言ったのだらうけれども、いつでもではなくて、逆ですよ。すぐ行って、もうこの議会が済んだらすぐでも行って、これはやっぱり何でも熱いうちにさあっと話を進めんと、冷めたらいろんな問題が起こってきて、いろんな弊害が起こってくる。何でもそうなのですよ。熱いうちに一気に、行ってやっぱり別府市の意気込み、別府市の申しわけなかったということを前面に出してやれば、それはあなた、溝江さんといえば、私もよくは知らんけれども、かなり観光業界では名があるし、相当な収益も上げた会社でしょう。そうすれば、やっぱりその会社の名誉とか地位とかいろんな信用状態とかいうのは、これは相当溝江さんの方もわかっておるわけだから、そのことを市はやっぱりお願いをして、市からどんどん行くということを私はやるべきと思いますが、いかがですか。

○市長（浜田 博君） 大変温かい御心配をいただいています。私は、昨日も思いを申し上げましたように、これまでこの決断に至るまでの、なぜ今なのか、これを延ばしたときにどうなるか。このまま例えば議員の皆さんに、自分の意思あるなしにかかわらず、再提案をして決議をいただいて、否決になるかもわかりませんが、否決をいただいて断念をする、そういう順番を踏むのが当たり前だというふうにも思いました。しかし、その決議で

また延びていく時期、日田との百年戦争が続くという問題も考えましたときに、裁判をおりるといふこのチャンスしかないという決断をさせていただいたことも事実でございます。その時点で私は、日田市に対して説得の材料として、裁判を起こすべきではないよという部分を説得する中で、日田市さんに――お礼にここに来たときも――勝った負けた、勝った勝った、日田市民の言う要求が通ったという報告集会をしたり、そういう状況のお礼ではだめだと。私は、私にお礼に来る前に、議会に対してあなたたちは何と思っているのですか、別府市民に対してどう思っているのですか、駅前で街頭デモをしたりキャンペーンをしたこと、こういうことをすることが異常ではないですか、そのことを議会に対してまず、御迷惑をかけました、別府市民に対して大変御心配をかけましたという、私にお礼に来る前にその謝りが先ではないですかということも言っていますから、恐らく議会はその気持ちもわかっていただいていますから、日田市長は、恐らく議会終了後は別府市議会に対しても来てくれると、私は信じております。

さらに、業者に対して。溝江建設さんがお会いしていただいたときに、あのすばらしい対応、そして強行できる部分をじっと我慢している問題。実損は必ずあるという部分を私もはっきりと認識をいたしました。別府市のことを思い、日田市民の反対する意思を考えたときに強行すべきではないという、本当に高度な判断で我慢していただいた溝江さんに対しては、申しわけないという気持ちを私は持つてお伺いをしました。日田市長にも、業者に対して、もう進出ができないという部分をつくり上げたその原因は、日田市長ではないですか、日田市民ではないですか、そのことをしっかり認識して、溝江建設に対してしっかり誠意を示してこれから対応していただきたいということも申し上げました。そのことは日田市長も理解をいただいたと思いますから、これからの対応だと思えます。

私もこのサテライト問題、円満解決したとは思っておりません。当初からこの課題は大変な課題だと。しかし、早く、一日も早く解決をしないと、いろんなところに御迷惑がかかるという部分であの時期しかないということで決断をしていただいて、これからは、私は、溝江建設さんに対して申しわけなかったという気持ちと同時に、これから誠心誠意、こちらから本当に申しわけないという気持ちを伝えながら、これからの溝江建設に対する協力をしっかりしていきたいと思うと同時に、競輪事業そのものについても、私は、日田市が何か競輪事業が悪のようにならぬ、このことについては許せないという部分を持っています。競輪事業は健全なスポーツである、そういう事業振興の中で、そこに来ることがなぜか悪いものが来るような印象を植えつけられたことを私は許せない、この部分を持っていますから、日田市にもそのことはしっかりと訴えております。そういう意味で今回、競輪事業の振興は、私は経済産業省にもしっかりとそのお話をさせていただきまし、これからはもお世話になると思っていますというお礼とお願いに上がりました。そういう気持ちですから、これから、この解決に向かっては、まだ円満解決に至る

までには話し合いによる解決、これしかないとは私は踏んでいますから、それを基本にしてしっかりと誠心誠意を示して、溝江建設には対応していきたい。議会終了後、直ちに行動を起こしたいという気持ちでいっぱいでございます。

○二十七番（内田有彦君） 市長、市長の英断、市長の英断というのは、これは政治的な判断によって、ちゃんとリスクがあったのだから、それを承知であなたは英断したのですから、それはそれで、それはあなた自身の英断だから、後はあなたが、今度はその責任をとってきちっとすれば、問題はないのですよ。だから、そこら辺はきちっと整理をしておかんと、ごっちゃごっちゃにはならんと思うのです。ですから、市長は、あれだけ反対しておる人たちに、別府市の市民でもほとんどが「ちょっと別府市はやり過ぎだな」という問題、いろんな問題の中で、もうこの時期しかまともな時期はないと、あなたの英断は、それはそれで私はいいと思うのですよ。私はそれを言っているのではない。後からついてくる問題のことについて心配するから、そこを。そこは、議会が終わったらすぐでも、とにかく溝江建設の身に立ってのことで話を解決しなければ、大きなものがまたかかってきて、また議会で何だかんだなったときには、せっかくあなたの政治判断そのものが、見方によっては誤った判断というふうになる可能性もないことはない。別府市のやっぱり態度というか、「おれは行政だ」というような、そんな態度ではだめですね。だから、その辺を私は強くやっぱり認識をしてもらいながら、早急に溝江さんに対して今から誠心誠意、溝江の立場だったら八年間のいろいろな問題があるけれども、誠心誠意話し合って、議員が、あるいは市民が「なるほどな、ここまでしたのか。よくやった」と言われるようなことを強く私は求めて、この項は終わります。

次に、行革について。特にこの行革の最終的な詰めというのですかね、行革の実施を何をどうするかというのは、これは事務事業のやっぱり見直し、これが基本、最後はそうなってくると思うのですよ。先ほどの回答では、少なくとも三月十二日ぐらいと言ったですが、大綱が出るだろう。三月いっぱいぐらいに長・中期ですか、計画をして、三月議会にはそのことをこの議会の中で明らかにするようなことをさっき言っていましたけれども、私がやっぱり心配するのは、事務事業の見直しというのは、これはやっぱりこの行革の一番の目的ですよ、最小のコストで最大の効果を上げる。そして、それがイコール市民サービスを向上させているかどうか、本当に市民サービスが、そのことによって向上、少なくとも現時点の今の状態ぐらい低下をしないということになるのかということ、私は危惧しております。

当然、今後は職員の数というものは、行革によって私は減ってくると思うのですけれども、事務量はIT化というのですかね、電子化というのですか、そんなものが、それはスピードアップする、当然スピードアップはできるわけですが、だからといってそんなに業務量が減るというものではないと思います。業務量が減らずに職員が減ってく

る。当然その減少した職員は、現在の市民サービスを維持するということが、これはならん。維持せねばならんわけですから、その点では本当に職員が維持できるのかどうなのか。市民サービスの原点というのは、私は、機械化によってファミコンとかパソコンとか、あれによってやり取りしたりとかというのが、あれが本当の市民サービスかどうかな、あれは利便性だけの問題であって、やっぱり職員が直接市民に福祉の問題とか、その辺は直接やっぱり職員と市民との対話の中で、そこで心のいやしの部分というのが、これは大切だと思うのです、市民サービスでは。そういう面では、今の行革については、当然最小の経費で最大の効果、これは私は異存ないけれども、その辺、職員の事務量だけがただふえてくるのではないかな。そうすると、幾ら職員でもやっぱり人間ですから、だんだんそこには手抜きが出てくるというようなことがあるのではなからうかというふうに私は心配しております。

そしてまた当然、民間委託を中心とした行革になると思うのですけれども、民間というのは、これはやっぱり企業ですから、当然収益性を目的としております。ですから、今、市が行っているようなサービスの質というものが本当に提供できるのかどうかな。当然、民間は、採算が合わなくてはできませんし、一定の収益がなくては、そんなものに手を出しませんから、手を出すときに、今のような質、しかもそれ以上向上するというような、そういう業者が本当にあるのかなというふうに、具体的な事務の見直しが出なくてはこれはわからんわけですが、しかもそれが別府市内に限定すると首をひねるということが、私はあるのです。だから、その辺では当然業者については市内優先というのが、これが原理ですから、市内優先の中でそういう業者の育成とか、いろんなものが私は必要と思うけれども、その点非常に不安材料が私は残ってくると思うのです。

物事を改革するときには、これは必ずリスクというのか、そこにたどり着くまでにはある程度むだというのは、これはあるのですよ。しかし、ある程度むだを承知の上で、そしてそこにたどり着くときには、相当なもう効果が出てくるわけですから、「むだ」という言い方はおかしいかもしれんけれども、それを適材適所にどう人員配置をするのか、どうなのか。職員が定年でもちろんやめていくわけですが、その辺を不補充のままどうやってそういう民活をしていくのかというのは、これは今から行革審の中で、そしてまたその見直し、事務事業の見直しの中で今後進めていくと思うのですけれども、そこら辺、受け入れの業者の能力は、市の今やっている能力に負けないような能力を持っておるかということは、これはもう十分に調査をしなくては、ただ安かろう悪かろうでは、何のための行政かということになるので、そこら辺はどうなのかなという気がしております。

そして、一番重要なことは、やっぱり一つ一つの事業の見直しについて民活すべき事業の判断基準というのを、これをきちっとしておかんと、本来の行政、やっぱり行政がずっと最後までその仕事についてはきちっと見えるという、透明性があるというような組織に

しないと、業務の内容によっては、一遍委託したら、もう中はほとんどわからんと、それが委託をする。そうすると当然そこには新しい、当然これが埋めるわけですけれども、その雇用者が、本当に市民のそういう雇用の拡大につながるのかどうなのか。あるいは賃金面等も、とにかくやっぱり利幅等があるわけですから、その辺もきちっとガラス張りにした、この行革によって市民も潤う、業者も育成ができるというような、大変難しい、本当に難しいのですけれども、そのことができるのかどうなのかということ、十分にひとつ討議をしなくてはならないかと思っておりますが、今言ったようなことを。

それから、きのうも言いましたけれども、緊急財政推進会議というのができましたね。これは後からも触れますけれども、何か県も市も、知事が変わる、市長が変わった途端に、そう大したことはない。結構財政はいいといったのが、知事が変わった途端に、「とんでもない。これはもう火の車だ」なんて言い出して、それが緊急財政推進会議というのを立ち上げたのです。そことこの行革というのは、これはもう私は整合性というのか、同じようなものと思うのです。もちろん限られる予算をどう有効に使いながら行革をというのか、どう進めて、事務事業を進めていくのかということになるので、その辺の位置づけは一体どこにこれが入るのかなと思っております。

以上のようなことについて、これは基本的なという、私のこの質問内容ですから、理念というものをひとつ答弁してほしいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

行政改革の最終目的は、市民の満足度を高める市民サービスの向上ということ、これは言うまでもありません。市民サービスを向上させるために、当然に財源が必要となってきます。その財源の確保が、現在厳しい経済状況それから地方税の収入の減、それからまた地方分権とか市町村合併とか、そういう背景によりまして、今後ますます厳しい状況になるというふうになっております。

そこで、限られた財源からまちづくりの財源、市民サービスの財源でございますが、いかに多くこれを振り分けられるかということが、今から重要になってくると思います。行政改革は、この財源をつくっていくための手段というのを講じるのが行政改革というふうに認識をしております。その手段の一つとしまして、前回の行革大綱の中にも、議員御指摘の事務事業の見直しというのが掲げられております。その内容でございますが、一に、事務事業の整理・合理化、二番目に民間委託の導入、三番目に能率的な公共事業の管理運営、四番目に事務処理の改善、五番目にOA化の推進の五項目というふうにしてきております。

現在、行革審の中におきまして、大綱の見直しを行っております。本年度中の答申を予定しておりますが、これに基づきまして、基本的な項目についての推進計画を今年度中に作成をする予定であります。

最後であります、作成に当たりましては、同時進行で作業を進めております、先ほどの財政再生プログラムとか職員の適正化計画、この辺の作業スタッフとの連携を図りながら、十分な関係課のヒアリングを行いまして、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○二十七番（内田有彦君） 基本的な理念・考え方は、私はそれを了とします。ただ問題は、やはり事務事業の見直し、つまり職員というのは、本来私は行政の事業のうちに入る職員と当然管理的な職員というのは、これは本当の職員です、「職員」というような言い方はおかしいけれども。むしろ事業をするために人間がいるので、人件費というのは、事業費に近いような、そういう方がたくさんあるわけですね。しかし、それをさらに効率化しよう。有効にやっさいこうということになると思うので、問題は、やっぱりしっかりしておかんといかんのは、この行革推進委員会なるものの委員さんは、たくさん、いろんな各層各層から出ておられるわけですが、その委員さんというのはそれぞれの考えを持って、そして当然民間の方が中心だと思いますけれども、学者もおられるだろうし、ですから、その人たちは自分たちの経験をもとに行政という物差し、行政というものは物差しではかれますから、当然そこにはやっぱり行政としてはきちっとした、行政とはこうあるべきだという基本的なものをそこできちっと行革の審議委員の方々に認識をしてもらう。理解が足らんときは、そこで論議をしてもらう。そこからスタートせんと、そこで何で、何で、何で、そういうようなのが今はやり、何かそういうような歌があるけれども、「何で」なんてということでそのままずったのでは、これはおかしな格好になる。というのは、最終的にはやっぱり職員労働組合との話、あるいはその係やら部課の職員とのいろんな話で、こうなっているからこうなる、こうなる、こうなるというのが、ずうっと圧縮して、では、より効果的に、より行政を進める上については、ここがやっぱり、ここは少ししても、こっちまで頑張ろうとか、つまり職員が「そうだな」と、勇気づけるようなそういう行革でなくては、これはそのまま進んだら、だれるだけになる。それを一番やっぱり私は心配するので。

ですから、そこら辺を、今から肝心な時期に入るわけですから、審議委員の方々の当然の理解という、同じような意思というのは、そしてまた現場の者とあなた方が進めようとする民活というものはこういうものだ、これは今はもうここにやってもいいのではないかと、いやいや、これはちょっとやられんな、しかし、これについてはやっぱり少数精鋭でいこうとか、その辺は職員も、そうだなと、よし、それなら一緒になって別府市の財政再建とは言わんまでも、それにもう一気に一緒になってやっさいこうという、そのことの職員の意欲の高揚をするような話をしなくては、これはもう両方ともが不平不満で、そうすればいいわとなると、後はだれかと、市民の人たちへのサービスが低下してくるので、人というのは、それはもう、「はい、はい」と言っただけで、いざ仕事をするときには、

やっぱりその人の、「よし、やるぞ」という人と、「もう仕方ない」という人とは、おのずから違ってくるから、幾ら、きのうもマナーアップとかいろんな話が、職員に対するそんなのが出ていましたけれども、結局その辺をひとつ大切にしながら、ぜひ今別府市が進めている行財政改革、あわせて緊急財政推進会議が、本当に職員全体が「そうだな」と。全体はいかんまでも七割ぐらいが、「よし、市の方針に従ってやっていこう」という、「よし、浜田市長のもとでやっていこう」という、そういうようなムードづくりの中で話し合いによってスピーディーに解決していくということを私は望みます。答弁はいいです。（笑声）

次、もう時間がありませんから、（発言する者あり）答弁、要る。（笑声）答弁、するなら、どうぞ。したいですか。（発言する者あり）はいはい、どうぞ。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

現在、別府市の行革の推進審議会におきましては、行政大綱の見直しの答申を受けまして、本年十二月を目途に、現在、第六回までの審議を行っているところでございます。この中におきましても、いろいろ議論が出ております。先ほど議員が申しあげましたような部分がございます。そういう中で、各課の方々もこの審議会の中でいろいろ出ていただいて、この現状等については御説明しているところでございます。いずれにいたしましても、市民サービスの低下や職員の負担増にならないようには努めてまいりたいというふうに考えております。

そういう中で、先ほどの緊急財政のことなのでございますが、最も厳しい財政予測がされます十八年度の歳入不足、また今後の二十二年度におきましても、基金が枯渇するということで、財政本部を立ち上げたわけでございます。この点におきましては、不退転の決意で臨んでまいりたいというふうに考えております。

今後におきましても、この答申が出ましたら、すぐに推進計画をつくりまして、また緊急財政再生プログラムの策定につきましても、リンクをさせまして十分反映させていきたいというふうに考えております。

○二十七番（内田有彦君） しっかりと、ひとつお願いします。

次に時間がもう十二分しかないから、（発言する者あり）美術館のことについて。アリーナはもう今回やめて、美術館のことについてちょっとですね。基本的な考え方と美術館の内容のあり方についてお聞きをしたい。

これは、今の市長が県会議員の時代に県議会で、たしか十二月議会だったと思うけれどもね、質問しておるのです。市長は覚えがあるはず。別府市に博物館あるいは美術館、当時、温泉科学博物館ですかね、そんなものを県につくれということを市長が県議会で言っておるのですよ。その時に県議会は、つくるまでは言わんけれども、その方向については県議会の方としても、これは今の発言した質問者についてのことをよく理解をしますと、

何というか、リップサービスではないのだろうけれども、しかし、かなり前向きだったのです。私もその時、同じような時期に、今の美術館は何ということですか、あれだけいいものを持ちながら、今のはもう話にならんではないですか、ぼろぼろではないかということをごここで質問して、幾らか予算をつけて、看板を「別府市美術館」とか、よく見なければわからんようなあんなので、まあ、塗りかえたりしてそこそこしておるわけで、そこで、しかし財政状況が、知事やら市長が、さっき私が言ったように、ころっと変わって、もうそんな話というのはどうもないと、私はそう判断せざるを得ん。

そうすると、それなら今の美術館ですね、あれはどう見たって、あれをどうこうするたって、金をかけるだけ……、金かけたってかけようがあるのかなと、実はもうそれくらいになっておりますよね、あの美術館そのものは。そうすると、そこで、この前、二十三番議員からも美術館構想について、きのう質問がありましたけれども、PFI方式というのがありますね、今。私がこの前の行政視察のときに岐阜か、各務原市というところにお邪魔したのですよ。（発言する者あり）難しいのですよ、なかなか。各務原。（発言する者あり）というところがあるのですよ。（笑声）人口が三十何万ぐらいあるのですよ、大きな都市なのです。そこに行政視察に行って、私たちのその視察は、ちょっと違う方向の視察に行って、その話を聞いて、そして帰りかけたときに、どうもつくりが、大きな庁舎があるのですよ、片一方。そして片一方、私たちは別館で職員からの説明をいろいろ受けて、帰るとき、何か余り大きいから帰りの道がわからなくなって、私はずっと何となく向こうに行ったら、そこの人「ここは市の庁舎です」と。私はびっくりしたのですよ、「えっ」と言っただって、民間の人がたくさん入っておるのですよ。「えっ。ではどこからですか」と言ったら、ここからこっちは市の庁舎で、向こうは民間の業者が入っておるといふ。それで私は、「それはどういうことですか」と言ったら、「実はここはPFI方式で、私どもが借りておるのですよ」と。これは相当広い庁舎ですよ。その方が、建てるよりもずっと安くつく。

その時、ぼっと私は聞いたのですけれども、そこで美術館ですね、例の美術館は、例えばPFIというの、これは建てて維持管理するよりも家賃で借りた方が、比較してずっと安いという。当然貸す側にしてはそれだけの、そのかわり長期独占契約というメリットがなくては、貸す側だって家賃を取って貸すわけだから、その辺のいろんな問題はあるのですけれども、その方式が、例えば美術館の方でとれるような、PFIをするような人がいれば、それにもうこの美術館は、私は美術館というのとはとてもやっぱり観光都市においては大変必要なものだと思っておるので、これは観光資源になるのです、やり方によっては。今のままではならん。ですから、これをしたいという、しなければできんと思っておりますから、そこら辺が、そういうことを考えるというか、早急に考えながら、本当にできるのかどうなのか。今の美術館の、今の美術館はちゃちですけれども、あれに少しぐら

いでも維持管理費等見合うような家賃ならばいいというのだったら、その方向にずっと思い切って転換をして、今のすばらしい美術品とあわせて、いろんな方法によって観光あるいは市民の文化度を高める、あるいはいやしになるということ、やっぱり別府市の美術館は、とてもよそに比べておけております。これ以上ぼろっちい美術館はないです。そこを早急に、その辺の方向転換、きちっとした位置づけ。今の別府市の総合基本計画では、温泉科学美術館、博物館、そんなものの複合施設をつくるということになっておるのだけれども、そんなものは絵にかいた今、もちですわ。ですから、それはそういう違う方向で私は今後考えたらどうかなということ、これはどこになるのかな、所管は教育長だけれども、予算は市が持っておるからね。どっちでもいいから、その辺、教えてください。簡単に。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

現在の美術館は老朽化しており、大変御迷惑をおかけいたしております。そこで議員さんが言われましたとおり、PFI方式については、まだ県下でも三例しかありませんが、担当課の方としましても、選択肢の一つとして別府市文化施設建設調査委員会等の中で研究していきたい、このように考えております。

○二十七番（内田有彦君） 今、課長は新しく来た課長かな。選択肢の一つなんて、あなたは美術館を見に行ったことがあるのですか、別府市の美術館を。あれは美術館の体をなしておるのですか。そんな選択肢の一つなんという、そんな次元で物事をとらえてもらったら、それは困りますよ。早急にどうかせねばと思います。ですから、もう少し美術館に対する、あなたがその所の課長ならば、美術館とはどのようなものか、どのような位置づけなのか、その辺をやっぱりきちっとしてもらわんと、そんな答弁というのはどうかと思いますよ。

それから、これは具体的な問題です。あの美術館はとてもおもしろい、何というかわれがあるというのか、歴史というか何というか、いきさつというのか、エピソードもいろいろあるのですよ。あれは、佐藤慶太郎さんが寄附をしてつくった美術館。そのときにお金を何ぼだったか、当時十五万かね、当時のお金ですから、今の一億五、六千万でしょう。それを持って、「これでいい絵を集めなさい」と言った。いろんな当時は、三浦直政先生とって、最後は別大の教授で終わりましたけれども、その方が市の絵の先生ですからね。囑託としてあの方が十日か二週間ぐらい泊り込んで帰る。当時は高潮という、夜行っては、朝、二十時間ぐらいで電車で行くとか言っていたから、そんなことをして、そして今の、福田平八郎さん、郷土出身の、それから佐藤敬さん、洋画家の。そんな人のところに日参をして、そして集めたのが今の絵なのですよ。ですから、今の絵は、小物ですけれども、しかし、あれはみんな文化勲章をもらった人がずらっとおって、それはすばらしい価値があるのですよ。

と同時に、ですから私は、あれをただずっと飾っておくのではなくて、この美術館は、この絵は実はこんな人、こんな人、こんな人が、こういう思いによって集めたのだというエピソードというのか、こういうことなのですよということを、やっぱり市民に知らせるような、そういう説明書があってしかるべきと思う。そのとき、ここに結構、今のは中野館長さんですか、きちっとこんなものを、私は持っておりますけれどもね、ああ、これを市民が見たら、なるほど、やっぱり先人はこんなことまでして、ただぼんぼん金を使ったのではないのだなということが、もうよくわかるのです。例えばそれぞれ一つの絵のいきさつがずっとあるのですよ。あそこに飾ってある絵の一番すばらしいなというのは、あれは商業的というとおかしいけれども、画家とかいうのは、売れんとこれはまた話になりませんから。ただこれは、売ろうと思ってかく作品と、自分としての画家とか作家とか、その辺のことを残したいという作品と、大体大きく分けてそういうふうな作品をかくらしいのですよ。あそこに残っておるのは、戦後一番、もう戦後でも食うに困る時代でどんどんいい美術品が流れたりいろいろした時代に集めた美術品なのですよ、京都を中心に。その時にそういう安井曾太郎さんとか福田さんとか、いろんな絵がありますね。あの人たちは、あれは商売用というので商業用にかいた絵ではないというのです。それを無理やりに福田さんと佐藤敬さんが行って、そしてそれを集めたという、大変そういういわれがある。つまり、画家として自分の個性を大げさに言えば集約したという、そんな絵なのですよ、私は絵を見たってよくわからんけれどもね。だから、その辺もずっとやっぱり説明に書くと、見に来た人も、ああ、こんなものか。だったらみんなわからん、わかる人もおるけれども、大体がわからんで見て、常にこれは何ぼかいと、すぐそういうことばかり言うのが（笑声）見る人だから。そうではないのです。ですから、その辺をきちっとやっぱり、説明を書くぐらい大したことないから、パネルでまず大まかな説明を書いて、そしてここに、これはこの人がこうなのですよというのを、ここの中野館長さんに聞けば、みんなわかりますよ。そういうことぐらいあそこにすれば、来た人も、帰って「実はな」という宣伝になるでしょう。観光客の皆さんも、ああ、そんな絵かいとなるではないですか。あのぼろっちいところでは、観光客が来る人がおらんけれども、おったら宣伝になる。

だから、その辺は課長は、私はやりがいがある仕事と思いますよ。思い切ってそのことをきちっとやっぱりする必要があると行って、もう答弁はいいですよ。終わります。

○九番（黒木愛一郎君） 浜田市長誕生以来、半年が経過し、その動向を我々清新会の議員も注目しているところではあります。

市長、課長、予算編成の時期になって、厳しい財政状況の中ですけれども、決算委員会の報告を念頭に置き、予算編成をお願いいたします。

市民注目のサテライト問題、浜田温泉等々の問題もありますが、今回は、私のライフワークの一つでもあるスポーツ観光について、質問いたします。

まず、通告スポーツ観光についての一、「別府アリーナの現状について」とありますけれども、この漢字で書いている「別府アリーナ」、これは平仮名が本当なものですから、これは訂正をよろしく願いたいします。（「平仮名」と呼ぶ者あり）平仮名です。

平成十三年九月に別府球場が解体・撤去されました。その跡地に別府総合体育館、九州でもベスト・スリーに入るようなすばらしい体育館が、十五年七月にオープンしましたが、そのべっぷアリーナの現状について、お伺いいたします。

まず、十一月現在の利用件数、利用者数及び稼働率をお伺いいたします。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

七月にオープンして十一月末現在までの利用者数、利用件数それから稼働率ということでございます。メインアリーナの利用件数は二百三十四件、利用者数は二万四千八百七十八人、それから稼働率は四一・二%でございます。サブアリーナの利用件数は二百八十九件、利用者数は九千四百四十六人、稼働率が五〇・九%、それから、トレーニングルームの利用者数は一万二千六人でございます。その稼働率は四七・五%でございます。その他、卓球、バドミントン、ランニング等の個人利用を合計いたしますと、総利用者数は七万二千六百三十五人になります。

○九番（黒木愛一郎君） 稼働率が、メインアリーナが四一・二%、サブアリーナが五〇%ということですがけれども、まだこれ、できて五カ月なものですから、これに対する評価というのは、まだなかなか判断しにくいところがあると思いますけれども、この稼働率を少しでも上げるようにやっぱり努力していただきたいと思います。

またこれ、スポーツ観光におきまして、やはり別府の核となるスポーツ観光誘致ですね。このアリーナがやっぱり核になると思っております。県外からの大会開催状況は、どのようになっているのでしょうか。また、十五年度と十六年度の予約状況とか、そういうのがわかれば、願いたいします。また、そのためのイベント誘致はどのようにしているのでしょうか、願いたいします。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

平成十五年度の大会開催状況でございます。現在、全国大会が二大会、西日本大会が五大会、九州大会が十六大会、県大会が二十七大会、計五十の大会と三つの大学等の合宿を誘致しております。選手・監督の延べ宿泊人数は一万四千五百三十二人で、家族・応援の人数を加えた費用対効果は約一・五倍になりますので、三億八千五百万円になるかと思っております。

スポーツイベントの誘致につきましては、平成十三年度よりスポーツイベント誘致推進事務局を設置し、東京事務所の所長以下二名とスポーツ振興課職員三名の計五名のプロジェクトチームで、総合体育館はもとより屋外の体育施設を含むスポーツイベントの誘致活動を推進しているところでございます。

十六年度の誘致状況につきましては、ちょっと手元に資料が今ございませんので、後ほど提出いたしたいと思います。

○九番（黒木愛一郎君） 今、十五年度の費用対効果三億八千五百万ということで、この十五年度のことに関しまして評価というのは、先ほど言いましたように難しいと思います。また、十六年度に対しても、やっぱり費用対効果を上げるような努力をしていく、これがやっぱり大切なことと思っております。

また、やっぱり市外、県外からお客様、要するに利用者が、別府経済の浮揚になっているのではないかと考えております。やはりそういう面からいっても誘致活動に、より一層スポーツ振興に取り組んでいってほしいと思います。

また、別府市は国際交流特区に認められました。その観点からも、国際交流のスポーツイベントを誘致できないものではないでしょうか。これは、来年一月一日に何か韓国の中・高生の修学旅行のビザが要らないというふうに聞いております。スポーツ合宿、交流試合もそれに準ずるのではないかと考えております。韓国からの学生スポーツも誘致できるのではないかと考えております。市長も中国に視察に行かれましたが、やはり観光誘致のみならずスポーツ大会も今後考えてみてはいかがなものかと思っております。これは、昨年ワールドカップがあり、中国のキャンプ誘致という問題が失敗しました。こういうことから考えても、学生なり子供なりのスポーツ交流、今後のためにでもやっていったらいいのではないかと考えております。

ちょっと急に市長に言って悪いのですけれども、市長はどう思いますか、この件につきまして。

○市長（浜田 博君） 観光経済交流とともにスポーツ交流、スポーツ観光にもしっかり力を入れていきたい。皆さん、議員の中にも韓国なり、そういったスポーツ交流に率先して努めていただいている方もありますから、しっかり指導をいただきながら観光交流、スポーツ交流を深めていきたい、このように考えています。

○副議長（野口哲男君） 休憩します。

午後二時五十八分 休憩

午後三時 十五分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○九番（黒木愛一郎君） 市長にぱっと振りましてお答えいただきまして、大変申しわけなく思います。

振興課の三名の職員と東京事務所の二名、五名のプロジェクトで推進しているということですが、これはいろいろなスポーツ協会というのですかね、やはりそういう体育協会がたくさんあると思うのですね。やっぱりそういう方々と連携をとりながら誘致活動をしていく方が、より一層の、おかしいものでこのスポーツ、例えばいろんなスポーツが

ありますけれども、結構人脈ということをする協会が多いと思います。そういうところとうまく連携をとって頑張ってもらいたいと思います。

ベッブアリーナ、そういう大会がアリーナでありますけれども、これを市民の方が知らない方というのが結構おるのですね。また、例えば大会をする、競技に出ている選手たちも観客が多いとまたより一層力が入るもので、市民にどういうふうな啓発というか、お知らせをしているのでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

その前に、先ほどの平成十六年度の誘致状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

九州大会以上の大会は、現在三十四大会誘致しております。選手・監督の延べ宿泊数は二万二千五百九十泊と計算できております。県大会につきましては、来年の二月のそれぞれの競技団体等のスケジュール会議で決定をしていきます。今後とも積極的に利用促進を図り、稼働率アップに努めてまいりたいと考えております。

それから、今の質問の市民の方にどのような方法でお知らせしているのかということでございます。

現在、ベッブアリーナの窓口と市役所の受付場所に、大会の開催予定表を置いて市民の方々にお知らせをしているのが現状でございます。

○九番（黒木愛一郎君） 市役所の受付に置いているということですがけれども、やっぱりこちらに来る人しかわからないわけですね。やっぱり後ろで山本議員が言っていますけれども、（笑声）やはり出張所とかですね。それとか市報とかホームページなどにもやはり載せて啓発していくと、より一層市民の方々もそういうのを、スポーツを楽しみにしている人が結構たくさんいます。よろしく願いいたします。

また、このアリーナを、これはアリーナだけではないのですけれども、やっぱりスポーツ観光を推進する上で、議案質疑でも泉議員が言っていましたけれども、寝たきり老人をつくらない、これが一番大切ではないかということで、本当に市民の健康増進にはやはり大切な施設ではないかと思っております。人数も結構、先ほど聞きましたら、利用者が多いということで、本当にスポーツ振興を推進する別府市民が健康でないとうとうしようもないと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

八日の議案質疑で二十四番議員さんにお答えし、重複する部分もあるかと思いますが、本年度十一月より、健康増進プログラムの一つとして、中・高年齢者を対象とした健康教室、名づけて「元気もりもりクラブ」を立ち上げました。百三十四名の生徒さんを四グループに分け、毎週火曜日と金曜日の午前と午後の四教室で、仲間づくりと健康づくりということを目標に、いい汗を流しております。今後、この輪をさらに広げていきたいと考え

ています。

また、ことしから「別府市健康祭」というものを、別府市医師会それから保健医療課、スポーツ振興課の共催とし、十一月三日にべっぶアリーナで開催いたしました。健康診断、イベントコーナー、展示コーナー、相談コーナー等を実施いたしました。五百四十一名の市民の参加がございました。この事業も医師会、保健医療課と連携をとりながら、さらに充実したものにしていこうと考えています。

さらに、大分県教育委員会と共催し、日常生活の基本となる体力を把握するとともに、健康体力づくりに必要な知識と運動内容を習得する「フィットネス大分21事業」を十二月七日に実施いたしました。七十二名の参加で、健康づくりに対するきっかけづくりができたものと思っております。卓球やバドミントン、トレーニングルーム等の個人使用につきましても、より多くの市民の皆様にご利用していただくようPRをしていきたいと考えております。

○九番（黒木愛一郎君） 本当に住民の健康づくりが医療費の減ということで、先々やっぱりお年をとられた高齢者の方々だけでなく、若いときからやっぱり、私も一応大学は体育学部を出ているもので、まず足から弱るのですね。足から弱るとだんだん寝たきりになって年とってくるみたいな感じになるのですね。だから、やはりそういう面でも別府の市民の皆さんによりよいPRをし、また、うちの嫁さんもちょっと行っているのですけれども、初めのスタートの受け付けが非常に丁寧で、説明があって、器具の使い方から何かから非常によく説明してくれて対応がよかったというふうなことも聞いております。市民の皆さんに、スポーツ振興課としても受け入れやすいように頑張ってもらいたいと思います。これで、この質問は終わりたいと思います。

次に、新球場について。

これは、きのう我が同僚の松川議員がいろいろ質問しまして、時間短縮ということで割愛をしたいと思っております。ただ、この新球場に関して軟連の方から要望も出ており、新聞にも出ておりましたけれども、実相寺球場の改修と新球場の早期建設を要望したと新聞に出ておりました。これは、初めちょっと私なんか前市長のときに、遷厩野球が十七年度に別府に来ると、それは新球場ができるからということを知っておりました。土地の問題とか予算の問題ということで伺っております。

こういう言い方をしたら市長には大変失礼かもしれませんが、やはり市長が、いろんな議会の答弁なり見て、お人柄というか、本当に優しい人だなと認めております。ただ、やはり首長たる者は、国・県からの予算を別府のために取ってくる、それぐらいのやはり力を発揮し頑張ってもらいたいと思っております。

新球場に関しましては、本当、私も高校で野球をしまして、同僚の野口議員、国実議員、長野議員と、高校時代野球をやっておりました。やはり今、私たちの後輩の、別府には五

つの高校がありますけれども、この選手たちが大会、別杵地区大会という大会が一番近い大会なのですけれども、別府、杵築、国東。この大会を今、国東でやっているのですね。本当に子供たちの夢というか、この大分県第二位の都市で球場がないというのは、非常にやっぱり寂しいものと思っております。また、この子供たちのためにもやはり少しでも早く努力をしてもらいたい。

また、スポーツ観光におきまして、私も、この別府というところは病院があり、治療所、整骨院があり、本当に環境に恵まれたすばらしい、もちろん温泉もありますけれども、すばらしいところだと思っております。こういうこともPRしながら、また杉乃井ホテルの親会社はオリックスです。オリックスといたら、宮崎の巨人、ダイエーから比べるとちょっと人気は落ちるかもしれませんが、やはりこういう誘致も考えていき、春季キャンプは無理としても秋期キャンプ、一年のお疲れさんということで誘致すれば、結構来てくれるのではないかと。プロ野球だけでなくノンプロも合宿とか、そういう意味でもつくってもらいたい。

また、新球場は十九年に天皇杯、遷暦の十七年の後に十九年、天皇杯が一応予定されております。この天皇杯も要するにメインは別府ということで、この新球場が本部になるのではないかと予定されております。この件につきましても、少しでも早い別府球場の完成をお願いしたいと思っておりますけれども、何か……。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

九月議会また昨日も、この新球場につきまして御質問を受けております。もう用地の問題、御承知のとおりでございます。今鋭意交渉中でございます。また、十一番議員さんからも御要望がありましたアクセス問題また財源問題。この財源問題というのが、御質問の趣旨でございます。これは公園事業として施設整備するわけでございます。当然、国の補助事業として取り上げてもらって事業をするという計画でございます。九月議会でも答弁させていただきましたが、国・県の方もなかなか、国体用の野球場ではないという部分で、事務折衝で難航しておりました。そういうことで、市長にすぐさまその報告をしましたところ、それでは市長も軟式野球連盟の方々、また野球関係者に対して多大な迷惑をかけているのだということで、すぐさま県知事の方に補助事業の取り上げ、また早期の補助の配分等を言っていただきました経緯がございます。

私どもも、用地の了解をいただき次第、昨日の十一番議員さんの御質問にもありましたように、地元に入りまして、地元の了解をとるなりアクセス道路の整備等々を加えまして、一日も早いといえますが、完成に向けて努力してまいりたいと思っております。

○市長（浜田 博君） 野球場建設に対する思いは全く同じでございます。私も一野球少年でございます。あの別府球場での思いは忘れられません。なくなつて本当に高校野球の皆さんに迷惑をかけている部分、さらには十七年のお話のありましたシルバー大会も、

十六年までに完成するというところで誘致をしたという連盟の皆さんに本当に申しわけない気持ちでいっぱいでございます、もう間に合わないということは現実でございますので。さらに十九年の天皇杯の五十六チームの全国から集まる大会も別府に誘致していただいたということですから、何とかそれに間に合わせる方法はないかということで、これは単費でできませんので、補助事業ということで、稲尾さんも本当にそのことを心配していただいて、一緒に知事へ陳情に行っていたいただいた経緯もあります。知事に、何とか前倒して補助事業に乗せてくれませんか。国体前でありまして非常に難しい状況であります、精いっぱい頑張っていきたい。

優しさだけでは市長は務まらんと怒られたのですが、鬼になって、県・国のパイプ、これはしっかりと結んで、お願いはしっかりしていきたいと思っておりますので、御支援と御協力をよろしくお願ひします。

○九番（黒木愛一郎君） 本当に市長のお人柄は、私も見て、ああ、いい方だなと思っております。本当にちょっと横着なことを言いましたけれども、やっぱり別府のために一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

この新球場ができないのならば、では、実相寺球場はどうなのかということで、次の三番の実相寺球場について。

これも新聞の……、軟連からの要望が出ております。この実相寺球場の改修についてお伺いしたいのですけれども、まず、実相寺球場の位置づけというのはどういうふうになっているのでしょうか、お願ひいたします。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

実相寺球場の位置づけでございます。別府球場が、昭和六年十月に建設され、以来七十年もの長い間、多くの市民に親しまれてきましたけれども、別府市総合体育館建設のため、平成十三年九月にその幕を閉じました。現在、実相寺球場が、別府を代表する球場と認識をいたしております。

○九番（黒木愛一郎君） その位置づけというのは、実相寺球場が別府を代表する球場ということですが、現状をどのように把握しているのでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

現状は、実相寺球場は昭和四十六年に建設され、三十二年が経過しているところでございます。その間、本部席や観客席等を整備・改修してきましたが、確かに老朽化が進んでいるのが現状でございます。特に本部席は雨漏りがし、利用者の方々に不便を来しているのが現状です。またフェンスもブロックづくりで、現在の新しい他市の球場は、安全対策としてセイフティーパッドを張るのが常識となっております。ダッグアウトや得点板も含め改修の必要性を感じているところでございます。

○九番（黒木愛一郎君） そうですね。私も軟式野球をちょっとやっているもので、実相

寺で野球をします。フェンスがブロックで、狭い上にブロック。けがが多いのですね。あれだけの位置づけで別府の球場だというならば、やっぱり早急に改修をしていかないと、もうネットは破れている、それこそバックネットの裏のスタンドなんか、だれも座りませんね、汚くて。だから、やはりそういうところも本当に考えてやってもらいたいと思います。

また、今の実相寺球場の利用度というのは、どのようになっているのでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

利用度でございます。平成十五年四月から十一月末までの利用件数は百八十件、利用者人数は七千八百九十人となっております。今後、十二月以降三月までの大会は、軟連会長杯軟式野球大会ほか十八大会を予定しております。

○九番（黒木愛一郎君） 別府球場がなくなり、野口原グラウンドの二面、実相寺。三面ですね。普通は、大体野球というのは十二月から三月のこういう冬場というのは、やはり野球はしないのですよ。けれども、ないものですから、仕方がないとは思いますが、それだけ野球関係者にとって、やっぱり実相寺の改修を含め新球場というのを早く待ち望んでおります。

また、今後の、先ほどシルバー野球――遷暦野球ですね――が十七年度に入っていると申しましたけれども、大会状況はどのようになっているのでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

今後の大きな大会でございます。先ほどもお話が出ましたが、平成十七年十月に全国遷暦野球大会、五十六チーム、千二十八名の参加で、実相寺を中心として実施される予定でございます。十九年九月に天皇杯全国大会、五十六チーム、千二百七十人の参加でございます。十九年十一月には西日本軟式野球大会、これは三十六チーム、八百二十人の参加で、実相寺球場も使用する予定となっております。

○九番（黒木愛一郎君） そうですね、十七年度遷暦野球、十九年度に天皇杯、十九年にまた別に西日本大会ですね。やはりこれ、ことしの例えば遷暦野球の栃木県の大会ですけれども、大体二泊ぐらい皆さんしているのですね。そうすると、大体二千人余りの宿泊と。また、天皇杯の徳島大会、ことしの徳島大会ですけれども、やはりこれにも大体二日間で二千五百名ぐらいのという、多少は違うかもしれませんが、入っております。やはり本当にスポーツ観光を含めこういう球場というのは、早目にびちっとした形でやってもらいたいと思います。

軟連からの要望で、新球場ができるまで実相寺を新球場のサブということで改修をという、新聞にも出ておりました。先ほどもいろいろ話がありましたけれども、改修計画というのはどのようになっているのでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

実相寺球場の改修計画でございます。今も協議をしておりますけれども、今後とも軟式野球連盟を初め野球関係者及び関係課と協議をしながら、十七年十月の開催予定の遷暦野球大会に間に合うように本部席、倉庫、ダッグアウト、観客席、バックネット、政府ティーパッドを含むフェンス、得点板、バックスクリーン等々の改修をしてまいりたいと考えております。

○九番（黒木愛一郎君） 本部席やダッグアウトの整備と周りの整備をするということですが、野球をやる人たちにとっては、一番はやっぱりグラウンドなのですね、グラウンドの中。今、例えば実相寺球場は、外野なんかは特にひどくて、やはりそういうところの入れかえも、もちろん予算面でいろいろあると思いますけれども、そこまでやるならば、市長が、軟連からの要望に対し、最大限の努力をしているところです、実相寺の改修は、市財政が厳しい中ですが、どうせやるなら立派なものにしたい、十七年十月の遷暦野球大会に間に合うように予算措置をしたいと市長もやっぱり言っております。やはり一日も早くそういう実相寺に関してやってもらいたいと思っております。

スポーツ観光は、これから別府にはやっぱり必要になってくる、別府のプラスになるということを実際に思っております。やはり別府財政厳しい中で、市長が「市民の目線で」ということを言われておりますけれども、観光関係者、商売をされている方々というのは、本当に厳しい中でやっております。少しでも別府にお客さんが来てくれるとなれば、やはり皆さんと一緒に頑張ってもらいたいと思っております。また、マリンパレス、ラクテンチ、サファリ、杉乃井、きのう、観光経済部長も言っておりましたけれども、改修をやるみたいですね。やっぱりそういうことも、これからの別府観光に大いに役立ってくるのではないかと思っております。

これで私の質問も終わりますが、答弁して下さったスポーツ振興課の二宮課長、日本体育大学ですかね、（「日体大」と呼ぶ者あり）日体大ですね、はい。もう課長以下課員は、スポーツのスペシャリストと伺っております。やはりバレーをやっている方、サッカーをやっている方、野球をやっている方、いろいろな方がいます。人事の上からも、すばらしいことだと思っております。実際には通常業務に追われ過ぎて、その得意の分野を生かし切れない面があるのではないかと思っております。忙しいのはわかりませんが、別府市のためは、時間外にでも誘致、その他の取り組みをお願いします。

また、ちょっと週刊誌を私見たのに、公務員の仕事ぶり特集されておりました。別府市の職員さんはそんなことはないとは思いますが、一般市民感情として、公務員はうらやましいと思われております。仕事もしないで首にはならず、高い給料を取っているようなことをやっぱり書いておりました。（発言する者あり）我々議員も、別府のため、市民のために頑張っております。職員の皆さんの地域活動への参加を何度も議場で触れさせていただきましたが、本業の中でもその能力を発揮し、より一層の努力をお願いします、私の

質問を終わります。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○五番（麻生 健君） 九番議員の御指摘もありましたが、（笑声）市の職員の代表ということで、質問をさせていただきたいと思います。

暗いニュースが多い中ですが、私は、健康で明るい職場環境をつくり、別府市職員の皆さんに積極的に職務に精励をしていただくために、職員の労働安全衛生ということについて、質問をさせていただきたいと思います。

その中で、まず近年すべての公務員に対する人員削減とか、行政に対する市民ニーズの多様化、複雑化、そういうところ等を含めまして、一人当たりの業務の質・量とも増加をしているのではないかと思われませんが、この件について、別府市職員における労働安全衛生体制の取り組みということがどうなっておるか、まずお聞きをしたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

別府市の現在の対応につきましては、労働安全衛生法等に基づき労働安全体制をそれぞれの職場で設置しています。また、その中で安全管理者等を配置し、労働安全衛生に対する啓発や産業医による職場巡回、健康セミナーなどを実施しています。また、職員全員の健康診断はもとより、VDT健診、予防接種等を行うとともに、さらに特定職場における嘱託職員、臨時職員について健康診断等を実施いたしております。

○五番（麻生 健君） 冒頭申し上げましたように、最近は職員の嘱託化、臨時職員化というのが進展しておりますが、そういった方々についても健康診断が行われているということは、非常に結構なことだと思います。今後とも、正規職員を含めまして、今答弁がありましたような健康診断を含めての継続・拡大をお願いしたいと思います。

それから、次にお聞きしたいことですが、五年間、余りさかのぼってお聞きしても資料等の関係もありましょうが、公務上において災害や事故などが発生した件数の推移ということについてお聞きをしたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

過去五年間の公務災害の発生状況につきましては、平成十年度が十件、十一年度が十二件、十二年度が六件、十三年度が九件、平成十四年度が十二件で、大変重く受けとめております。

○五番（麻生 健君） 市におきましては市長部局それから水道、それから消防、それから教育委員会、各セクションがございますが、トータルすると千二百人を超える人員がいるというわけですが、他の市長部局、今の数字は――繰り返しになりますが――まず全部のセクションをトータルした数字ではありませんですね。であれば、他のセクションの安全委員会の設置状況ということについて、お尋ねをしたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

労働安全衛生体制につきましては、議員さんが言われますように、清掃、教育、消防、水道にも各安全衛生委員会があり、協議いただいた中で中央委員会の方に御報告いただき、全体会議で統括的に協議・検討しています。

○五番（麻生 健君） 統括的に今協議しておるということでございますので、やはり職員の健康を守り、事故を未然に防ぐという立場から、積極的に労働安全衛生委員会の活用をお願いしたいと思います。

ちょっと状況は変わりますが、近年、大企業の工場においても、火災であるとか大規模災害が発生をしております。もちろんリストラによって安全衛生管理担当者がいなくなったとか、熟練の技能労働者がいなくなった、そういうことを含めまして、その人員の削減の問題、それから大企業におきましても、やはり設備の老朽化といったことも大きな原因と考えられます。別府市も現業部職場をいろいろ抱えておるわけでございますが、特にその現業部職場において退職の不補充、やめた人数が全員採用されないということが続いておりますが、それに加えまして設備の更新も進んでいないということでございます。そのことを踏まえた上で、今後、災害が発生することも懸念されておりますが、担当課といたしましてはどのように考えておられるか、対策をお教えいただけるものであれば、この場で教えていただきたいというふうに思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

市におきましても、行財政改革が進められていますが、職員の健康と職場の安全が、業務を遂行する上で最も重要だと考えております。事故を防ぐことから、職場の安全管理の意識と危機管理を持ち続けることの施策の必要性を感じています。今後、安全意識の高揚と労働災害防止活動について、安全衛生委員会で職員の意見を取り入れる中でさらに検討してまいりたいと思います。

○五番（麻生 健君） 人事担当課においても、そういった積極的に職員の健康状況といったものを把握していただいて事故を未然に防いでいただきたいというふうに考えております。というのも、労働災害、すべての災害に共通することでありまして、起きてから対策を講じるようでは、もう時すでに遅しということございまして、職員の安全もさることながら、事故が起こったことによりまして、市民サービスに停滞を招く、それから市の設備や財産などにも大きな損害を与えることも当然考えられるわけでありまして。各職場の設備を常々担当職員において点検はされているとは思いますが、労働安全衛生法の定める安全管理者それから衛生管理者、安全衛生推進者等を配置するとともに、安全衛生委員会の機能のより一層の強化と、職員に対する安全衛生についての研修などを積極的に今後も要望したいと思います。その点についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

職員課といたしましては、所属長を通じて各職場の環境整備と安全管理をさらに徹底するように方策を検討してまいります。また、各職場で必要とする研修についても、職員の見解を取り入れながら計画し、能率の向上と職員の意識改革に努めてまいりたいと思っております。メンタルヘルスの面も含めまして職場環境を整備することで、迅速で確実な業務の遂行ができるものと考えております。

○五番（麻生 健君） 今、「メンタルヘルス」という言葉が出てまいりましたが、今までの対策等を聞いておりますと、体に関するということが主に対策として講じられているのではないかとおぼやかれますが、時代とともに健康問題の中身も変わってきております。そこで、近年、特に社会問題となっておりますのが、今申し上げましたメンタルヘルスの問題であります。特に最近の若い人が、やはりなかなかコミュニケーションがとれないとかということが言われておりますが、職場での人間関係のやはり希薄化、それから、私も冒頭申し上げましたように、市の職員の出身でございますが、職場でのコミュニケーション、昔、私が役所に入ったころは、何かあったら、「きょうは飲みに行こうか」と。スポーツとかそういったほかの分野におきましても、大会を開く。先ほど九番議員が言われましたけれども、今から二十年ぐらい前になります。別府市役所内におきまして野球愛好会というのがございまして、一番多いときで十二チーム。私とその事務局長という形でお世話をしておったわけですが、そういったコミュニケーションのとり方もなかなか難しい時代になっておるということで、仕事ばかりということ過度のストレスを抱えて、心の病を抱えている労働者がふえておる。

そこで、お聞きしたいのでありますが、別府市においては、そういった問題につきましてどのように取り組んでおられるのか、お聞きをしたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

最近、年齢、性別に関係なく、症状も軽いものを含めまして増加傾向にあり、特に最近では若い職員が発病するケースがあります。原因については、医学的にも判明しにくいものであり、さまざまなストレスが原因とされています。この病気は、周りの職員も本人も気づかないうちに病状が悪化し、外見上病気かどうかわからない厄介なものであります。対策につきましては、早期発見のために、平成十四年十一月、人事説明会で管理職全員にメンタルヘルスの基礎知識、予防対策、対応などをまとめた冊子をお配りし、平成十五年二月に鶴見病院の医師によります健康講演会を開催し、部課職員の対応をお願いいたしました。さらに、職員課としても、担当課長、本人、家族、医師とさらに連携をとりながら対応いたしておりますが、特効薬はなく、大変厳しい状況にあります。

なお、新人職員及び新人の管理職には、研修の中でメンタルヘルス講座を組み入れております。

○五番（麻生 健君） 対策は、徐々にではありますが、とられておるようであります。特にメンタルヘルスということではありますが、私も何度も申し上げますが、市の職員として勤務した経験で、心ならずもというのですか、やはり心の病ということで退職をしていた職員も見ております。そういう中で、やはり一度治ったように見えても、再発症するという可能性が非常に高いのではないかと思われまます。今言われたようなこと、対策を含めまして、やはり今後も継続、それからできるだけ手厚いケアをお願いしておきたいと思ひます。

それから、今、心の病ということで再発症ということで申し上げますけれども、非常にやはり治療に時間を要する。職員数が減少する中で、そういった形でいわゆる療養を余儀なくされるということにつきましては、やはり市にとっても大きな損失ではないかというふうに考えるわけでありまます。と申しますのも、本人はもちろん、残された職場のスタッフ、そういった方にも当然やはり負担が行くわけでございまして、こういった問題につきましては、本人、同僚含めてやはり大きな損失であるということが非常に懸念されるわけでありまます。

そこで、メンタル対策ということで、月並みではありまます、どの病気についても同じなのですが、やはり早期の発見と早期の治療ということが必要だと聞いております。やはり当事者がひとりで抱え込んでしまつて、なかなか言えない、周りもなかなか気がつかないということで、今、労働安全衛生委員会という体制はできておるのですが、特にこのメンタルヘルスの問題につきましては、専門医に相談ができる体制を、時代の変化とともに合わせてやはり人事担当課としてとるべきではないか、このように考えまます、この対策についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思ひまます。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

この病気は、議員さんが言われますように、早期発見早期治療でいち早く気づいていただくということが必要と思ひまますので、職場におきましては、管理職がかぎを握っているものと思ひまます。管理職に徹底するとともに、周りの職員の理解も非常に重要であるため、病気の知識等の研修や周知を行い、医療機関とも連携をとりながらメンタルヘルスの対応を行つていきたいと思ひまます。

ここで、議員さん、多くの方々につきましても、いろいろな方から御相談を受けると思ひまます、この場をちょっとお借りしまして、心の病の方から御相談を受けた場合の取り組みといたしまして、まず相手のお話を十分に聞くということで、お話が済みましたら、「よくお話をしてくれたね、辛かったね。ありがとう」という感謝の気持ちを伝えてください。そして、よく厳しい問題として、本人が心に苦しむ問題として、「頑張れ、頑張ってください」というような言葉を吐かれた場合は、絶対使わないということをお願いしたいと思ひまます。それ以降につきましても、家族とよく話し合つて専門医に診てもら

ように指導をお願いしたいということでございます。

○五番（麻生 健君） 今、参事が申されたように、私も心がけますが、やはりその対策を行うのは担当課でございますので、その辺、十分に御承知しておいていただきたいと思っております。私も聞かれたことがありますけれども、とにかく叱咤激励というか、そういったことはよくないのだ、とにかく話を聞いてあげなさいというふうなことで専門医から聞いたことがあります。

今、メンタルヘルスの問題が大分進んでまいりましたが、お聞きするところによると、衛生法の第十三条で産業医の配置が事業者に義務づけられているということでありますが、ちょっと前後するかと思いますが、現在、別府市には、たしか私がいたときも内科医が配置されていたと思います。しかし、先ほども申し上げましたように、時代とともに病の形態と申しますか、そういうふうなあれも変わってきておりますから、いろいろ難しい問題はあるかと思うのですが、メンタルヘルスの産業医というのですか、相談窓口というのももうすでに必要になってきているのではないかと思われませんが、この件については、担当課としてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

現在、産業医は内科医を置いており、メンタルヘルスの専門医ではありません。先日も、メンタルヘルスの専門医に当たってまいりましたが、カウンセリングや診察に時間が多くかかることや、時間と場所を設定いたしましても、職員が必要とするときに時間が合わない等問題点があり、大変難しい状況です。現在は、健康保険組合で主催しています無料の電話や面接によるカウンセリングを利用いたしておりますが、必要性を感じていますので、今後ともメンタルヘルスの専門医について、関係機関等を通じてお願いしてまいりたいと考えております。

○五番（麻生 健君） こういうことを言っていていいかわからないのですが、このメンタルヘルスについて、やはりどうしても知られたくない、家族、本人含めて。まだ日本においてはやっぱりそういう傾向が強いのではないかというふうに思われます。今、参事が言われたように、カウンセリングとかそういった相談におきましても、非常にやっぱり手間と暇がかかるということと、やはり今は、どうしてもあからさまにしたくないということがあります。自治労においても、その問題を重く取り上げております。その相談の窓口は当然設けておるのですが、やはり自宅とか職場、いわゆる居住地、そういったところから少し離れたところに相談窓口を置いておるということで、そういういろいろ配慮はしておるわけでございますけれども、今後とも別府市当局におかれましても、やはり早期治療早期発見ということでぜひ対応を、迅速にできるような体制を組んでいただきたい、このように考えております。

時代とともに変わってくる人間の病気、職員の健康問題ということで質問をしてまいり

ましたが、やはり労働安全衛生の取り組みは、職員の健康や、先ほど申し上げましたように、安全を守るだけでなく、別府市民に対して安心して安全なサービスを遅滞なく提供することが義務づけられておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、労働衛生法の三条で、「事業者は、快適職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するように努めなければならない」と規定されております。私は、別府市職員になる前に銀行員として勤務した期間がございます。三十数年前にその銀行に勤務しておったときに、銀行という、はっきり金融業という特定の業務を行う会社でさえ、やはり特有の病気がその時からございました。やっぱり一番多かったのが胃潰瘍。それから、その時すでにやはりメンタルという問題も取りざたされておりました。胃潰瘍は、体の胃の部分に発症するわけでございますけれども、発症の原因になるものにつきましては、やはり精神的なものが大きく影響しておるということでございます。やはりもう三十数年前から私が経験した中で、そういう病気ということが出ておったわけですので、別府市当局におかれましても、しっかりそういう病気を把握していただいて、行財政改革が進む中で、人員削減が進む中で、最小の職員で頑張っておるわけですから、やはりその頑張っておる職員に負担がかからないように、できるだけ現有勢力で最大の市民サービスができるようお願いをしたいと思います。

先ほど申し上げたように、最近、職場、地域、家庭内で少子化の影響もあろうかと思えますけれども、やはりコミュニケーションがうまくとれない。先ほど申し上げましたように、何かあったときに、うれしいこと、悲しいことがあったときに、やはりその職場の上司が、「きょう、健ちゃん、飲みに行こうか」ということで……（発言する者あり）時間外でございますのでそういうことで励まし、励まされ、快適な職場環境をつくってきた。できましたら、そういう、先だってもスポーツ大会という形で職員のスポーツをしていただく上で健康増進を図り、コミュニケーションを図っていくということが企画されたわけでございますので、ぜひそういった別の形でコミュニケーションを図り、より快適な安全職場をつくっていただきたいと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、やはり職務を任されておるわけでございますので、何としても職務遂行のために人事担当課が中心となって最大の市民サービスができるように尽力をしていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○十五番（堀本博行君） どうも御苦労さまでございます。私も九番議員、五番議員に倣ってできるだけ時間短縮を目指して頑張りたいと思いますが、どうなるかわかりません。（発言する者あり）（笑声）はい、すみません。

それでは、質問通告に従いまして、順次質問を進めてまいりたいと思いますが、その前に、きのう、きょうとさまざまな論議がなされておりますが、その中で浜田温泉の件につ



けでありますけれども、どの辺がドリームバルは悪かったのかな。これが一つお尋ねでございます。

もう一つは、別府市のいわゆる四大まつり。四大まつりの一つにドリームバルが入っておりますが、新聞の中には見出しに「ドリームバル、なくなってしまう」みたいな新聞記事も目にしましたけれども、別府の四大まつりについてどのように変えようとしているのか。この二つ、お答えください。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

ドリームバルにつきましては、議員御指摘のように七回目を迎えました。昨年、いろいろのことがありまして、市長が就任しまして、まつり・イベント検討委員会ということを立て上げて、その中で、今回見ていただいた委員さん方は、ドリームバルだけでございますが、このドリームバルを見ていただいた中で、このドリームバルをではどうすればいいのかなという結論に達しまして、見ていただきました。その中で、今までのダンスコンテストからダンスフェスタ、さらに仮装ダンスコンテストとかフェスタ、それから新しく国際交流広場というようなことを設けて実施したわけでございますが、そういった中で委員の皆様方から出てきた問題等がございまして、先ほど議員の御指摘のように二日間で二十万人というのはどういうことかとか、そういういろいろな問題も含めまして、この検討委員会を設けたわけでございまして、その中でこのドリームバルだけを見ていただきました。

そして、まず一点目でございますが、このドリームバルそのものの、時期の問題それから補助金及び組織の問題、費用対効果等の問題が考えられるのではないかなということであるいろいろ考えましたが、十月は比較的イベントが多い時期でございますので、そういう時期の見直し、これは運動会とか体育祭、農業祭とかいろいろございまして、時期の見直し。それから、二点目が予算。四つのイベントを比較すると、補助金がドリームバルの場合が一番出ているということでございまして、それから三点目が集客力。こういったものを含めまして、正規にカウントしたわけでございますが、ちょっと天気も悪うございましたが、二日間で四万から五万人ではないかということでございます。

そういった中で、このドリームバルをいろいろな問題から検討した結果、答申が、答申というか出されまして、時期の問題、補助金、組織の問題、費用対効果の問題があるということで、一応そういう答申をいただいたところでございます。

○十五番（堀本博行君） 何を言うのか、さっぱりわからん。（笑声）要するにどこが悪いのかなという、新聞の参加者とかいろんな方々の声は「残してほしい、なくさんでほしい」というふうにあります。簡単に言えば、井上前市長が立ち上げたから壊すのかいというふうな、変な言い方ですけども、ここがよくないのですよと、数字の部分では、もうこれはみんなも、市民の方々も議員のここの議場に座っている方もみんな知っていますよ、

それは。だから、この辺が悪くてこれを解体するのですよと。例えば百万が多過ぎるとか、いろいろその辺のところをきちっとやっぱり市民がわかるように説明をしないと、ただただドリームバルだけを解体をしてほかのところに持っていくみたいな形になっていますが、部長か助役か、説明できる。簡単に。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

まつり・イベント検討委員会で十二月一日、答申をいただきました。その中で割と一般的に言われていますのは、委員会で予算を、温泉まつり八百何十万を二千万にと、割と予算化を言われることが多いのですけれども、まずこの委員会の中で一番大きかったのは、実行委員が、温泉まつりが終わってもう二カ月して、すぐ夏まつり。これではいいまつりは考えられないと、きのうも議員さんから御指摘をいただきました。一番大きいのはそこで、四大まつりの実行委員をとにかくダブらないように一つだけ実行委員をして、終わったら一年間次のまつりを考えていただこうと、これが一番大きなこの検討委員会の中の話でございます。その中でドリームバルは、実際温泉まつりが八百数十万、夏が踊りと花火でやっぱり八百数十万、ドリームバルが三千万と突出しております。それで今まで二十万と関係動員を言われていましたので、委員の中から、実際にカウントしてみたらという形で、初めてカウントしました。初日が二万人、二日目は雨で二千八百人ですか。雨が降らなかったとしても四、五万の観客動員になろうかと思えます。そこで、三千万で二日間、十月でいいのかという答申の中で、仮装ダンスフェスタ、踊りたいという人はたくさんいます。この踊りを分割・統合といいますか、踊りたい人もいますし、これをやめるわけにいかないという形で、これを春に持っていくのか夏に持っていくのか、一緒にやれればいいな。また、その中に国際交流フェスタ、特にA P Uの学生なんかが開いていただきました。これもえらい人気があります。これに少し予算をつけて、十一月一日の油屋熊八翁の碑前祭、こちらの方にそれを持っていったらどうかという答申をいただいておりますので、マスコミでは「中止」とか書かれたことがありますけれども、内部として今から、答申をいただけてまだ内部で検討しておりません。内部でどうしていくかというのは、これから検討していきたいと考えております。

○十五番（堀本博行君） とにかく市長ね、市長はよく夢を語られますけれども、このまつりについては、やっぱりきちっとこういうふうになりますよというふうなものが示されないと、何かこう、ドリームバルだけがしぼんでしまっていくような、こういう印象があります。市長、どうですか。

○市長（浜田 博君） 発言の中に、「前井上市長が計画したからやめるのではないか」という部分ですね。こういう思いは私は一切ありませんので、その点は、もしそういう声があったとしたら、打ち消していただきたい。

この見直し検討委員会は、ドリームバルだけではなくて、私は、すべてのまつり・イベ

ントが総市民総参加型のまつり、またイベントになってほしいという思いで検討委員会をつくらせていただいたという経緯。さらに、このドリームバルは、油屋熊八翁、この別府の神様である油屋熊八翁の碑前祭と合流したような形になっていますね。油屋熊八翁の碑前祭は、もとの日にきちっと戻すべきだと、そして、それはそれなりのすばらしいイベント、おまつりという形ではいけません、碑前祭はきちっとやっていかななくてはいけないという部分ですね。そして、ドリームバルを市民の声を聞いた中で参加型のダンスフェスタ、この中で、なぜ県外の出場者が――「賞金稼ぎ」ということまで言われましたが――毎年同じ人が二百万、二百万という賞金を持っていくのですか、みんな一生懸命頑張っているではないですか、そういう参加フェスタ型はよくありませんよという声を聞きまして、私もそれはなるほどなと思ひまして、まず見直しを、ドリームバル実行委員会、予算がもう組まれておりますから、それを実施しないということにはなりませんし、何かこう、皆さんの声を聞いた中で、みんなに商品が渡れるような、そういう方法はないのですかと。そして、観光課の方も一生懸命努力していただきまして、内容を変えていただいた部分もその賞金の分であったと思ひますし、あと国際交流広場を新設したことも、非常にまたこれも人気がありました。それから参加型の国際フェスタ、本当に私もずっと始めから終わりまで見せていただきましたが、感動しました。踊る人と見る人が一体となって、ああいいうまつりの参加の仕方。これは何とか生かしたいという思いでいっぱいでございます。

ただ、時期の問題それから予算配分の問題。なぜ突出してこれだけが三千万なのか。別府は温泉です。温泉まつりがやはり中心となった大きな年間の計画がなされなくてはいけないという思いの中で、これを見直しの検討委員会に諮らせていただいたということが本でございまして、ドリームバルを消すために、なくすために検討委員会をつくったのではないということをぜひ御理解いただきたいし、その悪い部分というのは時期の問題等々、予算の問題、そういう部分があえていえば変えたい部分であったと。しかし、いい部分というのは、すべて中身として私は感動いたしましたので、これを夏まつりなり春まつりなり、温泉まつり、夏まつりの名前も変わるかもわかりませんが、そういうそれぞれの実行委員会ですっかり計画をしていただいて、十分ドリームバルの中身を生かしていただく、そういうまつりの計画を、一年一期にはできませんが、長い目でまつり・イベントのあり方を、全国から別府ならではのまつりだな、イベントだな、別府市民も参加して喜ぶ、総市民総参加型のまつり、そして海外含めて全国から来るお客さんが別府のまつりに行ってみよう、そういうまつりが将来できたらいいというのが、私の思いでございますので、ぜひよろしく御理解をお願いしたいと思います。

○十五番（堀本博行君） よくわかりました。そういう説明をしていただければ、理解いたします。特に別府のまつりについては、ネーミングも一つの大きなポイントになると思ひます。しっかりと検討していただいて、夢のあるまつりの実施をしていただきたいとい

うふうに思っております。

では、次に行きます。次に、サテライトの問題で若干。

多くは申しませんが、この件についても非常にいろいろやり取りの中で、私ども、今まで知らなかった部分も出てきているわけでありまして、正直言いますけれども、このサテライトの問題が今回決着をしたというふうな形で書面を、部長かな、持ってきていただいて、その時に私は、ああ、よかったなど。実際そういうふうに決着をしていただきたいなとずっと願っておりましたから、ああ、よかったなというふうに思ったと同時に、これは賠償も問題も決着したのだなというふうに私は個人的に理解しておりました。要するに賠償問題も決着したのだな、で、こういうふうな運びになったのだなというふうに思っておりました。先般、全協で全議員に説明がありました。その時にそのような質疑もなされましたけれども、出てきませんでした。いやいや、それはもうちゃんと話できておる、あなたが勝手にそう思っているだけと言われればそうかもしれませんが、実際的にそういうふうなものを持っていき方でないと、ちょっとこう、今までのやり取りをお聞きしていると、いやいや、そこまでは行っておらんのですよというふうなことなのだけれども、実際にそういうふうな、今、もうずっと先輩議員が、このサテライトの問題をやり取りしましたけれども、いわゆるこの裏取り引きというふうなことではないのですが、そういうふうな例えば賠償問題ではなくて、「次に近々にサテライトをどこかに出します、その時はぜひまたよろしく願います」みたいな、こういう話は一切なかったのかどうなのか。ちょっと教えてください。

○ 助役（大塚利男君） お答えいたします。

損害賠償の問題でございますが、溝江建設が、この問題につきましては、日田にサテライトを設置する、そこに別府市が車券販売を行う、そういった約束行為がなされたところでございます、これが実現できなければ、やはり約束不履行ということでその損害賠償という請求の可能性はありと、これまでお答えしたところでございます。このことにつきましては、議会でも二十四番議員さんから、この問題を早く解決すべきである、長くなればなるほど賠償額、もし賠償額の請求があった場合は大きくなるからということをお指摘もいただいております、私どもも、常にこの問題については念頭に置いておりました。そういった中で、議会からの御質問もあったわけですが、日田市と国とが裁判を係争中ということもございまして、この問題については、裁判の推移を見きわめながら判断をいたしたいという考えを持っておりました。そういった中で、溝江建設さんも別府市の判断をお待ちして方針を決めたいということでございました。

そういった中で、今回、日田市の方からこの問題解決ということになったわけですが、話の申し入れがあり、溝江建設さんも、私どもの方針を待っていただくということでございましたので、まず日田市との協議の結果をということをお待ちしてござい

す。私どもの考えといたしましては、早くこの問題を解決いたしたい、それも常にございました。今を置いてないという考えになり、これ以上溝江建設さんを初め、また別府市民の方々や市議会の皆さん、また日田市民にも大変御迷惑を長いことおかけしておりますので、今回決断すべきである、そういう判断をさせていただいたところでございまして、損害賠償については、話し合いの中では具体的な話は一切しておりません。

○十五番（堀本博行君） はい、わかりました。そういうことであれば、先ほどの助役の答弁、早急に対応するということでもありますので、見守っていきたいというふうに思います。

では次に、緊急財政再生宣言について。

これもさまざまな形でやり取りをされております。もう遠くで事務局長が構えて待っているようで、私の顔をじっと見ていましたから、何とか質問をしたいなと思っていましたので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

この中で特に職員の意識改革、これが一番大事だと思うのですが、この意識改革というのは、どの辺までを言っているのかわかりませんが、私は前も申しました。意識改革の難しさというのは、自分が変わることが一番難しいのですけれども、先日もある雑誌の中の例を引いて、意識改革の難しさをお話をさせていただいたのですが、具体的にどうやって意識改革をするのかなというふうな、どの辺までを目指して「意識改革」というふうな言葉を使っているのかわかりませんが、意識改革はこうやってやります、まず自分が変わります、先頭になって市長が変わりますとか、いろいろなやり方があると思うのですが、どういうふうな形のもので意識改革をやろうとしているのか。

それから、これも新聞紙上の中にこの再生、さまざまな形で報道なされておりますが、補助金それから交付金、これを見直すと。今までもかなり決算委員会の中で指摘をされてまいりましたが、なかなか今までは現実的にはできなかったというのが現状であります。その中には徐々に見直してきた部分もあるのですが、どのような形でやるのか。この二点、お答えください。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

ただいま、第一点の意識改革の件でございますが、財政再建に取り組む上で最も必要なことは、職員の意識改革、この意識改革はどのようなものかといいますと、現状認識で危機感、危機意識を持つことだと思っております。意識改革をする上において、まず市の財政状況を把握していただくことが重要だと思ひ、財政状況の現状と、現時点での今後の見通しに関し認識していただくことが、最初の第一歩となると考えております。このことについては、すでに実施いたしまして、まず管理職全員に周知を図り、一般職員につきましては、本庁で五日間、あと現場に行きまして約八百人に説明会を行っております。

なお、市民の皆様に対しましては同様の理解をいただき、今後の市政運営を行政とともに

に考えていただかなければなりませんので、そのためには市報それから市のホームページを利用いたしまして、広く財政状況や財政再生への取り組みを公表しております。

この宣言につきましては、九月二十九日に、市長が緊急財政再生宣言をいたしました。この宣言をいたしましたのは、住民や職員にも財政状況の見通しを認識していただいた上で、不退転の決意をもって行財政改革に取り組むためのものでございますので、よろしくお願いいたします。

もう一点の、補助金の見直しをするかということでございますが、現在、財政再生プログラム、これは年度末まで策定する予定、それで今、準備しておりますが、補助金につきましては、行政改革審議会でも、現在御審議いただいております。その中でも議論されております。この行革審の答申を得た後、作成する行政改革大綱、その推進計画と整合性をとる形で見直しについて盛り込むこととなるかと思っております。

なお、現在、平成十六年度当初予算編成におきましても、補助する団体の事務内容、目的及び効果、決算で多額の繰越金がないか等を参考に精査しております。また、事業ではなく団体の運営に充てられているような補助金につきましては、その団体の存続にかかわる場合もありますので、今後、市民や民間有識者等の意見も踏まえ、一定の基準づくりが必要ではないかと思われま。その中では一般に言われます交付期限を限定するサンセット方式の導入等も視野に入れるべきではなかろうかと考えております。

○十五番（堀本博行君） 不退転の決意がありましたかね。不退転の決意で、ぜひ今、事務局長がおっしゃったような形で進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次にまいります。別府観光推進戦略会議について、質問させていただきます。去る十月に戦略会議がスタートいたしまして、第一回の会議が開かれた模様を新聞で読ませていただきました。その中の方々のコメントも載せておりましたが、非常に参考になりました。お一人お一人のコメントを聞いて、やっぱりさすがだな、一流の方は違うなというふうに思ったわけでありませけれども、特に兼高かおるさんの言葉に、「これからはきれいになる、元気になるというのは、大きな大変なマーケットである。温泉は、将来のマーケットである」。ほかにも、「市は、経営という視点を持つべきである」とか、特に県南、これは市民の方から、「県南の人は、老後は別府でという人が多い。きれいでいいところだが、磨かれていない感じがする」という、ものすごく感性のいい表現をされておりますが、その中でやっぱりさすがだなと思ったのは、どの先生がおっしゃったか知りませんが、「観光客をふやすためにまちづくりをするのではなく、まちの個性をつくっていくことが大事である」ということです。今まで観光客に「来てください、来てください」みたいなね。そうではなくて、別府市の個性を磨いていくといいますか、それから「まちにもブランドを持つ時代になった」。すごく大事な視点だろうと思っておりますが、その中で特に別府市のコンセプトというのは、まちづくりコンセプトといいますか、「別府市というのは

こうなのだ」という、例えばキャッチコピーとか、私も国土利用計画の一員になっておりますが、非常にいろんなことがずうっと出てくるのですけれども、別府市を一言で言えばどうなのかなという、そういう別府市のイメージづくりといいますが、そういうふうなものが浮かんでこない。温泉の先生で由佐教授が来られていまして、この土地の資料を見ながら、「どうも別府のまちという別府のまちづくりのイメージがわいてこない」という発言をされていまして、私も聞きながら、ああ、そうだなというふうに思いました。

その中で、今、別府市は市歌がありますよね、市歌。市の歌。たまに流れていますけれども、「大別府……」というやつ。この市歌を新しく作り直したらどうかと思うのです。いわゆる別府のイメージソングといいますが、このイメージソング、前も私は一遍提案したことがあるのですが、例えば作詩・作曲を別府市内外から応募していただいて、立派な歌詞をちょっと応募して、それを。市長は、大塚博堂のことを新聞で何回か言葉にして、大塚博堂という歌手はシンガーソングライターで、もう亡くなりましたが、別府の上田の出身で、生家がきちっと残って、ここが大塚博堂の生家ですと、こう。もっとあれを充実してもらいたいなという気もあるのですが、あの人が生きていれば、あの人に作詩・作曲をお願いしてするといいなと。先般も「ミュージックフェア」というテレビの番組で、布施明がこの大塚博堂の歌を何曲か歌っていました。ああ、懐かしいなと思って聞いていましたが、そういう形で、今、明豊高校が校歌を、二十一世紀にふさわしいすばらしい校歌ができています。あれは、南こうせつさんが作曲したとお聞きしましたが、別府市内、歌詞を集めて、別府市のイメージのわくような歌詞で、できれば南こうせつ大先生に、南こうせつさんは、杵築に住んでいますから、高台に。私も家の前を何回も通ったことがあるのですけれども、同じ大分県ですから、お願いをして作曲してもらってイメージソングで、またいろんなところに観光宣伝に行ったときに聞かせるとか、そういうふうにするとうかかなというふうに、ひとりよがりの発想で思ったわけですが、いかがでしょうか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、観光地には、他の地域にない個性や特性が求められています。この別府観光推進戦略会議におきましても、地域の特性を生かした観光推進策について提言を求めることにしております。別府にしかないものを観光資産として磨きをかけていくことが必要であると思われまます。すでに別府八湯ウォークなど、別府八湯の個性を生かしたまちづくりも注目を集めています。この別府観光推進戦略会議におきまして、別府にしかないもの、その地域にしかないものをブランドとして高めていく方法を、今後考えていくようにしております。

キャッチコピー、それから別府のイメージソングも、この戦略会議の中で検討させていただきたいと思ひます。

別府のまちが、文化や健康などの面で新たな個性を情報発信できるように、実践に向け

て努力してまいりたいと思っております。

○十五番（堀本博行君） 別府の今度、湯けむりのができますけれども、別府のまちというのは、海から見ても別大国道から見ても、日出の方から見ても、山の方から見ても、鳥越の方から見ても、すばらしい景観ですね、別府は。そういう別府の景観が浮かんでくるような、そういう歌ができればいいなと。さっき、参事は答えなかったのですけれども、南こうせつさんに作詩を頼むと一千万ぐらい取られると言っていましたので……

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

ある学校が、校歌をつくることを依頼した時に、どれくらいかかるかということ打診したところ、大体一千五百万から二千万ぐらいだろうかなというふうなお答えをいただいたということでございます。

○十五番（堀本博行君） はい、あきらめました。（笑声）まあ、検討してください。この質問は終わります。来年、戦略会議の先生方の九月答申を楽しみにしたいと思います。

次に行きます。小学校の統合の問題について、若干触れさせていただきたいと思えます。

この統合の問題については、過ぐる浜脇、今はもう浜脇……、浜脇ではない、旧浜脇小学校跡地に新南小学校がもう立ち上がろうとしております。私も先般、あの横を通りました。白亜の殿堂ではないのですけれども、立派な校舎が立ち上がろうとしておりますが、いよいよ第二弾ということで、統合の第二弾がいよいよ始まったなという感じがするわけですが、現実的に今回、いろんな形で浜脇・南の統合でまあまあ、つまりいたといいますが、統合については六校を三校にという、こういうふうな形でやる時にはもう一気にやっってしまうと、一発目ですまじいたら次はありませんよと、これは何回も私は言ってきました。それで、浜脇・南の、もう余りしつこく言うつもりはないのですが、浜脇・南の統合についての総括というものをきちっとやったと思うのですが、どのようにやられましたか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

現在、校舎を、今、議員御指摘のように建築でございますけれども、これに至るまでに多くの方々、とりわけ地元の方々には特段の御支援と御協力に対しまして、心より厚くお礼を申し上げる次第であります。特に校名決定の際、さまざまな御意見が出されましたけれども、最終的には関係者や議会の皆様方の御理解によりまして適正化が進んだことというふうに十分認識している次第です。

今後、この一期の経過を十分に振り返りながら、よりよい方向で関係者の御意見をお伺いしたり御理解をいただきながら適正化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○十五番（堀本博行君） 具体的にどのような形で進むのかわかりませんが、やっぱりどうしても物の考え方として、やっぱり一期目のこの浜脇・南の論法がどうしても参考にな

ってしまう、これはもうしょうがない。今回どういうふうな組み合わせになるかわかりませんが、例えば西と青山というふうな、当初こういうふうな計画もありましたが、例えば校舎が西であれば、名前は、では「青山」ですねと、こういう端的な第一回目のやり方というのが、どうしてもこう……。例えばどこか青山と西の中間ぐらいに、いやいや、そうではないのですよ、ラクテンチのあのプールの跡地に、あそこにすばらしい学校が建つのですよ、名前も新校ですよ、新しい校名です。こういうふうであれば、みんな納得します。だから、そういう意味ではやっぱり地元の意見、皆様方の意見をしっかりと聞いていただいて、私も青山校区の住人ですから、しっかりと見きわめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、ちょっと飛ばさせていただいて、すみません、ちょっと時間の関係で。南立石マンションの調査報告書について、若干やり取りをさせていただきたいと思っておりますが、これは十二番議員が構えて待っていますから余り深くはやりませんが、若干気になる点を質疑させていただきたいと思っております。

一番私が注目したのが、再発防止策。具体的にどういうふうにするのかなと、ここを非常に注目して読ませていただいたのでありますけれども、消防組織等の見直し、それから職員数の見直しということが、冒頭一番、二番掲げられておりますが、どうしてもこのやり取りをこう、具体的なやり取りがちょっとう、詳細に書かれております。草牧消防士長の本当に細かいところの動き、非常に胸が詰まるような思いで読まさせていただきましたが、その中で、やっぱり人員の確保というふうなものが、特に二交代、三交代。三交代への移行、それからそれに伴う人員不足というものが、本来、草牧消防士長の場合は、通信係だったのですね。それで、人数が足りないときにいわゆるこの現場に出ていったという、こういう背景があるわけでありまして、その背景の中でやっぱり細かくずっと読む中でどういうふうな形で現場に出ていったのかわかりませんが、久しぶりに通信係のかの消防士長が現場に出ていった。その上司に対するいろんな細かいやり取りの中で、やっぱり張り切って頑張っている姿というのが、鮮明に浮かんできます。常に細かいことを上司の方に、こうしましょうか、ああしましょうかといって、態勢を自分で勢い込んでやっている姿が、非常に浮き彫りになってくる。途中で非常に胸が詰まる思いもしましたけれども、その中でやっぱり組織の見直しというものについて、例えば多くの複数の消防の現場の方々、隊員の方々から私もお聞きしましたが、三交代に対する不満、それに伴う人員の不足。この辺をどういうふうな形でいつまでにやるとかというふうなことは言いませんが、どういうふうな体制を見直そうとしているのか、その点、お答えをいただきたいと思っております。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

消防組織の見直しについてですが、一番目に、出張署長制度の廃止、それから二番目に、指揮調査隊の復活を行いました。

消防署組織の見直しについては、出張署長制度を廃止し、指揮調査隊を復活させまして、災害現場における隊員の安全確保及び迅速な情報収集活動ができる体制といたしました。

それから、三部制のことではありますが、三部制へは平成八年十月より実施し、約七年を経過いたしました。現在のところ、三部制も定着し一中隊としては、隊員の固定化により事務効率の向上、隊員間の意思の疎通が図られているものと考えております。

○十五番（堀本博行君） 調査隊の復活は非常にいいことだと思うのですが、人員の確保については、特に計画的にふやしていかないと、「行革、行革」と言っても、やっぱり消防組織そのものの、もちろんむだは省いていかなければいけません。安易に人員を削るといふふうなことのないように、どうしても日常的に、例えば一人の方が休んだりすると、もう日常的に一人足らなくなると補充をしていくという、本来業務でないところに常に回されるといふ、こういうふうなことが日常的にあるということ自体がどうなのかなというふうに思っております。そういう意味では、しっかり消防体制の見直しをやっていただきたいをお願いをしておきたいと思っております。

次にまいります。（発言する者あり）では、消防長どうぞ。簡単に。

○消防長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防組織の見直しでございますけれども、議員さんが御指摘いただきました件につきましては、我々も十分承知いたしております。その点を踏まえまして、今後の見直しとあわせて今後の消防体制、消防行政はどうあるべきかということも視点にとらえながら、全体的に行政を運営していくには何が一番いいのかという観点にとらえていかなければならないのかなど。その中で短期・中期・長期を見据えて消防体制それから組織機構もあわせて、その中で適正人員はどうなのか。さらにまた、この前の議会で議員さんから、職員のかわりに嘱託職員それから臨時職員の活用をしたらどうかという御提言もいただいております。そういったことも加味しながら全体の中でどうあるべきなのか、人員は何人体制が一番適正なのか。また、消防法の改正によりまして、予防行政も業務がかなりふえております。そういったこともあわせて、さらには、消防署におきましては、救急業務につきましても、これほど救急ケースがふえておる中で、現在の救急業務の体制が現在のままでいいのかという点もございまして、そういった点も全部ひっくるめて、今後の消防行政はどうあるべきかという観点から適正な人員配置、また組織機構も考えていかなければいけない。そういった観点で、現在、人事担当の方と協議をさせていただいております。この辺のことは、我々も十分に承知しておりますし、今後、事故の防止についてもそういう面も含めて考えていきたい、このように考えております。

○十五番（堀本博行君） 体制の見直しをしっかりと、よろしくをお願いをしたいと思います。

次にまいります。南部地域の活性化対策ということで上げさせていただきました。

これも先輩議員の方から若干質疑がありましたが、私も南部の出身の議員の一人として、

非常にこの八年間、さまざまな角度から質問もさせていただきましたし、提言もさせていただきました。この中で、井上市長が平成七年に市長になって、それまで区画整理方式が拠点開発というふうな形でこの八年間、松原の住宅、店舗つき住宅という形で打ち上げて、地下のあそこの部分は朝市ですか、やっているような状態でありますし、松原公園はかなり子供の声に戻ってきたというふうな感じがいたしますが、浜田市長の南部に対する思いというものを聞かせたいというふうなことで、この項目を上げさせていただきましたが、市長はいかがでしょう。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

南部地域の活性化につきましては、歴史的に見ても、そしてまた別府市の全体からしても、過去別府の中心であったという認識をいたしております。また、この地域が停滞をしているということは、別府全体が停滞をしているのだという、そういう思いであります。私も南部地域振興については、地元の皆様方からいろんなふれあい懇談会、さらには地域の皆さんとの話し合いの中でもいろいろと聞いております。南部地域が頑張っていたことが、やはり別府の活性化について大変重要であるというふうに、お互いに認識をいたしました。

私が考えますところ、地域の活性化にはやはり息の長い活力、活力の出ることではなれないと思っておりますし、とりわけ地元の頑張りが必要だというふうに思っておりますし、行政としては、それにあわせてしっかりと有効な拠点と考えられる地域に事業展開をしていくべきだという基本的な考えであります。そのためには、まず楠港の企業誘致の早期実現をすること、そしてまた南小跡地の活用が当面重要な課題ではないかなというふうに思っておりますので、今後とも地元の皆様、商工関係、議会などの皆さんに御相談に乗っていただきながら、活性化に向けて取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願います。

○十五番（堀本博行君） ありがとうございます。私も南部特別委員会のメンバーの一人でありまして、ここ何年も予算も上がっていませんし、いろんなところに視察も行かせていただいておりますし、勉強もさせていただいておりますが、なかなか南部の振興という、この現実の難しさというのを痛感しております。市長の御尽力を、お願いしたいと思っております。

それでは最後に、市営住宅の管理と運営についてということで、ちょっと質問をさせていただきます。

実はこの市営住宅の、これはどこの地域も同じなのでありますけれども、特にこういう不況の中、生活を切り詰めるという観点から、衣食住というこの順番で切り詰めていくわけでありましてけれども、特に食べることを切り詰め、着ることを切り詰め、それから今度は住むところを切り詰めるという、そういったときに市営住宅のここ最近の応募数の多さ、

これはもう全国的にもはね上がっているという状態があります。特に別府においては浜脇の高層住宅、これができて以来、それから真光寺、それから松原住宅もそうですけれども、ああいう立派な住宅が建ち上がって以降、特に浜脇が一つ空くともう何十人、三十人、四十人という数がどんと来ます。（「七十人」と呼ぶ者あり）七十人も来ます。たくさんの方が来るのですが、このときに、私も他市をいろいろ勉強させていただいたのでありますけれども、申し込みの入居時にやっぱりお金がかかるのですね。それは当然といえば当然なのですが、例えば一戸空いたときに三人来た、四人来たという次元であれば、余り気にはならなかったのですが、今、現実的に例えば入居の申し込みのときに住民票それから所得証明書それから完納証明書が要るわけでありまして。完納証明書は、これは無料ですが、現実には、ちょっと時間がないので自分でやらせてもらいますが、入居時に例えば手数料と住民票と所得証明書が六百円かかるのですね。六百円かかって、それを一緒につけて申し込みをするというふうな形で今推移をしていますが、ここ二、三年前から各自治体で応募数が多いので、例えば別府なんかでも去年一年間の応募数が千二百二十五だったかな、そのくらいですね。この年六回の申し込みで千二百二十五名の方々が申し込みに来ます。その中の当選者が八十一戸、八十一人当選する。それ以外の方は全部外れです、外れてます。この外れている方々も、全部六百円の住民票と所得証明をつけて提出をします。あるところなんかの場合、これは今、北九州が一番大きいのですが、北九州の場合は、例えば当選をする。浜脇の高層住宅みたいに二戸空いた。二人当選した。これはあくまでも仮当選です。仮当選をさせておいて、後で書類を提出してくださいよと。その時に住民票とそれから所得証明を出してください。だから、それ以外の方は六百円かからないのです。こういうやり方です。この不況下の中で六百円というのが、やっぱり安いお金ではないので、こういうふうなまさに一回しか申し込まないで、次来ない人はもう捨て金ですよ。だから、そういう意味ではそういう形のものでやったらどうかと思いますが、いかがですか。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

現在、年六回の定期募集を行う中で、受け付け時に住民票や所得証明書等必要書類を提出いただき、入居資格の事前審査をしております。確かにこの不況を考えますと、少しでも出費を抑える意味で事後審査方式の採用は有効であろうと思います。ただこの場合、抽選により入居の権利を得ても、入居資格に適合しないケースや、また、それが原因のトラブルも懸念されます。このようなことを未然に防ぐためにも、やはり最低限の事前確認は大事かと思っております。受付窓口での聞き取りをこれまで以上に十分に行うことはもちろんですが、市外からの申し込みにはどう対応すべきかなど、さまざまな検討事項がございますので、すでに事後審査方式を実施している他都市の状況を早急に調査・研究させていただきま

○十五番（堀本博行君） そうなのです、そのところは、さっきも言ったように、当選

をする、これはあくまでも仮当選です。北九州に電話で確認したのです、私は。同僚議員がおりますから、「どうなっているの」と聞きました。仮当選で、例えば所得がオーバーしておるといふうなことについては、失格通知が行きます。それはもう失格通知が来たら、多少文句言う人は当初おりましたと、それはもう当たり前ですよ。「ちょっと、おれは通ったのに、何で入れんのか」、「いや、あなたは所得がオーバーしていますから、だめですよ」という失格通知が行って、その文句といっても、担当の窓口聞いた、そういうものは正当性があるわけではないので、せっかく通知が行けば、当然こういうふうな形のもので、所得はこれ以上はだめですよというふうな形のもので、ちゃんと市報等に出ているわけですから、後でトラブルなんかというのは、これはあくまでも正当性はありませんから、むしろそういうふうなことを懸念するよりも、例えば六百円のものがなくなって、だれでも募集ができるようになりましてよ。ああ、さすがさすが、浜田市長になって変わったな、こういうふうに言われるような体制をぜひ組んでいただきたい。このことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後五時 二分 休憩

午後五時二十一分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○二十五番（岩男三男君） 本日の最後の質問になりました。市長、質問通告順に質問してまいりたいと思います。

最初に、「別府アジア絵画展」について。

先日、新聞を見ていましたところ、非常に感動すべき記事が出ておりました。「国境を越えた友情」ということで、「三月に開かれた『別府アジア絵画展二〇〇三』を契機に、国境を越えた友情が芽生えている。通訳を担当した高河美智子さん――別府市新別府――は、アジア各国の出展者と今も電子メールで交流を続けており、文化交流が人的な交流につながったと大きな成果を実感している。同展は、二〇〇一年まで八回開かれた『別府現代絵画展』を発展させ、別府とアジアの文化交流を目的に、市と市教委が初めて開催。募集は海外にも広げ、アジアを中心に二十四カ国から八百八十三点の応募があった。高河さんは、昨年十月から市の臨時職員として勤務、出展者と電子メールをやり取りしながら作品送付の手続きや図鑑の翻訳など、多くの仕事をこなした。受賞者とは表彰式で対面し、市内を案内するなど親睦を深めた。電子メールの送受信は千八百を超えている。受賞によって自国で大きな評価を受けている。絵画を通して多くの人と考えを共有できたといった感想や、美しい別府のまちを見て感謝したというメールが次々と寄せられた。温かい歓迎をありがとう。ずっと連絡を取り合おうと誓い合える親友もできた。高河さんは、受賞者は、絵画展を機に飛躍している。有能な芸術を発掘できたことを市民として誇りに感じま

す。今後も文化を通じて出会えた仲間と交流を続けたい」、このような新聞、市長はごらんになったでしょうか。こういう新聞が報道されていました。

この「二〇〇三アジア絵画展」は、ピーコンプラザで行われましたけれども、こうした絵画展を「市長のごあいさつ」ということで市長の手元に先ほどお届けいたしましたけれども、全世界の人たちが、この市長のメッセージ、ごあいさつをメールを通じて見ている。私は、この担当者からこの「ごあいさつ」をもらいまして、議会事務局の職員をお願いして、「これ、英語とか中国語になるのですか」と聞いたら、インターネットを通して即韓国語、中国語、英語で打ち出してくれました。もう時代は私の頭を越えて大きく変わっている。

さて、そうした中で、一人の――答弁を用意されているかと思いますが――フィリピンのマリオ・レベラさんという方が、メールを寄せています。もう一つだけ紹介させていただきます。

「『別府アジア絵画展』を通して、確かに多くのフィリピン人は、芸術を通して文化の橋渡しをするというあなた方の努力をより認知しました。フィリピンの他の芸術家たちも貴絵画展に感激し、次回の参加を希望しています。私の側といたしましては、次回の『別府国際絵画展』への出品を概念化し始めました。別府の善良な方たちが、二〇〇五年に絵画展を再び開催しますことを切に願っています。日本での四日間の滞在は、私にとって大きな影響を与えてくれました。また、非常に大きな影響を受けましたので、私の絵画は日本の影響を多く示すようになりました。私は再び日本を訪問したい。そして特に別府に戻りたい」。ここのところをちょっと市長、聞いておいてもらいたいですよ、ここ。「特に私は別府に戻りたい」と、フィリピンの方が感激的な言葉で結んでいるわけですね。

「別府市長様、そしてこの絵画展にかかわった関係者の皆様によるしくお伝えください。皆様の御多幸をお祈りいたします」、フィリピン。その他多くのメールが、この芸術会館に寄せられております。全部を紹介することはできませんけれども、こうした「アジア絵画展」。本年行われました「二〇〇三絵画展」に私も見学者を多少応援をさせていただきましたけれども、今、絵画での評価を私の方から述べましたけれども、一番心配されるのは、準備とか、あるいは海外の方が出品するに当たって予算要望が通るだろうかとか、そういう不安、担当課にあってはできないと思うのです。「現代絵画展」が「別府アジア絵画展」に発展し、そしてアジアだけではなくしてアメリカやニュージーランド、そういうところからも多くの出品が寄せられておりますが、これをぜひ今後も継続していただきたいと思っておりますけれども、この取り組みについて簡潔に答弁をお願いします。重複することは避けてください。

○生涯学習課長（入田勝人君） 次回も、平成十六年に開催できるように準備を進めております。

○二十五番（岩男三男君） 非常に簡潔で結構でございます。（笑声）市長、こうした絵画展、世界の人から注目されて、今言いました高河さんにしましても、この別府市で交流を深めたいという海外の方々の希望もありますので、ぜひ今後継続して、八回の「現代絵画展」が「別府アジア絵画展」に発展したわけですが、今後、「世界絵画展」と名称を変えるかどうかは当局が考えることですが、アジアのみではなくして世界に広がる、そしてこの別府から文化の発祥、絵画を通して別府のよさを全世界に広めていくというすばらしい反響を呼んでおります。市長の今後の取り組みに対する御意見をお伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） 今、温かいメールの話、さらには別府に行きたい、帰りたい、そういう思いまで添えて温かいメールをいただいたという紹介をいただきました。この絵画展、「別府アジア絵画展」として企画をしていただいた――「別府現代絵画展」からですね――五年から十二年までの間、公募を対象にして八回まで毎年行われてきたこの「別府現代絵画展」から、アジア各国に募集を広げまして、「別府アジア絵画展」と企画していただきました。前市長のすばらしい功績、しっかり受け継いで今後発展させていきたい、このように思っております。

○二十五番（岩男三男君） ありがとうございます。この「二〇〇三絵画展」は、ピーコンプラザのロビーで行われまして、私が非常に心配したのは、絵の真ん前を、もう手が触れる場所で、さくも何にもないところを歩いている。非常にすばらしい貴重なものがたくさんありましたので、もし子供がいたずらしたり、故意でなくても心配な部分がありました。この次は美術館とする計画なのかどうかわかりませんが、さきに前の議員も美術館の件がありました。

市長は、温泉資料館で場合によったら浜田温泉を残してもいいというような発言をなされましたけれども、私は、凶面を大切にということで、そこまで踏み込んでいかなかったわけですが、私どもの思っている、私の思っているのは、温泉資料館や博物館あるいは美術館、そうした複合的なものでやると、別府市でもう少し海外の人が来たときに、

「あんなちゃんな美術館」という表現でさっきも言っていましたけれども、そうした美術館と温泉資料館、博物館、そうした複合的なものを建設していただけるものと信じていたのです。ところが、場合によったら温泉資料館とぼんと出る。何か市長は、ちょっと軽はずみだったという、あえてその内容は突っ込みませんが、はがきのあて名書きとか、「ごめんなさい」とか言っていましたけれども、この博物館にしても、もう少し行政のプロセスというものを認識して、そして、「いや、実はできなかった、ごめんなさい」では済まされない。あなたの思いをずっと、あなたの言葉の特徴として「思い」、「思い」という発言がなされましたけれども、やっぱり市長という、首長という重い重い責任があると思うのです。だから、それは別にあなたがつくろうというのであれば、それ

なりの経過を踏めば、それはそれで、またその段階で評価しますけれども、私は、こうして世界に絵画展として評価されるようになった美術館。こうしたものにもぜひ配慮をして取り組んでいただきたい、このように思うわけです。

それでは、先ほどから質問もありましたので、市長の頭の中に刻んでおいていただきたい。そして実現方も、さきの議会で県の方にもお願いしてつくりたいというようなこの議場でのやり取りもありましたので、そうしたことを配慮していただきたい。強く要望しておきます。

さて次に……、その前にもう一点。（発言する者あり）もういいですね。予算については、ずっと継続してやるという市長の答弁を評価して、次に移ります。

教育施設及び児童の安全対策として、九月議会におきまして、教育委員会に対して、余りにも取り組みが遅いということで教育長にもある部分で厳しく指摘しましたけれども、あの北校の小学校一年生の児童の交通事故を教訓にして、各小学校にグリーンのカラー舗装をやっている。やってないところに対してどうするのだ。南立石小学校や朝日小学校は、上を県道が走っているではないか、これらの予算についてはどう取り組むかということで指摘をしましたけれども、「前向きに取り組む」とは言ったけれども、具体的な確な答弁がなされなかったわけですが、その後の進展状況について答弁をしてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

議員御指摘のことにつきましては、昨年十一月の北小学校の児童の痛ましい事故がありました。その後、交通安全対策の一つとして、カラー舗装について議会で議員さんから幾度となく取り上げていただくとともに、土木課の御理解・御協力のもとで、昨年度七校の校門前のカラー舗装が実現できたことに対しましては、感謝を申し上げたいと思います。

今後のことではありますが、県道と市道に面した南立石小学校と朝日小学校、県道に面している野口小学校の校門前につきましては、県土木と市土木の御協力により、よい方向に進んでおります。また、東山小・中学校も同様であります。さらに、来年四月に開校します南小学校につきましては、校舎建築が終了次第カラー舗装ができると伺っております。十五年以降につきましても、春木川小学校、亀川小学校、西小学校、北小学校は、校門前ではなく校区の最も必要な箇所をカラー舗装できるようにお願いしているところでございます。

○二十五番（岩男三男君） 今、的確な答弁が返ってきました。前は、どちらかという土木課任せみたいなことでしたけれども、県道部分も県の協力で予算化してくれるというような前向きな取り組みに、教育委員会に対して感謝をいたします。

このカラー舗装は、学校があると目立つと同時に滑りどめにもなっているわけですね、建設部長。カラー舗装は滑りどめにもなっているわけですから、これは交通事故を少しでもなくするという我が党の原議員からも指摘がありましたけれども、ぜひ早期に実現に取

り組んでいただきたい。教育長、何かありましたら一言どうぞ。

○教育長（山田俊秀君） 私自身も、昨年度の北小学校それから今年度の上人幼稚園の死亡事故について、大変心を痛めております。どちらにいたしましても、今後こういうことが二度と起こらないようにということで、学校周辺の俗に言うスクールゾーンについては、できるところから、また土木なんかのお知恵をお借りしながら、さらにこの交通安全対策には取り組んでまいりたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 学校間の差別、早くできたところと遅くできたというところもありますので、できるだけ早期に実現するようによろしく願いしまして、次の質問に入ります。

健康増進法と温泉行政について、通告をいたしております。（発言する者あり）激励ありがとうございます。

市役所及び庁舎内についてお伺いしたいのですが、去る六月議会において、我が党の市原議員が、この健康増進法について質問をいたしました。それが生かされて、運動会においてどこでも喫煙できないように指定場所をつくったということで、これは結構だと思いません。庁舎の喫煙対策について、当局はどのようにお考えになっているのか、まずお聞かせください。

○総務課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

その前に、若干今日までの経緯を含めまして、御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、健康増進法の関係で、過去は禁煙タイムの御案内それから喫煙所の設置、それから空気清浄機の設置等の対応を講じてまいりましたけれども、その後、本年五月に健康増進法が施行されました。この中で、空気清浄機では完全な対策とは言えない。一応それに対しての対策を講ずるよう努力義務が課せられました。これに伴いまして、現在、年次的に何らかの形で禁煙、分煙並行で対応を講じていきたいというふうに考えております。

○二十五番（岩男三男君） これはもう何度かこの議会でも言いましたけれども、禁煙タイムそして喫煙コーナー、これを指摘しまして、そして排気も強く要望してできたわけですが、健康増進法によって分煙をきちっと、歩いている人にも煙が流れていかないようにということで、議会の方は、一応部屋を通称暮・将棋室というのですか、ここにしましたけれども、換気が非常に悪くて、ロビーにたばこの煙やおいが流れてくる。もう一点は、たばこを吸う方々の気持ちを考えていない。もう少しせめて外の景色が見えるところに、（笑声）高額納税者ですから、やはりそういう人たちの気持ちも考えて、排気ができるところようなところでないと、全く何かこう、狭苦しいところに閉じ込めてしまう。教育委員会に対する質疑もありましたけれども、そうしたたばこを吸う人の気持ちにもなっただいて、「完全禁煙」という言葉はいいけれども、やはり今ありましたけれども、別府市に貢献している、たばこ税として貢献している方々の気持ちも考えていただきたい。

そこで、もう少し詳しく、ちょっと具体的なことが聞かれなかったのですけれども、庁舎ではどのように具体的にしようとしているのか、お答えください。

○総務課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

ただいま、大変厳しい御指摘をいただきましたけれども、年次計画の内容につきましては、私ども、予算的な面もございましたので、本来であれば全館禁煙ということも視野に入れて検討させていただいたのですけれども、ただいま申し上げましたように、財政的な面も考慮しながら、やはり多額の費用がかかるということがわかりましたので、それでは一階、それからグランドフロアは特に市民の方がたくさん訪れます。この人たちに配慮すべきだろうということも大義的に考えましたので、とりあえずグランドフロア、一階を禁煙フロアとしたい。そして、ただ禁煙フロアにするだけではなくて、一階のスワンの横に通路がございますけれども、外部に喫煙所を何とか財政課にもお願いしまして、工事をしまして喫煙所を設置したいということで、これは一応屋根つきのそういう喫煙所を外に設けるという計画をいたしております。それと、あとは、二階から五階までは年次計画でそれぞれ通路の西側に喫煙コーナーがございますけれども、ここを何とか分煙対策を講じていきたいという考えを持っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○二十五番（岩男三男君） いろいろと要望がありますけれども、十二月中に外に、グランドフロアあるいは一階部分について喫煙コーナーをきちっと設けて、寒風の中や雨風が当たらないようにきちっと配慮をしますと、こういうことですね。わかりました。（「だれが入っているかわかるように透明にしよう」と呼ぶ者あり）、（笑声）そして、三階以上につきましては、一応排気がありますけれども、やはり冬場は窓をあけないと思えますけれども、夏場は窓をあければ全部中に煙が流れてきます。ここもやはり仕切りをガラスか、その材質については当局が考えたらいいと思えますけれども、きちっと分煙体制をつくっていただきたい。

さて、一階にレストランがありますが、この喫煙対策はどうなっているのか。このレストランの名前は何と言うのですか。

○次長兼総務課長（山川浩平君） 突然のお話なので、すみません、抽象的なお話になるかもしれませんが、スワンにつきましては、基本的には利用者の利便、それから職員の福利厚生ということで、行政財産の使用許可ということで、職員厚生会に使用許可を出しております。そして、厚生会から、では食堂を出すということも、これは一応条例の中で認められておりますので、それを受けて厚生会がスワンに委託をしているということで、そのスワンでどうかということになりますと、たぶんその辺の観念は今のところ、私は、知らないではないのではないかと、だから、もう喫煙をした状態だというふうに認識をいたしております。

○二十五番（岩男三男君） ここに「生涯健康大分二一健康応援団 栄養食生活」、そし

て「生涯健康大分二一推進協力事業所登録証」。登録をしてインターネットによりまして栄養価を示している食堂とか、あるいは分煙をきちっとしているレストラン、食堂、そういうところについては、登録証を発行してインターネットを通じて宣伝もしております。今、十号線を通ってみましても、レストランとかうどん屋さん、そういうところには、「法律の改正によって、おいしい食事をしていただくために禁煙としております、御協力をお願いします」、このように書いてあります。この別府市の職員組合にどうだこうだと言うけれども、庁舎内にあるレストラン、ここは灰皿を持っていけばどこでも吸えるようになっていきます。灰皿は自由です。喫煙場所も喫煙コーナーも何もない。ここらに対してやはり配慮が足りない。むしろ行政棟の中にあるレストラン、こうした登録証、こういうものを一番に、これはもう次々に受け付けするわけですから、「健康応援団募集中」ということですね。健康応援団マップ、これらも出ております。これはやはり総合振興センターが管理するのであれば、城島においても同じです。行政がまず、行政というか行政内にある、いわば「行政」と言っても過言ではないと思うのです。そういうところが見本を示して、私は、言っているように、たばこを吸うなどが今まで一言も言ったことはありません。むしろ高額納税者ということで、（笑声）ありがたく思っております。しかし、あなた方の考え、もう少し配慮をしなければならないのではないかと思いますけれども、これは担当課長、所管が違ってもわかりませんが、やはり名前も幸いに「スワン」という名前がついていますから、これは禁煙にするのか、幸いにしてフロア、一階部分のフロアに喫煙場所を設置するということですから、共同で使えるようにするか、これはスワンと協議をして早急に対策を講じていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（山川浩平君） お答えいたします。

重ねて厳しい御指摘がございましたけれども、まさにそのとおりだと認識をいたしておりますので、職員厚生会を通じまして、実際に営業しておりますスワンとその辺を協議して……。補足させていただきますと、職員の労働安全衛生委員会がございます。この中に他の執行機関が全部入っておりますけれども、そういうところにはこういう方向になりますというのは、職員組合も一緒ですが、報告をさせていただいております。ただ、スワンについては、ちょっと私は灯台もと暗しでその辺に報告をする、通達をするというのが欠けておりましたので、その辺、指導をしていきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） ぜひきちっとした対応をして、県にも登録証を発行していただくような手続きまできちっと指導して、市民が安心して健康でさわやかな気分で食事ができるように対応方をよろしく願いいたします。

さて、次に、市内の喫煙の対策につきましても、これは「湯のまち別府健康二一計画」、こういうものがありますので、特に伊南課長から、その中で検討していけばいいのではないかなというような意見も聞いておりますので、きょうは、この件については省略をさせてい

ただきますが、市内の喫煙、歩きたばこ、マナーアップ、これらに対してはぜひ今後も取り組みをしていただきたい。このことを要望して、次の質問に移ります。

次は、高齢者に対する市営温泉対策ということで、堀田温泉が完成しました。非常に利用度がいいみたいです。浜脇湯都ピアも一階から入りたいという、百十段の階段の上がりおりはきついという声も高齢者の間から出ております。こうした中で特に履物を脱いで上がりおりをする場所にいすか手すりをつけてほしい。これは特に現在の堀田温泉から要望が出ているわけですが、堀田だけではなくしていろんな集会所等におきましても、下足の上がりおり、脱いで上がりおりをする場所に何らかの対応は必要である。これは集会所等も含めてですけれども、今回は市営住宅をお願いしていますけれども、当局として何か検討されているのでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

堀田温泉につきましては、ことしの四月に新たにオープンしたわけですが、建築の際にバリアフリーに最大限の注意を払い、設計に取り入れて高齢者の方、体の不自由な方が不便なく御利用できる施設として取り組んできたところでございますが、しかし、まだ気づかない点、目の行き届かない点が多々あると思われまます。御指摘の件につきましては、今、手すり、一つがいいのか、途中で曲がったのがいいか、入浴を利用されている方の意見を聞きながら取り組むように対応させていただいているところでございます。よろしくお願ひします。

○二十五番（岩男三男君） ぜひこうした対策、これからどうしても高齢化時代に入っていきますので、市民の声を聞きながら対策を講じていただきたい。

さて、次の市営温泉の市民入浴券の取り組みについて。

これは、前の議会でも聞きましたけれども、どの温泉でも市民入浴券が利用できるような制度を考えてほしい、そして、今利用している入浴券が非常にちゃちというか、弱いというか、ちょっと温泉でぬれた手でさわったらくしゃくしゃになるとか、こういうような声が聞かれますけれども、当局としてこの点については掌握をされていると思しますので、善処方を要望して、この件については、また次回に回します。

次に、別府リサーチヒルと土地開発公社について、質問をいたします。

このリサーチヒルと土地開発公社、我が党の堀本議員が先ほど質問いたしましたけれども、財政状況が厳しいということで、緊急財政……何ですかね、（発言する者あり）という制度を出している中でリサーチヒル、私のもとに、「どこか、岩男さん、いい土地はなかるうか。六百坪ほど欲しいのだ」ということで――市長――声がかかりましてね、商工課に問い合わせました。「議員さん、それはあなた、ちょうどいいのがある」と言うわけですよ。六百坪。そして、「値段も高かったら買えないやん」と言うのです。そこで、「幾らするのだ」と言ったら、「約六百坪で単価にしたら八万ぐらいであるのですよ」と

言うのです。

そこで、見に行ってもらいました。もう実に驚くことに、この六百坪の土地の有効利用できる土地は四百坪なのです、六百坪のうち。二百坪は傾斜地。（笑声）その後、担当課長、私の問い合わせは記憶されていると思いますけれども、その後、何社もあなたも案内していると思いますけれども、このような同じような意見が課長のもとに届いているのではないですか。この土地を案内して、その後の経過について、若干説明してください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

別府リサーチヒルにつきましては、ことしになってから四社ほどの企業の方を現地に御案内いたしております。その方の御意見としましては、ちょっと交通アクセスが悪いというようなことと、分譲地の形がちょっと変形している、建物が建てにくいとか、今、議員さんがおっしゃいましたように、のり面が非常に多く、むだな面積が多いというような御指摘を受けております。

現状、当初はリサーチヒルにつきましては、セイコーエプソンに対しまして十七万四千元で売った経緯もありますけれども、その後、地価も下落しておりますので、分譲地の価格の見直しも必要ではないかと考えております。

○二十五番（岩男三男君） あなたがやり取りしたその土地は、六百三十八・二坪で坪単価が八万二千九百七十六円。ここで売れ残っている土地で高いところは二の二という番号がついているところで六百八十四・四、坪単価が十五万二千三百八十九円、このようなこと出ていますけれども、今、担当課長が言ったように、交通アクセスが悪い、そして土地が傾斜地が多い。杵築とかその他の土地に行っても、フラット、すべてが使える、もちろん建ぺい率はあるでしょうけれども、余りにも販売の対象が、もう見た瞬間「あ、この土地はだめだ」、課長は言われていますよね。余りにもひどい。

さて、そうした中で、今言った別府市緊急財政再生宣言なるものをあなた方は四月に行っているけれども、ここに市長、こういう、これはあなたがたぶん決裁してつくったのだと思うのですけれども、課長、資料を市長のところに届けてください。これは商工課でリサーチヒル販売に対して資料をつくっている。最初に、「豊かで美しい自然環境と日本一の温泉によるいやしの国際都市 別府市長浜田博」、大きく市長の顔写真。私の選挙のときのチラシより写真が大きい。（笑声）それは余談ですけれども、さて、そうした中でリサーチヒルの内容、地図、そして別府市の状況、二、四、五枚つくっている。この費用は幾らかかったのですか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

二十万円でございます。千枚印刷しております。

○二十五番（岩男三男君） 担当課長、あなたは今まで案内をしながら、このいわばテレビでも放映されました塩漬けの土地、これを販売するためには鑑定評価もやり直さなけれ

ばいけない。この傾斜地についても緑地帯にするか何らかの対策を講じなければならないということは、だれよりもあなたが一番認識しているのではないですか。そういう中にあって、もうすぐ鑑定評価を取りかえ、あるいはこの土地の坪数にしても、私は、こうした傾斜地については緑地帯にするなり、何らかの方法が必要ではないかな、このように思うのです。

先ほど、二十七番議員がちょっと触れられました各務原市、ここに私も視察に行ってきました。ここは、当時の特別委員会の朝倉委員長とともに行ってきたわけですが、まさにこの開発も違うのです。市も土地も違いますが、開発も民間が開発をし、そして民間の業者が開発したところを、民間業者が販売まである部分では請け負っている。

そして私有地は市と県が買い取る——私有地ではなくて公有地。失礼しました。

むしろ今回のこうした土地、これに対して傾斜地については緑地帯として有効な土地だけを販売するような方策を講じないと、これを幾ら持って回っても、今まで何社か来た、私も実際連れていった。しかし、もう一言で「だめです、この土地は。こんな傾斜地を買えますか」。むしろ怒りをあらわにして言われる。あなた方は、これらに対してこれだけ二十万も費用をかけて、全部がだめとは言えませんが、もう少し熟慮をしてこうした資料をつくるべきではないかと思うのですけれども、この今後の対策についてどのように考えていますか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

確かにのり面の多い分譲であるということにつきましては、認識をいたしております。この分譲地につきましては、区画ごとに今形状が異なっておりますので、来年度あたり、鑑定評価を行いまして、のり面の多い分譲地につきましては、現状においても販売価格につきまして考慮していきたいと考えております。

また、この企業誘致のパンフレットにつきましては、確かに地価が下がっているのもっと考えてよかったのではないかという御指摘でございますけれども、今年度いろんな形で企業誘致、リサーチヒル、また楠港に対する問い合わせというものが非常に多くて、パンフレットが欲しいというような企業からの問い合わせもありましたので、今回、印刷いたしました。そういう配慮が足りなかったということにつきましては、大変申しわけなかったと考えております。

○二十五番（岩男三男君） 「配慮が足りなかった」の一言で終わったら困るのです。やはりこうしたもろもろのあなた方は背景を配慮するのとあわせて、この緊急財政再生宣言なるものを行いながら、いわばむだ遣い。これは考えてもらいたい。

さて、そうした中で、この土地は、別府市土地開発公社が先行取得によって買い取ったものですけれども、今あらゆるところでこの土地開発公社の解散、熊本を含めて解散、それは、別府市が引き取らなければならない土地、このリサーチヒルだけでも毎年一千万の

利息を払っていると思うのです。これはもう、今土地開発公社がそのまま存続していくことによって職員の給料とか旅費、その他会議等相当むだな出費が出ていると思うのです。これらに対してあなた方は、この土地開発公社をこのまま存続するのか。あるいは、この土地開発公社の解散を視野に入れながら年次計画を立てて別府市がこれらのものを引き取る、これも一つの方法ではないかと思うのですけれども、これに対して当局ではどういうお考えですか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

土地開発公社の本来の目的でございます土地の先行取得自体の事務量は、確かに減少しております。別府市におきましても、平成十年度に松原市場跡地を先行取得しましたのを最後に、公共の取得事業は実施されておられません。現在、土地価格の下落が続いておりますが、現在の経済状況では、事業用地の先行取得の意義が薄れておるといことも認識しております。今後、別府市の保有土地、いわゆる塩漬け用地ということでございますが、公社及び財政当局と協議しまして、引き取りを年次計画により行い、公社のあり方についても検討していきたいというふうに思っております。

○二十五番（岩男三男君） では、これはあなたの責任ある立場でぜひ確認の答弁をしていただきたいのですけれども、市長でもいいのですけれども、こうした公社の解散は、平成十三年度から十三公社がすでに全国で解散をしております。この塩漬けの土地を引き取るまで絶対に解散できないのかどうか。ここらも考えながら、やはり今、年次計画、しかればいつからいつまで年次計画でやるのか。そこらに対する取り組みを答弁してください。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、土地開発公社につきましては、全国的な流れで、先日も熊本市の方で土地開発公社の解散というのが出ておりました。そういう中で、先ほど課長が申しあげましたように、今、いわゆる塩漬けの土地というのがございます。そういう中で、今、財政当局といたしましても、この引き取りということ視野に入れて県とも話をしているところでございます。今後につきましても、そういう流れもございます。そういう形でその存続また廃止、そういう面につきましても、十分今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○二十五番（岩男三男君） きょうは、もう最後でもあるし、時間が余りないので、またこの件についてはどのように検討したか、次回、総括をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市営住宅の管理センターについても、これは民間でできるということで、大きく流れが変わったようですけれども、この件についても、また後刻質問をしてまいりたいと思います。

最後、最後というか、市長が日田サテライトにつきまして、「一身をなげうつ覚悟で最

優先課題として取り組む」、このように強い決意をにじませていただきました。この我々議会がこれを否決したのには、馬券の発売を、議会においてこれを否決した経過がありながら、日田市もこれに対して反対であるということで、杉乃井の下で馬券の云々があったのですね。

さて、そうした中でこの発券機を議会で否決したわけですけれども、本来は議会が否決した時点で前市長は早期に、前市長というか当局が、速やかに溝江建設ときちっとした対応をしていれば、このような事態に至らなかった。いわば当局の怠慢。もう今は前市長はやめていますので、そのことについてはもう余り触れませんが、どういう流れがあったのかわかりませんが、これは当局の重大なる失政である、このように思います。

もう一点。日田市と別府市を比較してみると、日田市の方が外交戦においてはるかに上であった。例えば日田市長が別府市に議会中に来た。その時に当時の秘書課長が、「市長は時間がとれず会えません」と言っておきながら、来たときに、「担当課長でいいから」という電話で受けながらも、マスコミに一言も言わなかったために、「別府市長が逃げた」と言って別府市のイメージが大きくダウンされた。非常に我々にとっては、この別府市の外交戦上のマイナス、イメージ低下というのは、非常にざんきな思いがいたしました。

さて、そうした中で市長が交代をされまして、浜田市長が、このことを最優先課題に。私もどちらかというところ...、どちらかではなくて人がいいので、皆さん方が...（発言する者あり）ありがとうございます。皆さん方が全員協議会で話してくれたときに、まさに溝江建設ともきちっと、もう補償も、そうした問題が起きない、このように理解をしていたのですが、今議会において次々と質問を聞いていると、あたかもなにか補償問題だけが大きく別府市にのしかかってくるのではないかという、市民に大きな不安を与える。

そこで市長。あなたの言うこの「一身をなげうつ覚悟」というのは、別府市の利益を守ることであり、別府市民のためにいかにこの利益を守るかというのが、あなたに課せられた使命だと思うのです。もちろんこれをどこかの時点で決断しなければ、溝江建設にしてもいつまでもこれを引っ張られたのでは、どこまで行くのかわからない。そういうことで、これは市長の決断に対しては、私はある部分では評価をしたいと思います。しかし、これによって別府市に対して大きな何か補償とか請求が上がってきたときは、これは市民としては納得できない部分が大きく反響として上がってくると思うのですけれども、そういう意味を含めて、市長は「一身をなげうつ覚悟で」という言葉がありましたけれども、この別府市の利益を守るために全力を尽くす、このような理解でいいのかどうか、もう一度答弁をお願いします。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

長というものは、やはり市民の財産・利益を守るというのが原則だと思います。そうい

う立場で円満解決に向けて一身をなげうって誠心誠意頑張っていきたいという思いでございますので、よろしく願いいたします。

○二十五番（岩男三男君） 円満解決ということは、もちろん補償を含むこととして、日田市の方もこの問題に対して協力をするという助役答弁、市長答弁を聞いておりますので、これから先、やはり今のままだったら市民が非常に不安感を抱く。できるだけ早くそうしたことのないように、安心感を与えるように万全を期していただくように強く要望いたしまして、残り十一分ありますけれども、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思います。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時十一分 散会